

# 第6次 長崎県廃棄物処理計画

～ながさき資源循環推進計画～



みなが咲き、  
ながさき。

長崎県

令和8年3月





## はじめに

本県では、循環型社会形成のため、廃棄物の発生抑制やリサイクル、適正処理の推進に関する施策を総合的に進めてまいりました。今後は、こうした取組に加え、天然資源の消費抑制や環境への負荷低減にも留意しながら、資源を効率的かつ循環的に有効利用する循環経済への移行を推進し、気候変動、生物多様性の損失や環境汚染などの課題に適応した質の高い生活など持続可能な社会の実現が求められています。

今回、これらの状況を踏まえ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、令和8年度を始期とする新たな「第6次長崎県廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画は、「長崎県総合計画みんなの未来図 2030」並びに「第5次長崎県環境基本計画」との整合を図り、目指す将来像を「環境への負荷が少ない循環型社会」と定めました。また、この将来像を実現するために、「食品ロス削減などの4Rの推進」、「プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進」及び「廃棄物の適正処理の推進」という3つの重点施策や数値目標を設定するとともに、県民、事業者、NPO、大学及び行政などのあらゆる主体が連携・協働しながら循環型社会の形成を推進していくこととしています。

県民の皆様並びに事業者の皆様をはじめ関係各位におかれましては、循環型社会の形成に向け、地域を支える一員としてご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました長崎県環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

令和8年3月

長崎県知事 平田 研

# 第6次長崎県廃棄物処理計画

～ながさき資源循環推進計画～

## [ 目 次 ]

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の目的	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間、目標年次及び対象	4
4 SDGs の推進	7
第2章 現状と課題	9
1 一般廃棄物の現状と課題	10
(1) ごみの排出状況	11
(2) 再生利用状況	14
(3) 中間処理状況	16
(4) 最終処分状況	18
(5) ごみ処理事業経費	19
(6) ごみ処理施設の状況	20
(7) 前計画の目標と達成状況	21
(8) し尿処理の状況	22
(9) し尿処理施設の状況	23
2 産業廃棄物の現状と課題	24
(1) 排出状況	24
(2) 処理・処分状況	28
(3) 再生利用・最終処分状況	32
(4) 処理体制の状況	36
(5) 前計画の目標達成状況	39
3 適正処理の現状と課題	41
(1) 適正処理の状況	41
(2) 不法投棄の状況	43
第3章 廃棄物の排出量及び処理量の将来予測	47
1 一般廃棄物の排出量及び処理量の将来予測	48
(1) 1人1日あたりのごみ排出量及び処理量の将来予測	48
(2) 年間ごみ排出量及び処理量の将来予測	50
(3) し尿等の排出量及び処理量の将来予測	51
2 産業廃棄物の排出量及び処理量の将来予測	52
(1) 年間排出量の将来予測	52

(2) 処理量の将来予測 .....	56
第4章 目標の設定 .....	57
1 長崎県の目指す将来像 .....	58
2 一般廃棄物の数値目標 .....	59
3 産業廃棄物の数値目標 .....	61
第5章 目標達成のための策 .....	63
1 環境への負荷が少ない循環型社会に向けた施策について.....	64
1 - 食品ロス削減などの4Rの推進 .....	65
(1) 実践型4Rの推進（県民運動）.....	65
(2) 多チャンネル連携型による普及啓発強化（効果的な啓発の取組）.....	66
(3) 従来取組 .....	67
(4) 食品ロス削減の推進 .....	68
(5) 各種リサイクル法等に関する取組.....	70
Topic リチウムイオン電池 .....	72
(6) その他の取組.....	72
(7) ネットワーク形成の推進.....	73
1 - プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進 .....	74
(1) プラスチック資源循環促進法について.....	74
(2) 海岸漂着物対策の推進について .....	75
1 - 廃棄物の適正処理の推進 .....	78
(1) 各主体による適正処理の推進.....	78
(2) 一般廃棄物の適正処理の推進 .....	82
(3) 産業廃棄物の適正処理の推進 .....	86
(4) 散乱ごみ対策の推進 .....	93
2 地域循環システムと地方創生.....	95
(1) ごみ処理広域化の推進（一般廃棄物関係）.....	95
(2) 長期広域化・集約化計画策定について（一般廃棄物関係）.....	98
(3) 非常災害時における廃棄物の適正な処理（一般廃棄物関係）.....	99
(4) 資源循環のための事業者間連携（産業廃棄物関係）.....	99
第6章 計画の推進 .....	101
1 計画の推進 .....	102
2 計画の進捗管理と見直し .....	104
参考資料 .....	105



# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の目的

本県では、目指す将来像「ゴミのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」」の実現に向け、令和3年3月に策定した「第5次長崎県廃棄物処理計画～ゴミゼロながさき推進計画～」に基づき、県内における廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理の推進に関する施策を実施してきたところですが、県民1人1日あたりの一般廃棄物排出量が全国平均と比べて多く、また、廃棄物の再生利用率は全国平均よりも低い状況にあります。

こうした中、今後は、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減するため、廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用（リサイクル）など4Rの取組を推進し、「環境への負荷が少ない循環型社会」を目指す必要があります。

また、国は第5次循環型社会推進基本計画（令和6年8月閣議決定）の中で、気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の解決といった環境面だけでなく、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現といった、様々な社会的課題の解決にも貢献する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を国家戦略として打ち出しています。

従来的大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、循環型社会が私たちの生活に浸透した地上資源基調の「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現することにつながるものです。

こうした県内の廃棄物処理等の現状や国の動向等を踏まえ、前計画を見直し、令和12年度を目標年度とする新たな「第6次長崎県廃棄物処理計画～ながさき資源循環推進計画～」を策定しました。本計画は、県内で発生する廃棄物の減量化、再生利用及び適正処理を更に推進するために必要な目標や施策等を定めるとともに、ごみ削減や再使用・リサイクルなど、環境に配慮した行動が実践されるよう、循環型社会の形成を推進していくための基本的な方向を示すもので、県民、事業者、NPO、大学、行政など全ての主体が4Rの取組について協働・連携していくための指針となるものです。

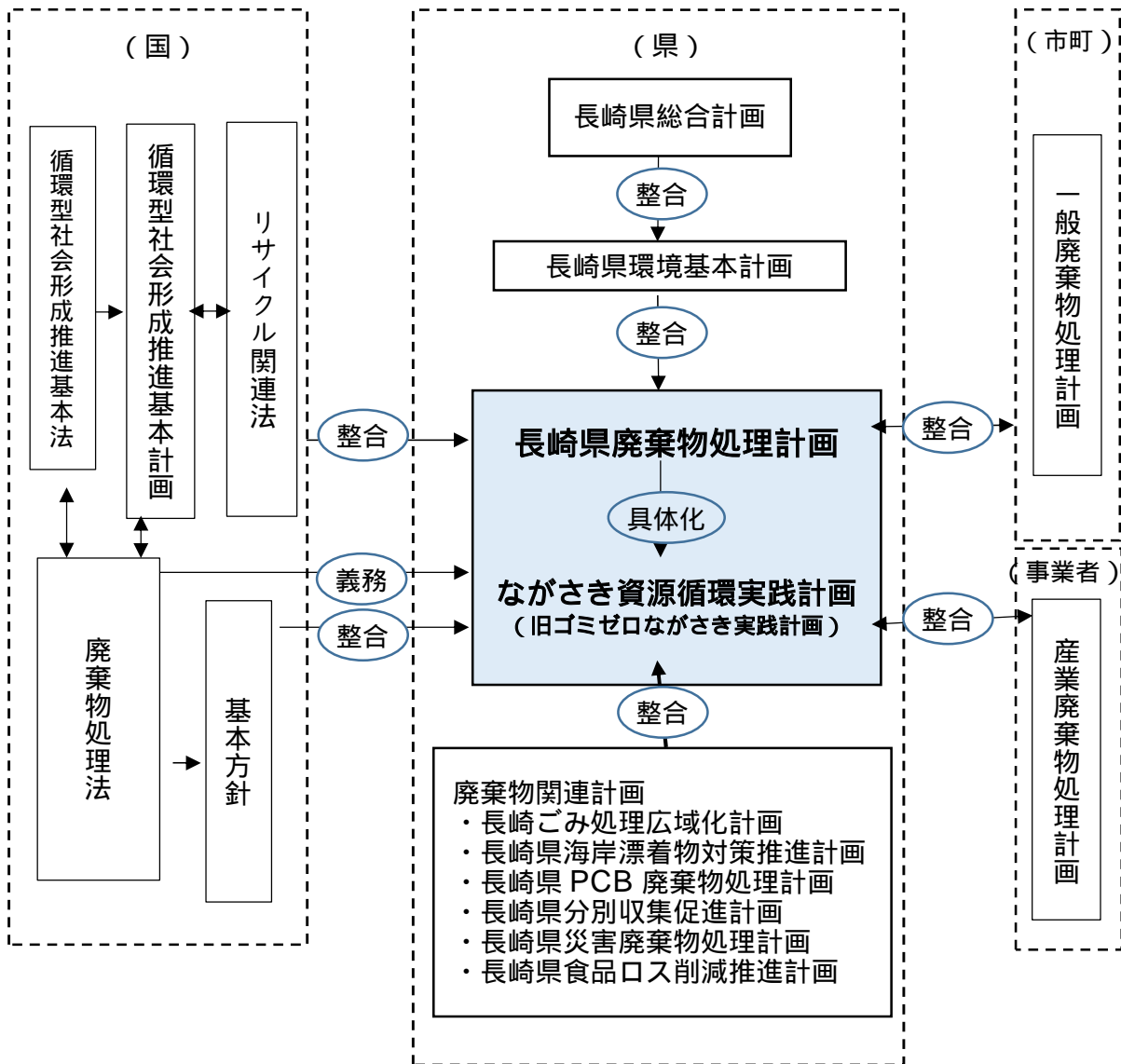
## 2 計画の位置づけ

本計画は、循環型社会の形成に向け、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、知事が定めた廃棄物処理計画です。

計画の策定にあたっては、環境大臣が定める「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和7年2月28日環境省告示第6号、以下「国の基本方針」という）に沿って、循環型社会形成推進基本計画を始めとしたリサイクル関連各法とも整合を図り、さらには県の上位計画である「長崎県総合計画」や「長崎県環境基本計画」ほか、県の廃棄物処理に関連する各種計画とも整合を図っています。

また、市町が定める一般廃棄物処理計画や、多量排出事業者が定める産業廃棄物処理計画を策定の際の指針となるものです。

国の方針について：令和6年8月に決定された第5次循環型社会形成推進基本計画に基づき、循環型社会形成に向けた関連指標とその目標値設定の考え方を示しています。

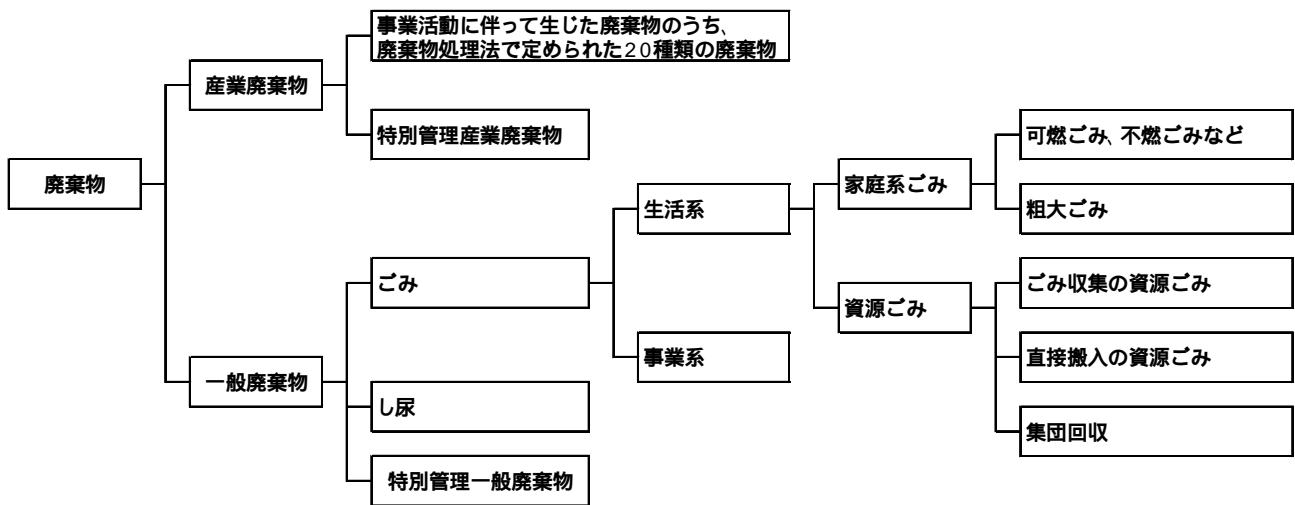


### 3 計画の期間、目標年次及び対象

本計画の対象期間は、令和8年度から令和12年度までの5か年間とし、令和12年度を目標年次とします。

また、対象とする廃棄物は、次の図に示す廃棄物とします。

廃棄物の分類



## 廃棄物処理計画に関する事項

令和元年度	令和2年3月 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の閣議決定 ・食品ロス削減推進法第11条の規定に基づき、食品ロスの削減の推進の意義及び基本的な方向、推進の内容、その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項を定めており、家庭系・事業系食品ロスの削減目標（2000年度比で2030年度までに5割減）を設定
令和4年度	令和4年4月 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行 ・プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置を規定
令和5年度	令和5年6月 「廃棄物の減量その他のその適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更 ・2050年カーボンニュートラルに向けた脱炭素化の推進、地域循環共生圏の構築推進、ライフサイクル全体での徹底した資源循環の促進等、廃棄物処理を取り巻く情勢が変化していることを踏まえ、廃棄物分野における脱炭素化の推進、循環経済への移行に向けた取組の推進、廃棄物処理施設整備の広域化・集約化、デジタル技術の活用等による動静脈連携を規定
令和6年度	令和6年5月 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律」施行 ・高度な技術を用いた再資源化事業等を促進し、今後必要とされる再生材の質と量の確保に向けた資源循環産業の発展や、関連する温室効果ガス排出量のさらなる削減を目指すことを規定
	令和6年8月 「第5次循環型社会形成推進基本計画」の閣議決定 ・循環経済 への移行を「国家戦略」として位置づけ
	令和7年2月 「廃棄物の減量その他のその適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」の変更 ・令和6年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画と整合させる形で、目標値を改定
	令和7年3月 「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の閣議改定 ・事業系食品ロスの削減目標（2030年度までに5割減）を2022年度に達成したことを踏まえ、2000年度比で2030年度までに6割減とする目標を新たに設定（家庭系は従来どおり2000年度比で2030年度までに半減）

## 循環経済（サーキュラーエコノミー）

人類の活動は地球の環境収容力を超えつつあり、気候変動や生物多様性の損失、環境汚染を深刻化させています。このような状況において、私たちは、資源循環だけでなく、気候変動、生物多様性の保全、環境汚染の防止にも同時に取り組む必要があります。

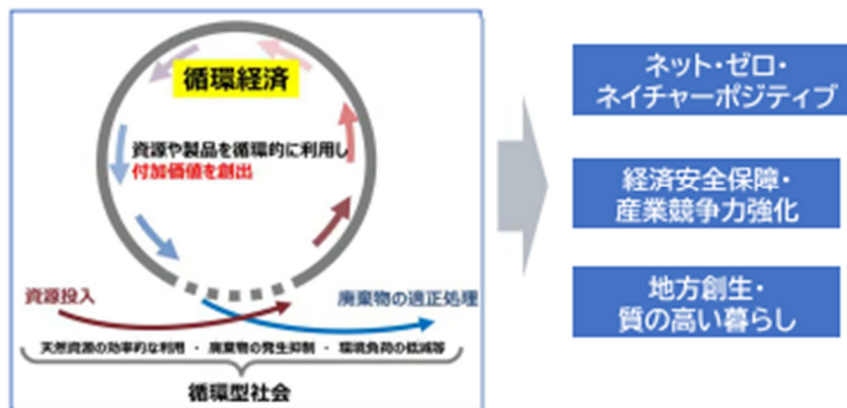
これまでは、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行の線形経済でした。循環経済（サーキュラーエコノミー）とは、資源の投入量・消費量を抑えつつ、循環資源をリサイクル等する4Rの取組を進め、再生可能な資源の利用を促進し、ストック（すでに社会にある建物や製品などのこと）を、できるだけ長く活かし、物売るだけでなくサービスとして提供するなど、資源や製品の価値を最大限に引き出すものです。こうした考え方による取組への移行は、資源消費を最小化し廃棄物の発生抑制や環境負荷の低減等を実現する有効な手段であり、循環型社会を形成するうえでの強力な力です。それだけでなく、循環経済への移行は、資源循環の観点から気候変動・生物多様性損失・環境汚染という主要な環境問題を含む社会的課題を解決し、経済成長を実現し、将来にわたって質の高い生活をもたらす「新たな成長」を実現し、「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現するための重要なツールです。

こうしたことから、国は、第5次循環型社会形成推進基本計画では、循環経済への移行を国家戦略として位置付けた上で、重要な方向性として、以下の5つの柱を提示しています。

- 循環型社会形成に向けた循環経済への移行による持続可能な地域と社会づくり
- 資源循環のための事業者間連携によるライフサイクル全体での徹底的な資源循環
- 多種多様な地域の循環システムの構築と地方創生の実現
- 資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生の実行
- 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

### 循環経済（サーキュラーエコノミー）のイメージ

- ◆ 大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵



鍵となる「循環経済への移行」を進めていく必要

（出展：環境省「第五次循環型社会形成推進基本計画（パンフレット）」令和6年8月）

## 4 SDGs の推進

2015年（平成27年）の国連総会において、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。その中で、「誰一人取り残さない」を基本理念とし、持続可能な世界を実現するため2030年までに到達すべき国際社会全体の目標「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」として、17のゴール（分野別目標）及び169のターゲットが提示されており、この中には、水・衛生、エネルギー、持続可能な都市、持続可能な生産と消費、気候変動、陸域生態系、海洋資源といった地球環境そのものの課題及び地球環境と密接に関わる課題に係るゴールが含まれています。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標 1_貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
目標 2_飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
目標 3_すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
目標 4_質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する
目標 5_ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う
目標 6_安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
目標 7_エネルギーをみんなにそしてクリーンに	エネルギーへのアクセス：すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

第1章 計画策定の趣旨

目標 8_働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
目標 9_産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
目標 10_人や国の不平等をなくそう	各国内および各国間の不平等を是正する
目標 11_住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市および人間居住を実現する
目標 12_つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
目標 13_気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
目標 14_海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
目標 15_陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
目標 16_平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
目標 17_パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



部分は長崎県廃棄物処理計画で目指すこととする目標です。

## 第2章 現状と課題

## 1 一般廃棄物の現状と課題

「長崎県ごみ処理広域化計画（平成21年7月改訂）」では、以下のような広域ブロックを定めています。

本計画では、県全体の現状とあわせて、この広域ブロックに沿った現状の把握も行い、目標を定めます。

ブロック名	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/km <sup>2</sup> )	構成市町
長崎・西彼 (2市2町)	480,691	697.07	690	長崎市、西海市、長与町、時津町
佐世保・県北 (3市4町)	324,300	991.83	327	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町 川棚町、波佐見町、佐々町
県央・県南 (5市)	347,270	935.84	371	島原市、諫早市、大村市、雲仙市 南島原市
下五島 (1市)	31,928	420.04	76	五島市
上五島 (2町)	17,805	239.47	74	小値賀町、新上五島町
壱岐 (1市)	22,736	139.42	163	壱岐市
対馬 (1市)	25,975	708.63	37	対馬市

人口は「長崎県異動人口調査結果（令和6年10月1日現在）」に基づき集計

(1) ごみの排出状況

## 現状

令和6年度におけるごみ排出量は42万4千トンです。令和元年度に比べ約5千5百トン減少しました。

「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「県央・県南」の3ブロックでごみ排出量全体の約9割を占めています。

- 1人1日あたりのごみ排出量は、緩やかであるものの減少しています。しかしながら、全国平均と比較すると79g高い水準(令和5年度：全国平均851g/人・日、長崎県930g/人・日)となっています。
- 令和5年度における事業系ごみの1人1日あたりのごみ排出量は、全国平均よりも高い水準にあります。また、家庭系ごみにおける1人1日あたりのごみ排出量についても全国平均よりも高い水準にあります。

## 課題

事業系ごみにおいては、食品ロスの削減、食材の使い切りなど、各事業所においてできる取組を徹底し、排出量を削減する必要があります。

家庭系ごみにおいては、循環型社会の構築を推進し、食品ロスの削減や生ごみの水切り・堆肥化、雑がみ及びプラスチック類の適切な分別回収などの取組に加え、ライフスタイル全般の見直を通じて排出量を削減する必要があります。

## (用語の定義)

事業系ごみ：事業活動に伴って排出されるごみ。紙ごみや食堂などから出る食べ残しなど

生活系ごみ：家庭から排出されるごみ

家庭系ごみ：生活系ごみから「家庭から排出される資源ごみ」を除いたもの

ごみ排出量 = 計画収集量 + 直接搬入量 + 集団回収量

計画収集量：市町によって収集されたごみ量

直接搬入量：住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみ量

集団回収量：自治会や子ども会などが古紙などを回収し、市町に報告した量

1人1日あたりのごみ排出量

= ごみ排出量 ÷ ごみ収集を行っている区域の人口 ÷ 年間日数

( 人口：各年度10月1日時点の住民基本台帳人口 )

第2章 現状と課題

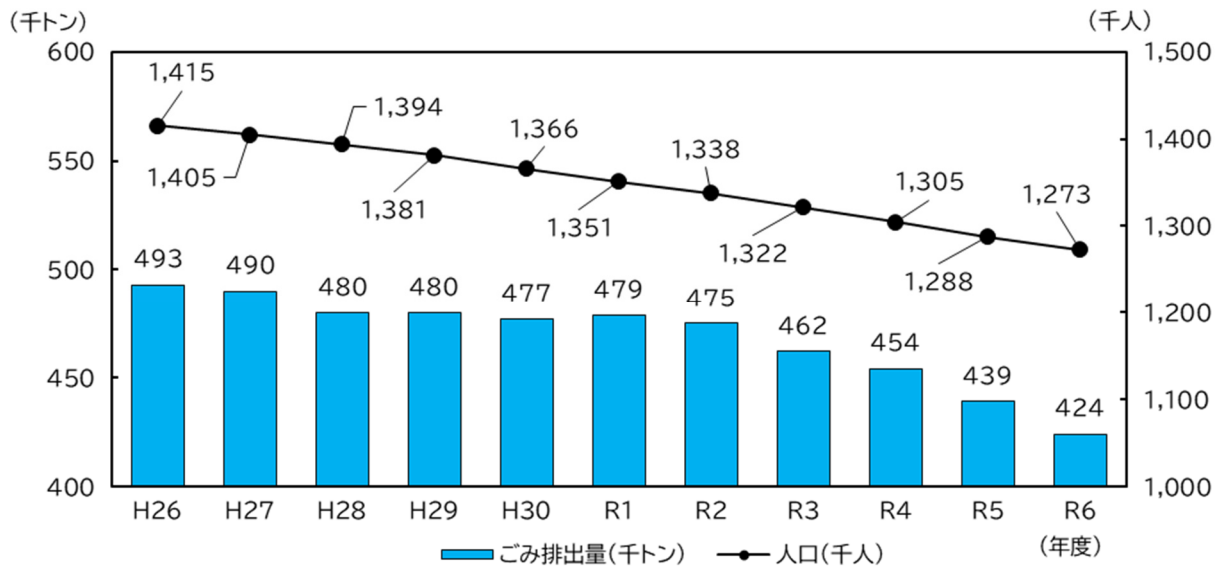


図 2-1-1 長崎県のごみ排出量及び人口の推移

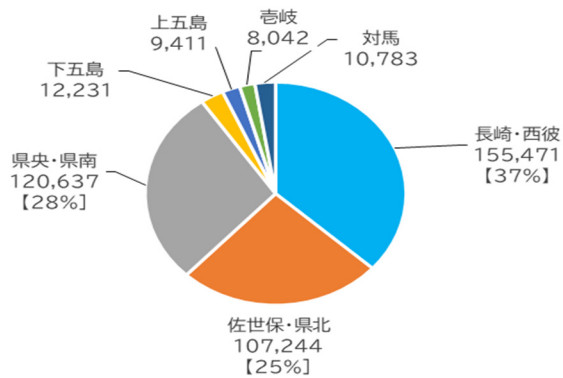


図 2-1-2 令和 6 年度ブロック別ごみ排出量（総量）の比較

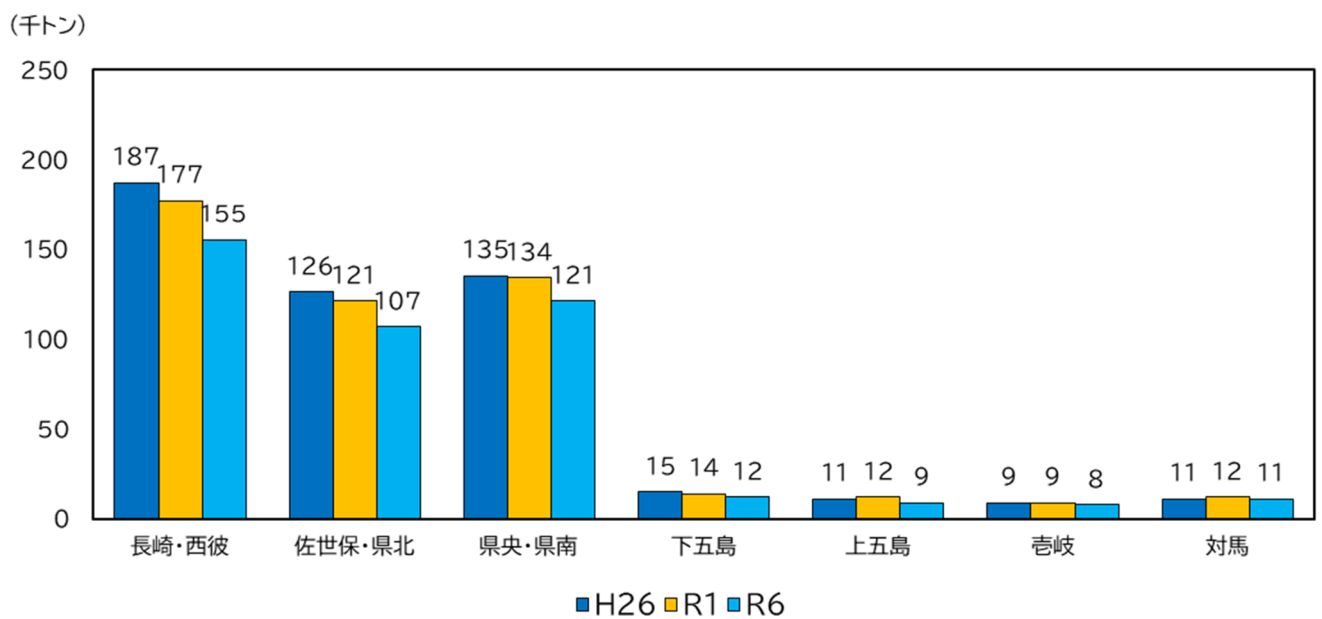


図 2-1-3 ブロック別ごみ排出量（総量）の比較

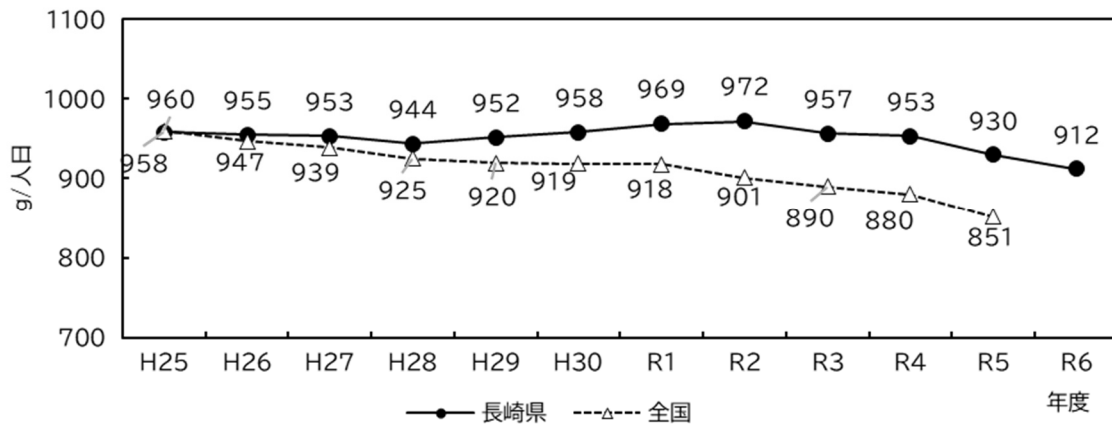


図 2-1-4 1人1日あたりのごみ排出量の推移

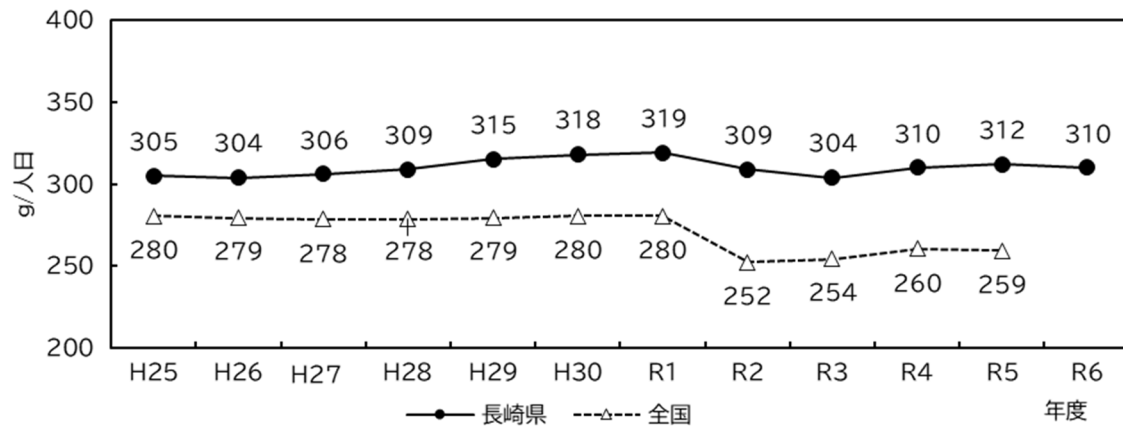


図 2-1-5 1人1日あたりの事業系ごみ排出量の推移

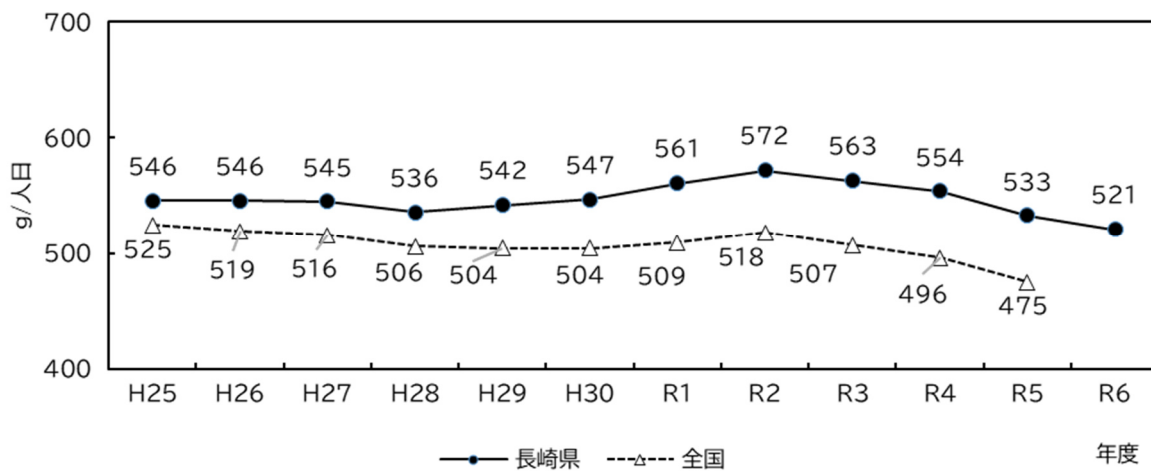


図 2-1-6 1人1日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

表 2-1-7 ごみ排出量の内訳【参考】

(単位：トン)

年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画 収集 集 量	可燃ごみ	330,512	325,023	322,234	309,395	300,880
	不燃ごみ	18,858	16,765	15,643	14,678	14,067
	資源ごみ	33,488	32,541	32,043	31,144	29,445
	粗大ごみ	2,508	2,490	1,775	1,792	1,730
	その他	461	456	443	413	426
	小計	385,827	377,275	372,138	357,422	346,548
直接搬入量		75,876	71,850	69,738	70,457	67,565
計		461,703	449,125	441,876	427,879	414,113
内訳	(生活系ごみ)	311,008	302,631	294,164	280,892	269,975
	(事業系ごみ)	150,695	146,494	147,712	146,987	144,138
集団回収量		12,903	12,594	11,830	10,738	9,706
合計		474,606	461,719	453,706	438,617	423,819

## (2) 再生利用状況

### 現状

令和6年度における再生利用率は15.9%であり、近年ほぼ横ばいの傾向となっており、令和5年度値(15.8%)は、全国値(19.5%)と比べ3.7ポイント低い値となっています。

再生利用率を品目ごとに全国値と比較すると、その差が大きいのは紙類となっています。

令和6年度における再生利用率をブロック別に見ると、「壱岐」、「県央・県南」、「佐世保・県北」の順に再生利用率が高くなっています。

### 課題

全国平均と比べて再生利用率が低く、継続して横ばいで推移しているため、再生利用率向上に向けて施策の見直しを検討する必要があります。

再生利用率が全国と比べて低い品目である紙類の再資源化を推進する必要があります。再生利用率が低い理由として、再資源化できる雑がみ類が可燃ごみとして排出されていることが考えられるため、雑がみを適切に分別し回収する必要があります。

また、市町が直接関与していない紙類のリサイクル業者が行っている再資源化についても、推進する必要があります。

### (用語の定義)

再生利用率 = (資源化量 ÷ ごみ排出量) × 100

資源化量 = 施設資源化量 + 直接資源化量 + 集団回収量

施設資源化量：リサイクル施設における分別や焼却施設におけるスラグ化等により資源化された量

直接資源化量：市町が収集後、資源化処理施設を経ずに直接再生業者等へ搬入された量

集団回収量：市民団体や自治会等による収集において、市町が用具の貸出、補助金等の交付等により関与している団体回収量

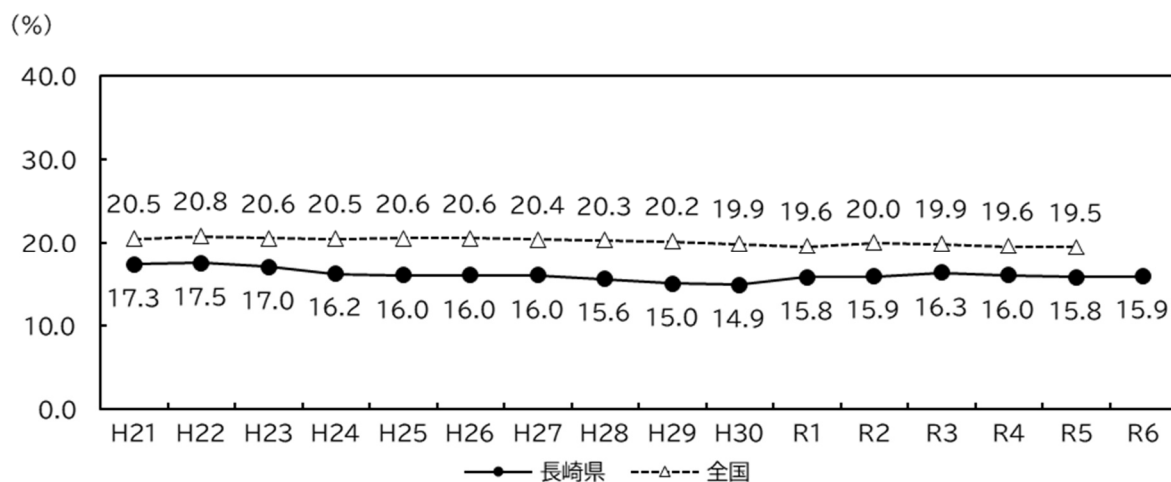


図 2-1-8 再生利用率の推移

表 2-1-9 再生利用率の全国との比較（令和5年度実績）

項目	重量		再生利用率 (%)		
	全国 (千トン)	長崎県 (トン)	全国	長崎県	全国との差
ごみ処理量 + 集団回収量	38,974	438,617	-	-	-
資源化量	7,633	69,008	19.5	15.8	-3.7
(内訳)	(資源化量内訳)		(再生利用率内訳)		
紙類 (紙パック、紙製容器包装を除く)	2,705	19,175	6.9	4.4	-2.5
紙パック、紙製容器包装	129	172	0.3	0.04	-0.26
容器包装プラスチック等	681	5,307	1.7	1.2	-0.5
ペットボトル	341	3,888	0.9	0.9	0
ガラス類	638	6,424	1.6	1.5	-0.1
金属類	736	8,300	1.9	1.9	0
布類	174	444	0.4	0.1	-0.3
ごみ焼却施設から排出される灰の再生利用に関するもの (熔融スラグ化、セメント原料化、固形燃料化等)	1,249	20,290	3.2	4.6	1.4
その他	770	4,226	2.0	1.0	-0.1

数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

## 第2章 現状と課題

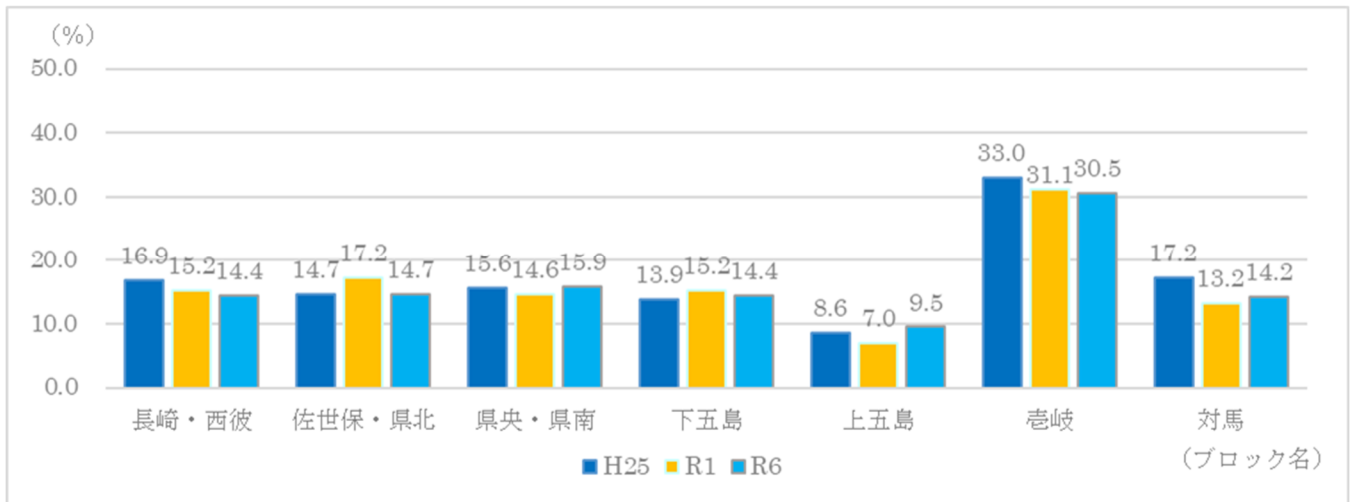


図 2-1-10 ブロック別再生利用率の比較

表 2-1-11 ブロック別再生利用率の比較内訳（令和 6 年度）（単位：％）

	長崎・西彼	佐世保・県北	県央・県南	下五島	上五島	壱岐	対馬
施設資源化量	11.1	11.1	13.8	14.2	9.5	30.5	9.2
直接資源化量	0.6	0.6	0.3	0	0	0	5
集団回収	2.7	3	1	0.2	0	0	0
計	14.4	14.7	15.9	14.4	9.5	30.5	14.2

### （3）中間処理状況

#### 現状

令和 6 年度の中間処理量は 39 万 6 千トンで、そのうち焼却施設（直接焼却）によるものが 36 万 1 千トン、粗大ごみ処理施設によるものが 1.6 千トン、資源化等を行う施設によるものが 2 万 7 千トン、直接資源化によるものが 6.5 千トンとなっています。焼却に伴い排出されるダイオキシン類の量は、令和 6 年度で 0.16g-TEQ/年であり、ごみの減量化や家庭や事業者における分別意識の向上、ごみ処理施設の広域化及び高度化等により低い水準で推移しています。

#### 課題

ダイオキシン類の発生量が少なく、熱回収や発電機能を併せ持ったごみ焼却施設の整備のほか、不燃物、プラスチック等の再資源化施設等の整備により、廃棄物の再生利用や減量化の促進につながる適切な中間処理を推進する必要があります。ダイオキシン類対策を継続していくとともに、引き続きごみの減量化やごみ処理施設の広域化などを進める必要があります。

#### （用語の説明）

TEQ：Toxicity Equivalency Quantity（毒性等量）

ダイオキシン類は複雑な同族体や異性体の混合物であり、それぞれ毒性の強さが異なるため、この中で最も毒性の強い 2,3,7,8-四塩化ジベンゾパラジオキシンの毒性を 1.0 とし、それぞれの異性体の毒性をこれに換算して合計したもの

同族体：化学的性質が互いに類似した一連の有機化合物  
 異性体：同じ分子式でありながら、化学的に区別される化合物

表 2-1-12 ごみ処理区分別の処理量の内訳 (単位：トン)

年度	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度			
		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		割合 (%)		
中間処理量	焼却施設(直接焼却)	395,309	86.2	385,855	86.7	383,490	87	372,032	86.9	361,096	89.4	
	焼却以外の中間処理	粗大ごみ処理施設	5,851	1.3	5,315	1.2	5,476	1.2	4,935	1.2	1,593	0.4
		資源化等を行う施設	38,785	8.5	37,019	8.3	35,682	8.1	35,257	8.2	27,123	6.7
		直接資源化	6,219	1.4	5,936	1.3	6,097	1.4	6,645	1.6	6,509	1.6
		その他の施設	1,892	0.4	2,010	0.5	1,823	0.4	1,879	0.4	317	0.1
		小計	52,747	11.5	50,280	11.3	49,078	11.1	48,716	11.4	35,542	8.8
	計	448,056	97.7	436,135	98	432,568	98.1	420,748	98.3	396,638	98.2	
直接最終処分量	10,526	2.3	9,101	2	8,445	1.9	7,400	1.7	7,321	1.8		
計	458,582	100	445,236	100	441,013	100	428,148	100	403,959	100		
集団回収量	12,903		12,594		11,830		10,738		9,706			
合計	471,485		457,830		452,843		438,886		413,665			

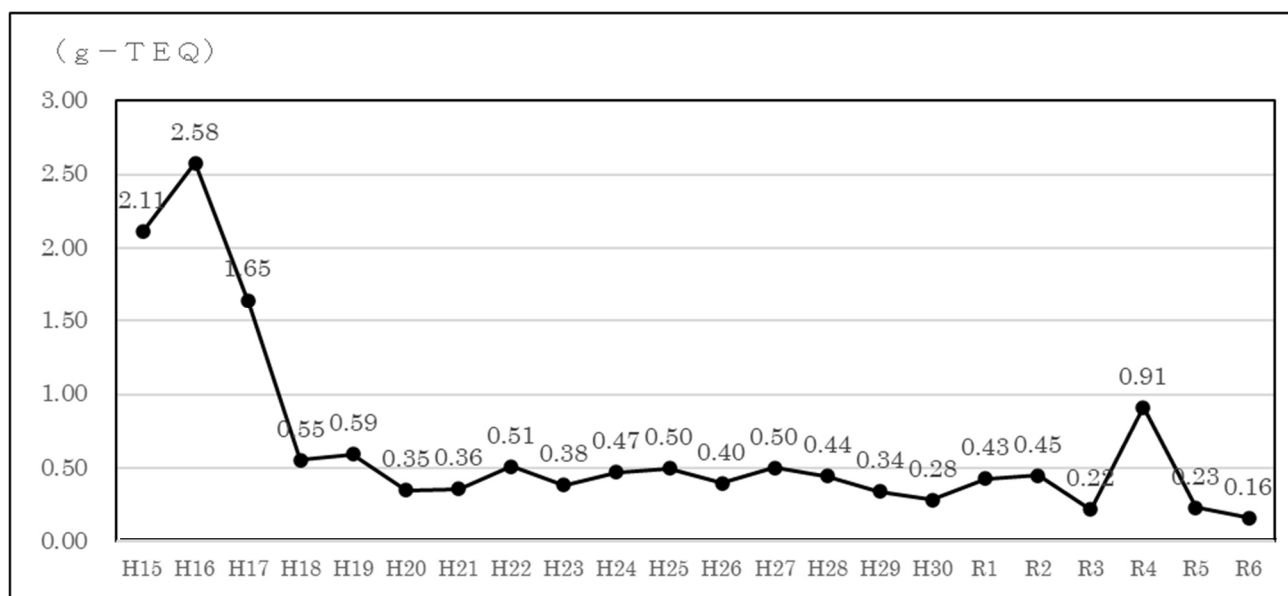


図 2-1-13 ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の年間排出量の推移

(4) 最終処分状況

現状

令和6年度の最終処分量は3万3千トンで、近年減少傾向にあります。ごみ排出量に占める最終処分量の割合(以下「最終処分率」という)は7.8%で、令和5年度値(7.2%)で比べると、全国値(8.1%)より低くなっています。ブロック別に見ると、令和6年度最終処分率は「上五島」、「長崎・西彼」が高くなっています。

課題

循環型社会を形成するため、ごみの排出量削減や再生利用を推進し、可能な限り最終処分量を抑制する必要があります。

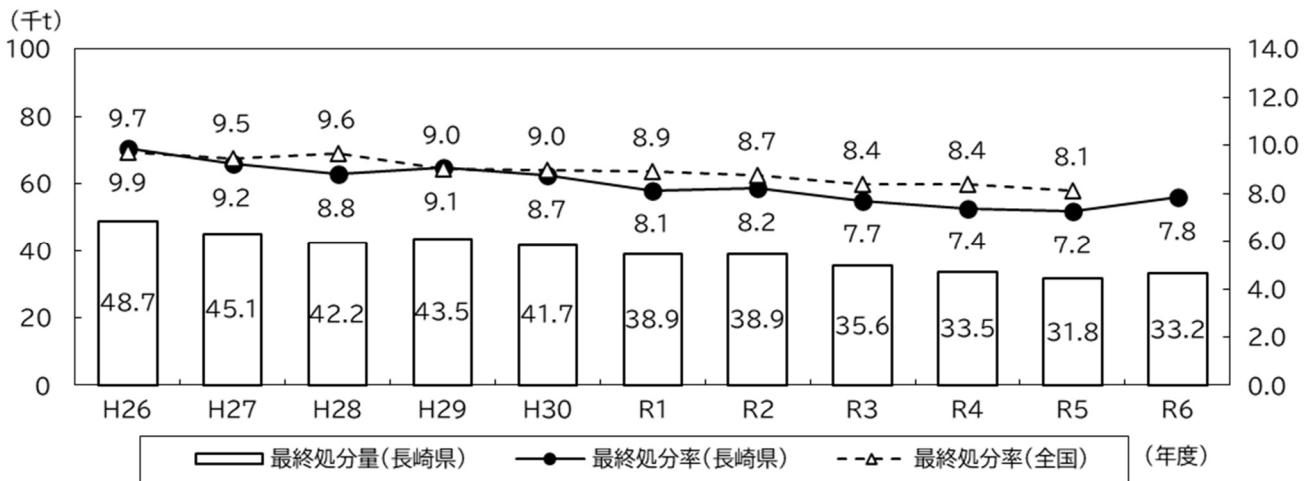


図 2-1-14 最終処分量と最終処分率の推移

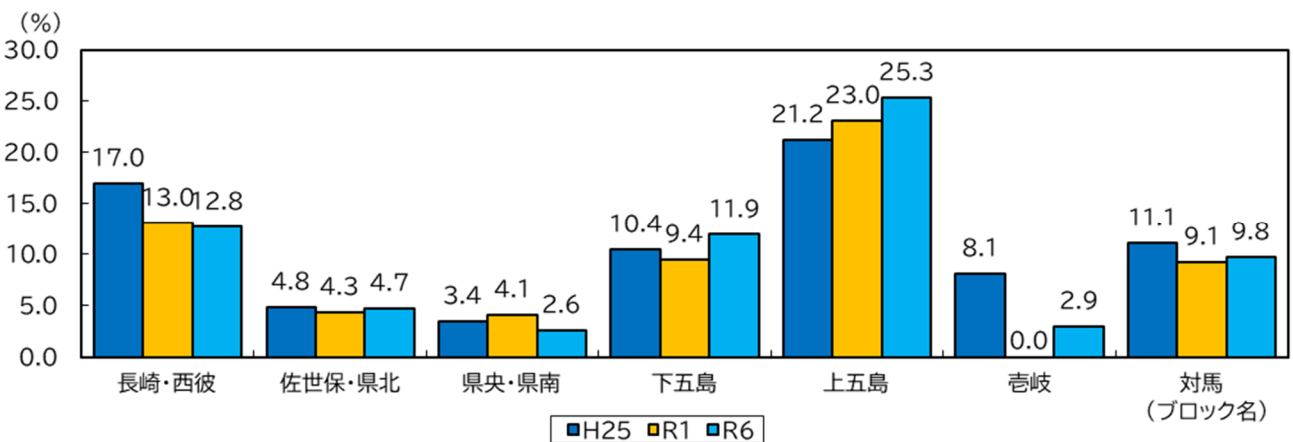


図 2-1-15 ブロック別最終処分率の比較

(5) ごみ処理事業経費

現状

ごみを1トン処理するためにかかる処理・維持管理費は、令和5年度で45,954円です。これに、施設を建設したり改造したりする建設・改良費を加えたごみ処理事業経費は66,490円になります。

ごみを1トン処理するためにかかる処理・維持管理費を、令和5年度の全国値と比べると、2,334円高くなっています。

- ごみがいっぱい入ったごみ袋1個の重さを約5キログラムとすると、そのごみ袋1個を処理するためのごみ処理事業経費は約330円になります。

課題

一般廃棄物処理に係るコスト分析及び効率化を推進し、ごみ処理にかかる経費を抑制する必要があります。

(用語の説明)

処理・維持管理費：収集運搬・焼却処理、中間処理・最終処分にかかる経費(人件費、燃料費、消耗品費、光熱水費等)、施設の修繕費、車両購入費及び委託費等  
 建設・改良費：廃棄物処理施設の整備や改造にかかる経費(工事費、事務費及び調査費等)

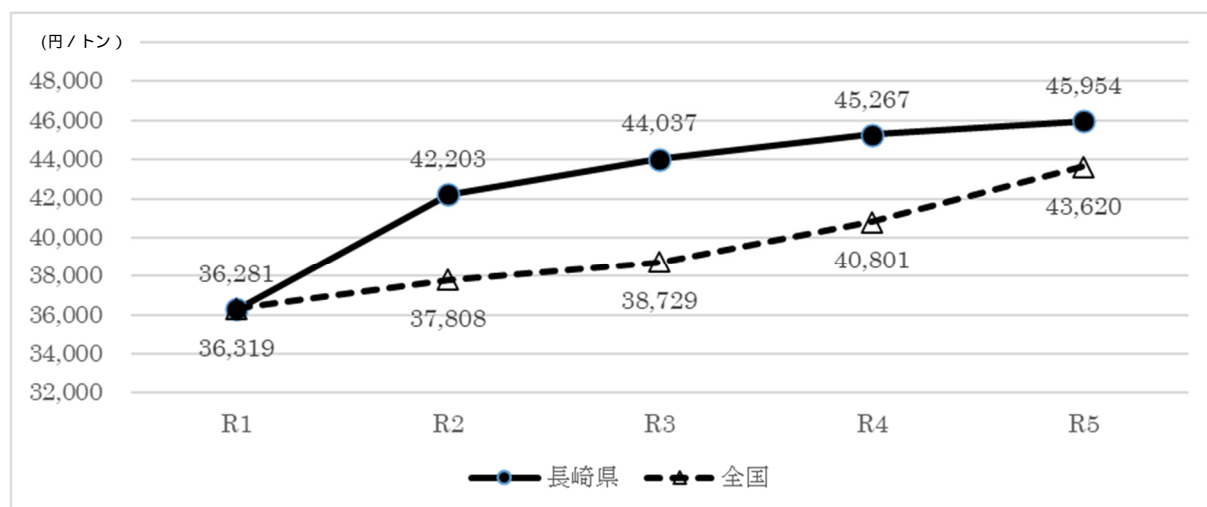


図 2-1-16 ごみを1トン処理するためにかかる処理・維持管理費の推移

表 2-1-17 ごみ処理事業経費 (令和5年度)

人口(人)		1,288,215
ごみ処理事業経費 (百万円)	建設・改良費	5,617
	処理・維持管理費	20,156
	合計	25,773
ごみ1トンあたりの処理・維持管理費(円/トン)		45,954
ごみ1トンあたりのごみ処理事業経費(円/トン)		66,490
1人あたりのごみ処理事業経費(円/人)		20,007
ごみ袋1個(5kg)あたりのごみ処理事業経費(円/袋)		330

(6) ゴミ処理施設の状況

ゴミ焼却施設

現状

ゴミ焼却施設は、令和7年3月末現在、県内に16施設ありますが、「長崎県ゴミ処理広域化計画」では令和12年度までに15施設に集約される予定です。

一方で、ゴミ焼却施設の解体には多額の費用を要すること等の理由から、これまで、ゴミ処理の広域化等に伴い廃止された施設のうち、15施設が令和7年3月末現在、未解体のままとなっています。

課題

国の交付金などを活用し、ダイオキシン類の発生量が少なく、熱回収や発電機能を併せ持ったゴミ焼却施設の整備（更新）を推進する必要があります。

廃止されたゴミ焼却施設は、ダイオキシン類の周辺環境への影響が懸念されることから、ダイオキシン類の飛散防止を図りつつ、早期かつ適正に解体及び撤去する必要があります。

表 2-1-18 ゴミ焼却施設の整備状況

	長崎 西彼	佐世保 県北	県央 県南	下五島	上五島	壱岐	対馬	合計
施設数 (令和7年3月現在)	4	5	3	1	1	1	1	16
ゴミ処理広域化計画目標値 (令和12年度の施設数)	4	5	2	1	1	1	1	15

再資源化施設等

現状

資源ごみや粗大ごみを処理するための再資源化施設等は、令和7年3月末現在で県内に14施設あります。

課題

さらに廃棄物のリサイクルを推進するため、不燃物、プラスチック等の再資源化施設の整備など、市町の状況等に応じた再資源化施設の整備を一層推進する必要があります。

表 2-1-19 再資源化施設等の整備状況

	長崎 西彼	佐世保 県北	県央 県南	下五島	上五島	壱岐	対馬	合計
施設数 (令和7年3月現在)	4	4	1	1	2	1	1	14

## 最終処分場

### 現状

発生・排出抑制、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環利用を徹底したうえで、どうしても循環利用できない廃棄物については適正に処理され、必要な範囲内で埋立処分が行われており、県内には令和7年3月末現在で19施設の最終処分場があります。

新たな最終処分場の建設は多くの課題を伴うため各市町においては、4R活動を推進するなどして埋立処分量を減らすことで、最終処分場の延命化に努めています。

### 課題

最終処分場の延命化を図るため、廃棄物の発生・排出抑制、再使用、再生利用、熱回収を推進することが必要です。

廃棄物の処理を、できる限り発生地域内又は県内で完結させるため、最終処分場の計画的な整備が求められています。

災害時などは一時的に大量の廃棄物を処理する必要性が生じるため、最終処分場を整備する際には、残余容量に余裕を持たせることが必要です。

### (用語の説明)

4R活動：循環型社会の形成推進のために、廃棄物となる物を「断る」(Refuse)・「減らす」(Reduce)・「再使用する」(Reuse)・「再生利用する」(Recycle)活動の総称

表 2-1-20 最終処分場の整備状況

	長崎 西彼	佐世保 県北	県央 県南	下五島	上五島	壱岐	対馬	合計
施設数 (令和7年3月現在)	2	6	3	1	5	1	1	19

## (7) 前計画の目標と達成状況

表 2-1-21 前計画の目標と達成状況

	令和7年度 (目標値)	令和7年度 (予測値)
排出量(1人1日あたり)	900g/人・日	909g/人・日
再生利用率	20.0%	15.2%

令和6年度の1人1日あたりの一般廃棄物の排出量については、912g/人・日です。

令和6年度の再生利用率は15.9%となっています。

循環型社会の実現に向けて、一般廃棄物の更なる発生抑制やリサイクル等の取組が必要です。

(8) し尿処理の状況

現状

令和6年度における水洗化率は83.1%であり、公共下水道、浄化槽等の普及に伴い年々増加しているものの、人口減少に伴う少子高齢化や人口密集地が山々で分断される本県の地形的特性などにより、離島を中心に污水处理施設の普及が進まないことから、令和5年度の長崎県の実績値は82.4%であり、全国値(96.3%)より依然として低い状況で推移しています。

水洗化率の内訳は公共下水道61.1%、浄化槽19.3%、コミュニティプラント0.4%、その他1.6%となっています。

課題

生活環境の改善や公共用水域及び地下水の水質保全を図るため、引き続き水洗化率を向上させる必要があります。

- 下水道・浄化槽等による污水处理の普及促進に取り組む必要があります。

(用語の定義)

水洗化率 = (公共下水道や浄化槽などでし尿を処理している人口) ÷ 総人口

コミュニティプラント：市町が、地域し尿処理施設として設置・管理するし尿と生活雑排水を合わせて処理するための小規模な污水处理施設

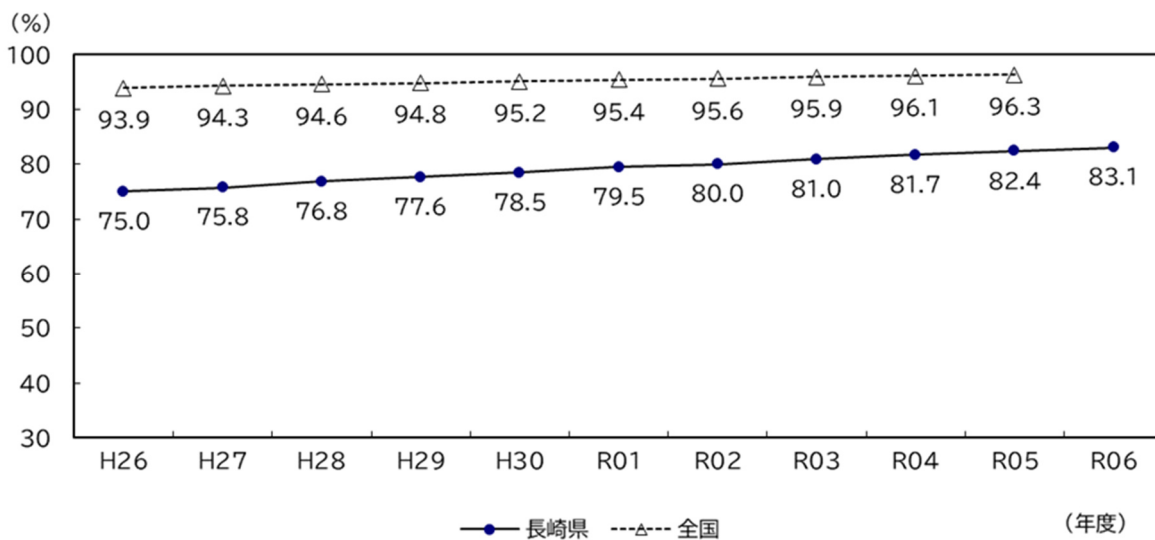


図 2-1-22 水洗化率の推移

## (9) し尿処理施設の状況

## 現状

し尿処理施設は令和7年3月末現在で県内に23施設（うち3施設休止中、1施設は転用している）が設置されており、そのうち県内で稼働している施設は19施設であり、休止している施設を含め12施設は稼働後20年を経過しています。

ブロック別に見ると、「佐世保・県北」、「下五島」ブロックで、し尿等の搬入量に対して施設の処理能力に余裕がありません。

## 課題

既存し尿処理施設の処理能力に余裕がないブロックにおいては、計画的な施設整備を進める必要があります。

表 2-1-23 し尿処理施設の処理能力及び処理実績(令和5年度実績)

ブロック名	施設数	処理能力 合計 (kL/日)	処理量		稼働率 / ×100 (%)
			年間 (kL)	1日あたり (kL/日)	
長崎・西彼	3	174	47,955	131	75
佐世保・県北	4	493	191,356	524	106
県央・県南	5	584	181,582	498	85
下五島	1	118	41,270	113	96
上五島	2	81	26,887	74	91
壱岐	1	96	26,105	72	75
対馬	3	110	45,027	123	78
合計	19	1,656	56,0292	1,535	93

他に休止施設 3 施設、転用施設 1 施設あり

## 2 産業廃棄物の現状と課題

### (1) 排出状況

**現状**

令和6年度に県内で排出された産業廃棄物は約549万トンと推計されます。  
 令和6年度の産業廃棄物の排出量を、令和元年度の排出量約487万トンと比べると、約62万トン（約13%）増加しています。

- 「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「県央・県南」の本土ブロックで全排出量の9割以上を占めています。

業種別にみると、【電気・水道業】（ガス・熱供給を含む。）、【農業・林業】、【建設業】から排出される量が多く、全排出量の約9割を占めています。

排出量を種類別にみると、動物のふん尿、汚泥、がれき類、ばいじんの順に多く、この4品目で全排出量の約9割を占めています。

**課題**

産業廃棄物の排出量は県内各地の再開発や事業活動の拡大に伴い増加していることから、循環型社会の形成を推進に向け、廃棄物の適正処理、再資源化を一層推進して、最終処分量を減らす必要があります。

### 排出量の推移

令和6年度の産業廃棄物の排出量は約549万トンであり、令和元年度の排出量である約487万トンと比べると約62万トン（約13%）増加しており、近年増加傾向で推移しています。

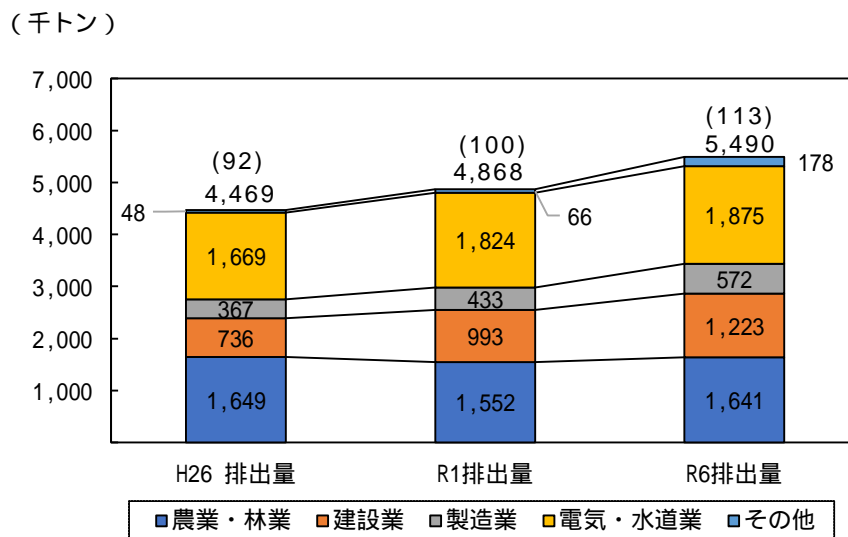
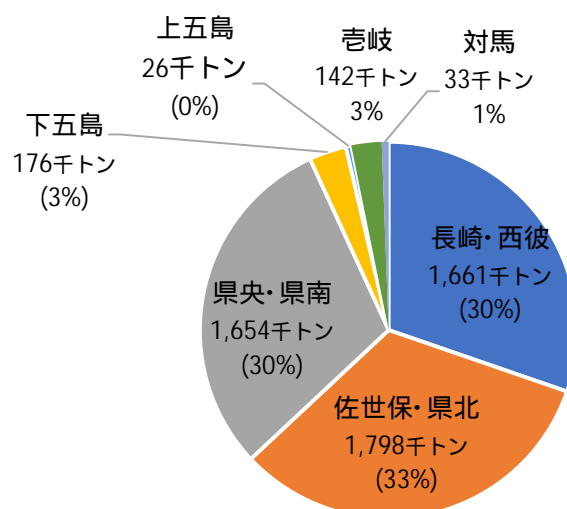


図 2-2-1 排出量の推移  
 ( ) の数値は令和元年度を100とした場合の割合

### ブロック別排出量

「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「県央・県南」の本土ブロックで全排出量の約9割を占めています。

ブロック名	排出量 (千トン)	構成比 (%)
長崎・西彼	1,661	30.3%
佐世保・県北	1,798	32.8%
県央・県南	1,654	30.1%
下五島	176	3.2%
上五島	26	0.5%
壱岐	142	2.6%
対馬	33	0.6%
合計	5,490	100.0%



図表 2-2-2 ブロック別排出状況 (令和6年度)

- 1 「令和7年度長崎県産業廃棄物実態調査 (令和6年度実績)」から引用。数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。  
これ以降この章においては、特に記載ない場合は、「令和7年度長崎県産業廃棄物実態調査 (令和6年度実績)」から引用する。
- 2 ブロック区分は従来からの長崎県ごみ処理広域化計画のとおり。

### 業種別・種類別排出量

業種別の排出量は、【電気・水道業】、【農業・林業】、【建設業】から排出される量が多く、全排出量の約9割を占めています。

排出量を種類別にみると、動物のふん尿、汚泥、がれき類、ばいじんの順に多く、この4品目で全排出量の約9割を占めています。

第2章 現状と課題

表 2-2-3 業種別・種類別排出量（令和6年度）

（単位：千トン）

業種 廃棄物の種類	合計	農業・林業	鉱業	建設業	製造業	電気・水道業	情報通信業	運輸・郵便業	卸売・小売業	医療・福祉	サービス業等
合計	5,490	1,641	84	1,223	572	1,875	4	30	30	16	14
燃え殻	34		4	0	4	26		0			0
汚泥	1,307		49	12	281	962		0	1	0	1
廃油	13		0	0	3	0		8	1	0	1
廃酸	2			0	2	0				0	0
廃アルカリ	10			0	10	0		0	0	0	0
廃プラスチック類	132		0	23	68	0	2	10	17	7	5
紙くず	5			4	0						
木くず	116			87	29			0	0		0
繊維くず	2			2	0						
動植物性残さ	20				20						
動物系固形不要物	0										0
ゴムくず	0				0				0	0	0
金属くず	65	0	0	20	29	0	2	3	6	1	4
ガラス陶磁器くず	105			45	48	0	0	6	4	2	0
鉱さい	1				1	0					0
がれき類	1,082			1,028	47	1	0	3	1	0	2
動物のふん尿	1,637	1,637									
動物の死体	4	4									
ばいじん	916		31		0	885					
水銀廃棄物	1			1	0	0	0	0	0	0	0
特別管理産業廃棄物	37			0	31		0	0	0	6	0

- 1 水道業は上水道及び下水道を含む。
- 2 0は0.5千トン未満。

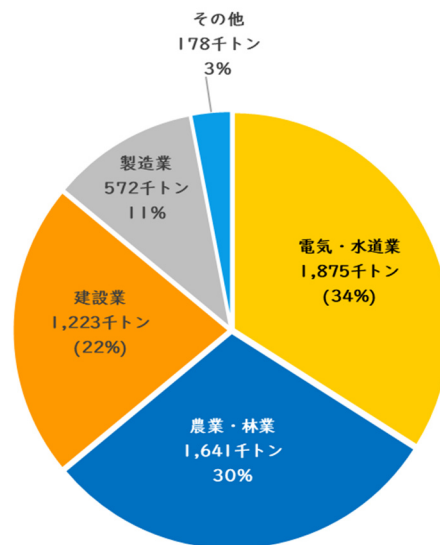


図 2-2-4 業種別排出量の割合（令和6年度）

表 2-2-5 業種別・種類別排出量の割合（令和6年度）

（単位：％）

業種 廃棄物の種類	合計	農業・ 林業	鉱業	建設業	製造業	電気・ 水道業	情報 通信業	運輸・ 郵便業	卸売・ 小売業	医療・ 福祉	サー ビス業等
合計	100.0	29.9	1.5	22.3	10.4	34.2	0.1	0.5	0.6	0.3	0.3
燃え殻	0.6		0.1	0.0	0.1	0.5		0.0			0.0
汚泥	23.8		0.9	0.2	5.1	17.5		0.0	0.0	0.0	0.0
廃油	0.2		0.0	0.0	0.1	0.0		0.1	0.0	0.0	0.0
廃酸	0.0			0.0	0.0	0.0				0.0	0.0
廃アルカリ	0.2			0.0	0.2	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0
廃プラスチック類	2.4		0.0	0.4	1.2	0.0	0.0	0.2	0.3	0.1	0.1
紙くず	0.1			0.1	0.0						
木くず	2.1			1.6	0.5			0.0	0.0		0.0
繊維くず	0.0			0.0	0.0						
動植物性残さ	0.4				0.4						
動物系固形不要物	0.0										0.0
ゴムくず	0.0				0.0				0.0	0.0	0.0
金属くず	1.2	0.0	0.0	0.4	0.5	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1
ガラス陶磁器くず	1.9			0.8	0.9	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0
鉱さい	0.0				0.0	0.0					0.0
がれき類	19.7			18.7	0.8	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0
動物のふん尿	29.8	29.8									
動物の死体	0.1	0.1									
ばいじん	16.7		0.6		0.0	16.1					
水銀廃棄物	0.0			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
特別管理産業廃棄物	0.7			0.0	0.6		0.0	0.0	0.0	0.1	0.0

1 水道業は上水道及び下水道を含む。

2 0.0 は 0.05%未満。

## (2) 処理・処分状況

### 現状

令和6年度の産業廃棄物の排出量約549万トンのうち、排出事業者自らが行う処理量は約255万トン(47%)で、他への委託処理量は約294万トン(53%)です。排出量の多い業種別に自己処理を行っている割合をみると、農業・林業では71%、電気・水道業では50%、建設業では11%となっています。排出量の多い種類別に自己処理を行っている割合をみると、動物のふん尿が71%、汚泥が93%、がれき類が13%、燃え殻12%、ばいじんが3%となっています。排出された特別管理産業廃棄物の大部分が委託処理されています。県内で排出された後、県外に搬出して処理・処分された産業廃棄物の量は約68万トン、特別管理産業廃棄物は1万9千トンです。

### 課題

各業種及び廃棄物の種類に応じて、廃棄物処理法に基づく適正な処理ができる体制を構築・維持する必要があります。産業廃棄物の排出事業者を対象に研修会等を行い、排出事業者責任の自覚や排出量削減の意義等について継続して啓発するとともに、処理業者による適正処理を進めるため立入調査等により監視指導を十分に行う必要があります。2040年頃には、太陽光発電の使用済みパネルの大量廃棄が危惧されており、その適正処理対策が国等において検討されており、これらの動向を注視していく必要があります。

### 産業廃棄物の処理・処分状況

令和6年度の産業廃棄物の排出量約549万トンのうち、排出事業者自らが行う処理量は約255万トン(47%)で、他への委託処理量は約294万トン(53%)となっており、令和元年度と比べ、自己処理の割合が50%から47%に減少し、委託処理の割合が50%から53%に増加しています。

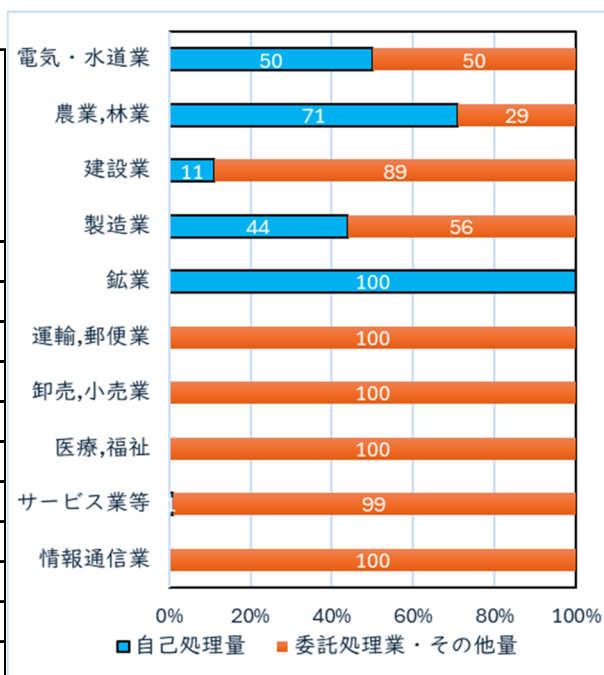
排出量が多い業種の特徴として、電気・水道業では50%、農業・林業で排出量の71%が自己処理されていますが、建設業においては11%となっています。

排出量の多い種類では、汚泥が93%、動物のふん尿が71%自己処理されていますが、がれき類については13%となっています。

図表 2-2-6 業種別自己処理・委託処理状況（令和6年度）

（単位：千トン）

業種	区分	排出量	自己処理量	委託処理量・その他量
電気・水道業		1,875	929	947
農業、林業		1,641	1,159	482
建設業		1,223	131	1,092
製造業		572	249	323
鉱業		84	84	0
運輸、郵便業		30	0	30
卸売、小売業		30	0	30
医療、福祉		16	0	16
サービス業等		14	0	14
情報通信業		4	0	4
合計		5,490	2,553	2,937

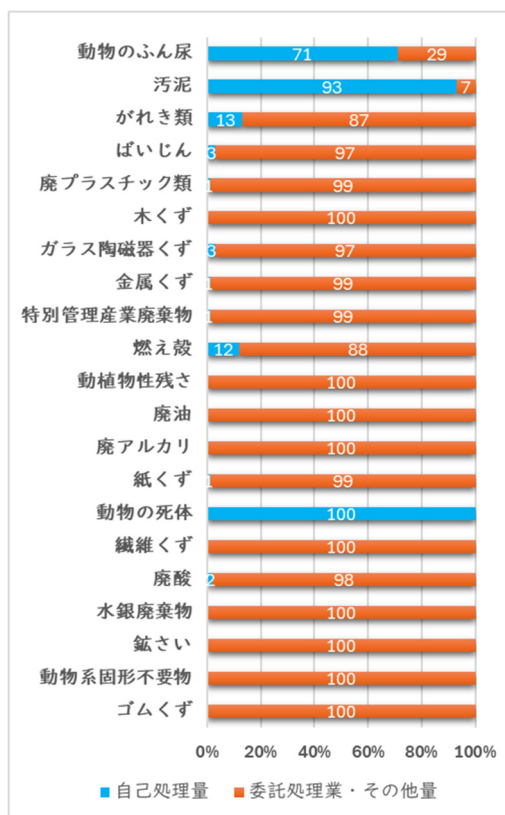


1千トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがある。

図表 2-2-7 種類別自己処理・委託処理状況（令和6年度）

（単位：千トン）

種類	区分	排出量	自己処理量	委託処理量・その他量
動物のふん尿		1,637	1,155	482
汚泥		1,307	1,210	98
がれき類		1,082	144	938
ばいじん		916	31	885
廃プラスチック類		132	1	131
木くず		116	0	116
ガラス陶磁器くず		105	3	102
金属くず		65	0	64
特別管理産業廃棄物		37	0	37
燃え殻		34	4	30
動植物性残さ		20	0	20
廃油		13	0	13
廃アルカリ		10		10
紙くず		5	0	5
動物の死体		4	4	
繊維くず		2	0	2
廃酸		2	0	2
水銀廃棄物		1		1
鉱さい		1		1
動物系固形不要物		0		0
ゴムくず		0		0
合計		5,490	2,553	2,937



1千トン未満を四捨五入したため、内訳の計が合計に一致しないものがある。

### 特別管理産業廃棄物の排出及び処理・処分状況

特別管理産業廃棄物の排出及び処理・処分状況は以下のとおりです。

業種別に見ると、製造業、医療・福祉からの排出が多く、この2業種で全体の約99%を占めています。なお、特別管理産業廃棄物の大部分は委託処理されています。

種類別の排出量では廃酸が最も多く、次いで感染性廃棄物、廃油の順となっており、これら3品目で全体の約98%を占めています。

表 2-2-8 業種別自己処理・委託処理状況（令和6年度）  
（単位：トン）

業種	区分	排出量	自己処理量	委託処理量・その他量
製造業		31,022		31,022
医療, 福祉		5,734	57	5,677
サービス業等		187		187
建設業		56		56
卸売・小売業、飲食・宿泊		7		7
合計		37,007	57	36,950

表 2-2-9 種類別自己処理・委託処理状況（令和6年度）  
（単位：トン）

種類	区分	排出量	自己処理量	委託処理量・その他量
廃酸		25,606		25,606
感染性廃棄物		5,702	57	5,645
廃油		4,858		4,858
廃アルカリ		508		508
廃酸（有害）		116		116
汚泥（有害）		93		93
廃アルカリ（有害）		65		65
廃石綿		55		55
廃油（有害）		4		4
廃水銀		0		0
合計		37,007	57	36,950

## 産業廃棄物の移動状況

- ・ 県内で排出された後、県外に搬出して処理・処分された産業廃棄物の量は、令和6年度で約68万トンであり、令和元年度値約84万トンより約16万トン減少しています。種類別に見るとばいじんの処理量が最も多くなっています。
- ・ 特別管理産業廃棄物では廃酸、感染性廃棄物の県外処理量が多くなっています。

表 2-2-10 県内産業廃棄物の県外処理状況（令和6年度）

廃棄物の種類	県外搬出量 (千トン)	種類毎の排出量に 占める割合(%)
ばいじん	482	52.6
廃プラスチック類	56	42.4
がれき類	29	2.7
ガラス陶磁器くず	20	19.0
燃え殻	19	55.9
汚泥	17	1.3
その他	54	2.8
合計	677	12.3

表 2-2-11 県内特別管理産業廃棄物の県外処理状況（令和6年度）

廃棄物種類	県外搬出量 (トン)	種類毎の排出量に 占める割合(%)
廃酸	16,227	63.4
感染性廃棄物	2,221	38.9
廃油	245	5.0
廃酸(有害)	115	99.6
廃アルカリ(有害)	54	82.6
汚泥(有害)	36	39.0
廃石綿	30	54.0
廃アルカリ	18	3.5
廃油(有害)	1	33.8
合計	18,946	51.2

(3) 再生利用・最終処分状況

現状

令和6年度の再生利用量は約346万トンで再生利用率は63%です。  
 (令和元年度：再生利用量約312万トン、再生利用率64%)  
 令和6年度の最終処分量は約24万トンで最終処分率は4%です。  
 (令和元年度：最終処分量約22万トン、最終処分率5%)  
 令和元年度と令和6年度を比較すると、再生利用率は1%低下し、最終処分率は1%低下しています。  
 令和6年度の長崎県の再生利用率は、令和5年度の全国平均値(54%)よりも9%上回っており、最終処分率は全国平均値(2%)よりも2%上回っています。  
 最終処分の状況は、安定型品目が約19%、安定型品目以外が約81%を占めており、種類別では、ばいじんの最終処分量が最も多く、最終処分量の約78%を占めています。  
 産業廃棄物の最終処分量については、長崎県内で発生した最終処分量(産業廃棄物実態調査による)24万1千トン(令和6年度)と、長崎県内に埋め立てられた最終処分量(産業廃棄物税から算出)17万トン(令和6年度)と2つの数値があります。

課題

循環型社会形成のため、引き続き各業種において、再生利用の取組を推進する必要があります。  
 最終処分量を抑制するために、廃棄物の排出削減や再生利用に取り組む必要があります。

処理状況

令和6年度の産業廃棄物の処理状況は、図2-2-12のとおりです。

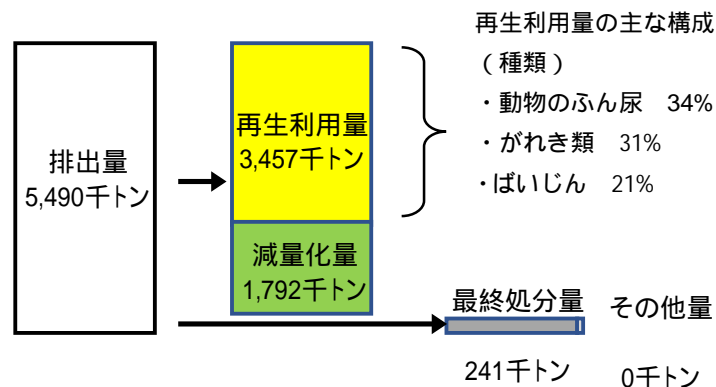


図2-2-12 処理状況(令和6年度)

- 1 排出量を処理状況で区分すると、再生利用量、減量化量、最終処分量、その他に区分されるが、その他(大部分は仮保管)は千トン未満のため、本計画ではこれ以降「その他」を省略する。
- 2 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

## 再生利用状況

再生利用状況は、動物のふん尿、がれき類、ばいじんの再生利用量及び再生利用率が高くなっています。

表 2-2-13 種類別処理状況（令和6年度）

種類	区分	排出量	再生利用量		減量化量		最終処分量	
			(千t)	再生利用率 (%)	(千t)	減量化率 (%)	(千t)	最終処分率 (%)
動物のふん尿		1,637	1,186	72	451	28		
汚泥		1,307	66	5	1,240	95	2	0
がれき類		1,082	1,070	99	4	0	9	1
ばいじん		916	729	80			187	20
廃プラスチック類		132	95	72	20	16	17	13
木くず		116	88	76	26	22	3	2
ガラス陶磁器くず		105	90	86	1	1	14	13
金属くず		65	59	91	0	0	6	9
特別管理産業廃棄物		37	17	46	19	52	1	2
燃え殻		34	32	93			3	7
動植物性残さ		20	3	15	17	82	0	2
廃油		13	3	19	11	80	0	1
廃アルカリ		10	9	95	0	5	0	0
紙くず		5	4	87	1	12	0	1
動物の死体		4	4	99	0	1		
繊維くず		2	1	58	1	39	0	2
廃酸		2	0	13	2	87	0	0
水銀廃棄物		1	1	92			0	8
鉱さい		1	1	86			0	14
動物系固形不要物		0	0	100				
ゴムくず		0	0	79			0	21
合計		5,490	3,457	63	1,792	33	241	4

表 2-2-14 全国平均値との比較

(単位：%)

区分 種類	長崎県（令和6年度）			全国値（令和5年度）		
	再生利用率	減量化率	最終処分率	再生利用率	減量化率	最終処分率
動物のふん尿	72	28		95	5	0
汚泥	5	95	0	7	92	1
がれき類	99	0	1	96	1	3
ばいじん	80		20	84	9	7
廃プラスチック類	72	16	13	62	22	16
木くず	76	22	2	85	12	3
ガラス陶磁器くず	86	1	13	79	6	15
金属くず	91	0	9	96	2	3
特別管理産業廃棄物	46	52	2	29	53	9
燃え殻	93		7	69	6	26
動植物性残さ	15	82	2	63	36	1
廃油	19	80	1	45	54	2
廃アルカリ	95	5	0	19	79	2
紙くず	87	12	1	78	18	5
動物の死体	99	1		48	48	4
繊維くず	58	39	2	55	31	13
廃酸	13	87	0	31	68	2
水銀廃棄物	92		8	1	68	31
鋳さい	86		14	90	2	9
動物系固形不要物	100			86	12	3
ゴムくず	79		21	66	15	19
合計	63	33	4	54	43	2

- 1 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書（環境省）から引用。
- 2 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

## 最終処分状況

最終処分状況は、ばいじんの最終処分量が最も多く、最終処分量の78%を占めています。  
 なお、安定型品目以外の最終処分量が81%を占めています。

表 2-2-15 最終処分状況（令和6年度）

種類	区分	最終処分量 (千t)	構成比 (%)
安定型品目	廃プラスチック類	17	7
	ガラス陶磁器くず	14	6
	がれき類	9	4
	その他(ゴムくず、金属くず)	6	2
	小計	46	19
安定型品目以外	ばいじん	187	78
	木くず	3	1
	燃え殻	3	1
	その他	2	1
	小計	195	81
合計		241	100

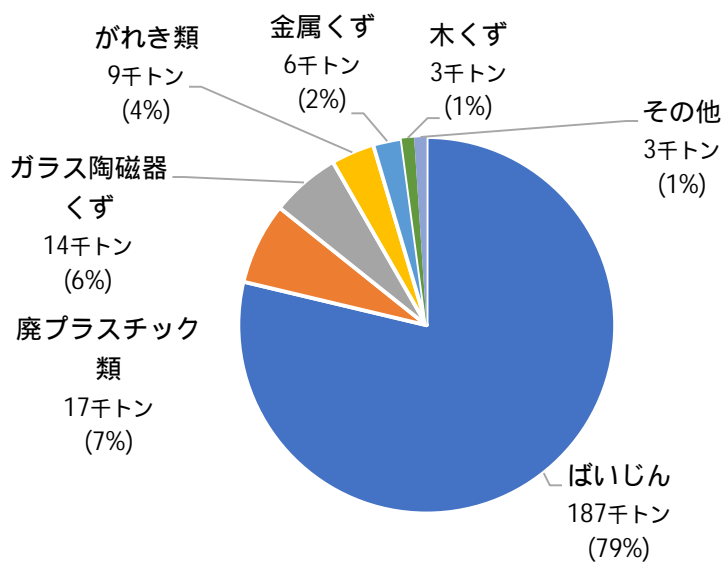


図 2-2-16 種類別最終処分状況（令和6年度）

(4) 処理体制の状況

<p><b>現状</b></p> <p>産業廃棄物処理業の許可状況は、令和6年度末時点で、産業廃棄物処理業が2,415件（収集運搬業：2,167件、処分業：248件）、特別管理産業廃棄物処理業が251件（収集運搬業：245件、処分業：6件）となっています。処理業者数（総計）については、近年、緩やかな増加傾向で推移しています。</p> <p>産業廃棄物処理施設は、令和6年度末時点で、中間処理施設が416施設、最終処分場が18施設となっています。</p> <p><b>課題</b></p> <p>最終処分場の残余容量が少なくなってきたため、令和4年度に処分業者2社が安定型処分場の拡張を行っており、残余容量が増えています。</p>
---

**処理業者の状況**

産業廃棄物処理業者の許可件数については、近年、緩やかな増加傾向で推移しています。

表 2-2-17 産業廃棄物処理業者許可件数の状況

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
産業廃棄物	収集運搬業	1,996	2,020	2,087	2,167
	処分業	246	252	239	248
	計	2,242	2,272	2,326	2,415
特別管理 産業廃棄物	収集運搬業	220	225	235	245
	処分業	6	6	6	6
	計	226	231	241	251
合計		2,468	2,503	2,567	2,666

長崎県、長崎市、佐世保市の台帳から引用

## 処理施設の設置状況

処理施設の設置状況は、以下のとおりです。

表 2-2-18 処理施設の設置状況（令和6年度末現在）

施設の種類		施設数	
中間処理施設	汚泥	脱水施設	28
		乾燥施設	9
		焼却施設	10
	廃油	油水分離施設	1
		焼却施設	12
	廃酸・廃アルカリ	中和施設	1
	廃プラスチック類	破碎施設	56
		焼却施設	8
	木くず又はがれき類	破碎施設	276
	その他（汚泥、廃油、 廃プラ、PCBを除く）	焼却施設	15
小計		416	
最終処分場	安定型処分場	14	
	管理型処分場（うち海面埋立）	4（1）	
	小計	18	
合計		434	

長崎県、長崎市、佐世保市の台帳より引用

## 最終処分場の残余容量

最終処分場の残余容量は、以下のとおりです。

表 2-2-19 最終処分場の残余容量

項目	令和2年度末			令和3年度末			令和4年度末			令和5年度末		
	施設数	処理能力 (千m <sup>3</sup> )	残余容量 (千m <sup>3</sup> )	施設数	処理能力 (千m <sup>3</sup> )	残余容量 (千m <sup>3</sup> )	施設数	処理能力 (千m <sup>3</sup> )	残余容量 (千m <sup>3</sup> )	施設数	処理能力 (千m <sup>3</sup> )	残余容量 (千m <sup>3</sup> )
安定型処分場	13	3,137	627	13	3,137	512	13	5,654	2,380	13	5,654	2,287
排出事業者所有	1	528	0	1	528	0	1	528	0	1	528	0
処理業者所有	12	3,137	627	12	3,137	512	12	5,126	2,380	12	5,126	2,287
管理型処分場	2	6,264	595	2	6,264	514	2	6,264	433	2	6,264	441
排出事業者所有	2	6,264	595	2	6,264	514	2	6,264	433	2	6,264	441
電気業	1	6,142	514	1	6,142	433	1	6,142	372	1	6,142	380
処理業者所有	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

令和7年度長崎県調査

## 第2章 現状と課題

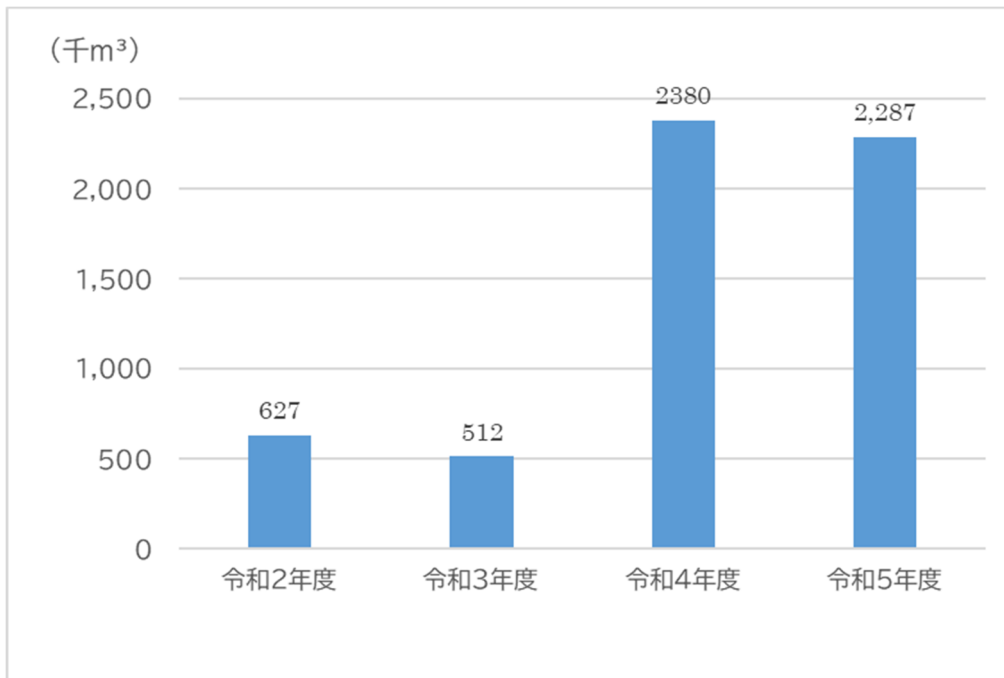


図 2-2-20 安定型処分場の残余容量の推移（処理業者所有分）

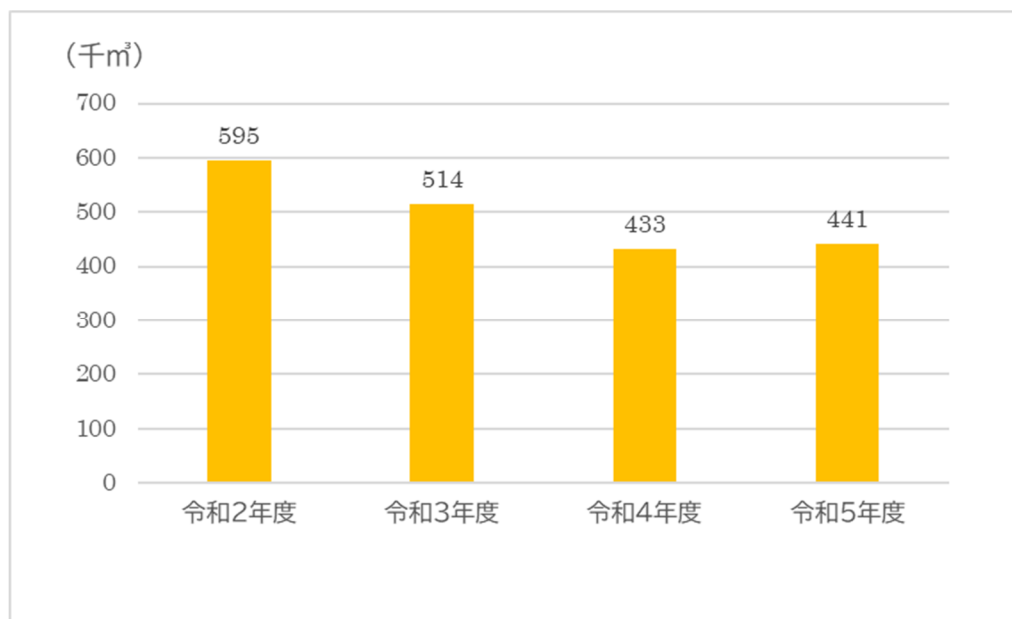


図 2-2-21 管理型処分場の残余容量の推移（排出事業者所有分）

**(5) 前計画の目標達成状況**

表 2-2-22 前計画の産業廃棄物の目標達成状況

	令和7年度 (目標値)	令和6年度 (実測値)
産業廃棄物の排出量	4,868 千トン	5,490 千トン
産業廃棄物の再生利用率	66%	63%

令和6年度産業廃棄物の排出量は目標である排出量4,868千トンより622千トン多い5,490千トンとなっています。

令和6年度産業廃棄物の再生利用率については、63%となっています。

令和6年度の産業廃棄物の種類別処理目標達成状況については、表2-2-23のとおり概ね目標を達しています。

第2章 現状と課題

表 2-2-23 産業廃棄物の種類別処理目標達成状況

産業廃棄物の種類	主な排出業種	令和7年度における数値目標	令和6年度の処理状況					目標の達成状況	
			排出量	再生利用量		減量化量			
				再生利用率	減量化率				
燃え殻	電気業	[再生利用] 排出量の47%	34,164	31,630	93%	0	0%	[再生利用] 排出量の93%	目標を達成している
汚泥	有機性汚泥	[再生利用] 排出量の4% [減量化] 排出量の96%	992,487	26,682	3%	965,537	97%	[再生利用] 排出量の3% [減量化] 排出量の97%	概ね目標を達成している
	無機性汚泥	[再生利用] 排出量の6% [減量化] 排出量の94%	314,721	39,262	12%	274,141	87%	[再生利用] 排出量の12% [減量化] 排出量の87%	目標に達していない
木くず	建設業	[再生利用] 排出量の83% [減量化] 排出量の15%	116,000	87,941	76%	25,525	22%	[再生利用] 排出量の76% [減量化] 排出量の22%	目標に達していない
金属くず	製造業	[再生利用] 排出量の98%	64,840	58,898	91%	113	0%	[再生利用] 排出量の91%	目標に達していない
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	建設業 製造業	[再生利用] 排出量の75%	105,145	90,046	86%	848	1%	[再生利用] 排出量の86%	目標を達成している
鉱さい	鉱業	[再生利用] 排出量の90%	823	705	86%	0	0%	[再生利用] 排出量の86%	概ね目標を達成している
がれき類	コンクリート片	[再生利用] 排出量の100%	516,880	514,158	99%	2,644	1%	[再生利用] 排出量の99%	概ね目標を達成している
	廃アスファルト	[再生利用] 排出量の100%	369,851	368,654	100%	1,193	0%	[再生利用] 排出量の100%	目標を達成している
	その他の建設廃材	[再生利用] 排出量の95%	196,003	186,939	95%	59	0%	[再生利用] 排出量の95%	目標を達成している
動物のふん尿	農業（畜産業）	[再生利用] 排出量の73% [減量化] 排出量の27%	1,637,006	1,185,506	72%	451,499	28%	[再生利用] 排出量の72% [減量化] 排出量の28%	概ね目標を達成している
ばいじん	電気業	[再生利用] 排出量の90%	916,097	729,044	80%	0	0%	[再生利用] 排出量の80%	目標を達成していない
その他の種類（2） （特別管理産業廃棄物を除く）	全業種	[再生利用] 排出量の90%	188,480	120,370	64%	50,899	27%	[再生利用] 排出量の64%	目標に達していない
産業廃棄物全体		[再生利用] 排出量の66%	5,489,503	3,456,934	63%	1,791,711	33%	[再生利用] 排出量の63%	概ね目標を達成している

その他の種類：廃プラスチック類、動植物性残さ、紙くず、廃油、廃酸、廃アルカリ等

### 3 適正処理の現状と課題

#### (1) 適正処理の状況

##### 現状

県では、令和6年度に、産業廃棄物処理業者及び排出事業者に対して、計6,726件の立入検査を実施しました。その結果、命令・処分件数は3件、文書指導は19件となりました。

平成25年度から、不適正処理を行った産業廃棄物処理業者等に対し指導票を交付する手法を導入し、これまで以上に厳正な指導を実施しています。

産業廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査・指導により、近年は基準適合率95%以上の高い水準を維持しています。

県が実施している産業廃棄物に関する研修会へは、令和6年度に3,301人の参加がありました。

##### 課題

産業廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査を継続し、高い基準適合率を維持することが必要です。

不適正処理については、早期発見、早期指導により早期改善を目指す取組が必要です。

#### 産業廃棄物処理業者及び排出事業者への立入検査等実施状況

産業廃棄物の適正処理を推進するため、令和3年度～令和6年度に実施した立入検査等の実施状況は以下のとおりです。

表 2-3-1 立入検査等実施状況

年度	項目	立入検査 件数	指導内容				命令 ・処分	基準 適合率 (%)	
			(口頭指導)	(指導票)	(文書指導)	(報告徴収)			
令和3年度	処理業者	5,361	140	133	5	0	2	0	97.4%
	排出事業者	1,108	36	21	11	0	4	0	96.8%
	計	6,469	176	154	16	0	6	0	97.3%
令和4年度	処理業者	5,505	124	115	8	0	1	3	97.7%
	排出事業者	1,025	51	29	14	3	5	0	95.0%
	計	6,530	175	144	22	3	6	3	97.3%
令和5年度	処理業者	5,332	128	108	11	0	9	4	97.6%
	排出事業者	1,291	57	29	15	3	10	0	95.6%
	計	6,623	185	137	26	3	19	4	97.2%
令和6年度	処理業者	5,678	142	116	17	8	1	3	97.5%
	排出事業者	1,048	76	41	19	11	5	0	92.7%
	計	6,726	218	157	36	19	6	3	96.8%

県の管轄地域（長崎市、佐世保市を除く県下一円）で実施したもののみ掲載

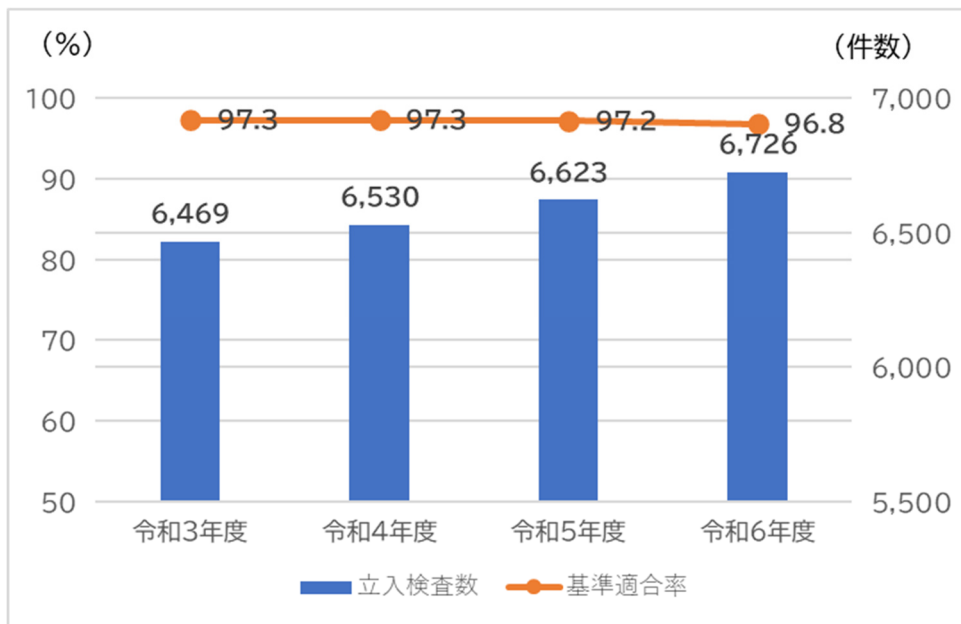


図 2-3-2 立入検査件数と基準適合率の推移

### 産業廃棄物処理業者及び排出事業者の研修会参加状況

産業廃棄物の適正処理を推進するため、県が実施した研修会への参加者数の状況は以下のとおりです。

表 2-3-3 研修会の参加者数（令和5年度、令和6年度）

（人）

項目	令和5年度	令和6年度
産業廃棄物処理業者 参加者数	242	265
排出事業者 参加者数	1,784	3,036
合計	2,026	3,301

長崎県実施分

## (2) 不法投棄の状況

## 現状

令和6年度の不法投棄の発見件数は79件、投棄量は約450立方メートルであり、発見件数、投棄量ともにピーク時から大幅に減少しており、近年は横ばいの状況にあります。家電リサイクル法の不法投棄状況では、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、エアコンの順に投棄台数が多く、その経年変化はほぼ横ばいです。毎年6月に実施されている空きかん回収キャンペーンには、毎年、多くの県民の方々に参加いただいております。令和6年度は5万9千人が参加し、約10万個の空きかんが回収されました。

## 課題

不法投棄の発見件数及び投棄量は概ね減少傾向にありますが、不法投棄の形態は目立たないように埋設するなど悪質化・巧妙化しており、不法投棄・違法焼却の未然防止、早期発見及び早期改善に向け、不法投棄パトロールや事業者への監視指導の取組継続が必要です。

廃家電の不法投棄を防止するため、家電リサイクル法（家電4品目：エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶式、有機EL式、プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）に基づく家電販売店等による回収、小型家電リサイクル法に基づく市町・認定事業者による小型家電（家電4品目を除く）の回収など、地域住民が廃家電を適正にリサイクルできる体制を充実していくことが必要です。

## 不法投棄等監視パトロール実施結果

令和3年度から令和6年度までの不法投棄等監視パトロール実施結果をまとめると、以下のとおりです。

発見件数は、平成11年度の679件をピークに減少し、昨年度は79件となっています。

また、投棄量も、平成11年度の25,419m<sup>3</sup>をピークに減少しており、昨年度は455m<sup>3</sup>とピーク時の約1.8%程度まで減少しており、近年は横ばいの状況にあります。

表 2-3-4 廃棄物の不法投棄等状況の推移

項目		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
パトロール回数		2,536	2,312	2,276	2,382
不法投棄	発見件数(件)	77	115	77	79
	投棄量 (m <sup>3</sup> )	768	726	1,728	455
	撤去件数(件)	76	114	74	77
	撤去率 (%)	98.7	99.1	96.1	97.4
野焼き	発見件数(件)	16	15	12	12
	改善件数(件)	16	12	11	11

県の管轄地域（長崎市、佐世保市を除く県下一円）で実施したもののみ掲載

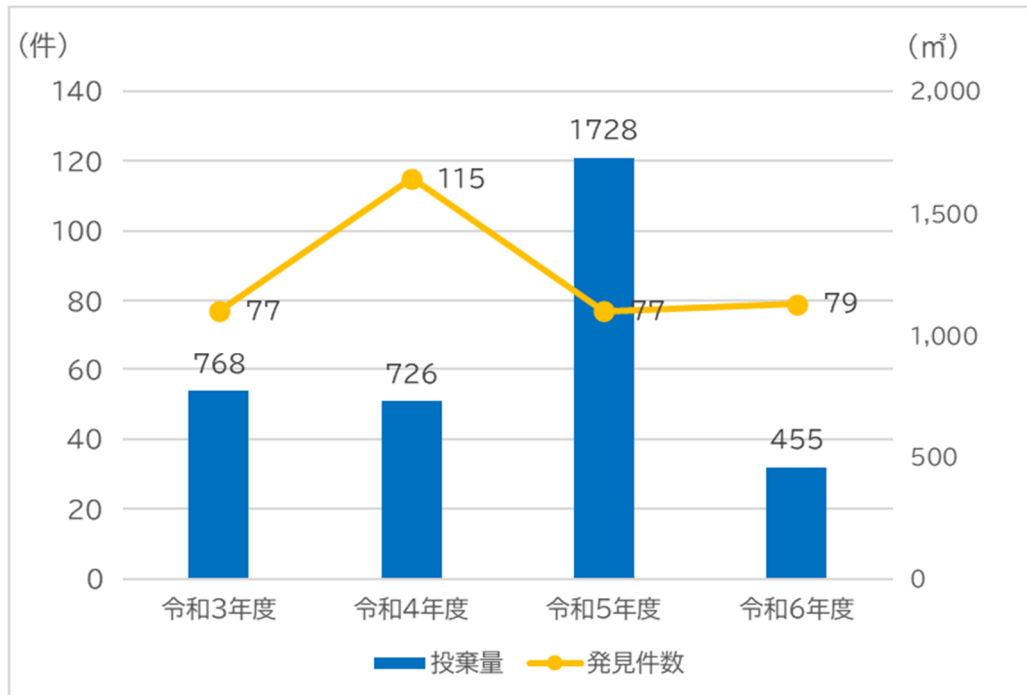


図 2-3-5 廃棄物の不法投棄状況の推移

### 廃家電の不法投棄の状況

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に基づき、廃家電 4 品目の消費者による適正排出、小売業者による消費者からの引取、製造業者等による指定引取場所からの引取及び再商品化等が進められています。

廃家電 4 品目の不法投棄状況を見ると、品目別では、テレビが最も多く、次いで冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機、エアコンの順になっています。

表 2-3-6 廃家電の不法投棄状況の推移

項目	(台数)				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
エアコン	16	26	20	14	16
テレビ	382	469	477	352	275
冷蔵庫・冷凍庫	112	79	101	88	46
洗濯機・乾燥機	64	71	73	59	35
合計	574	645	671	513	372

環境省「廃家電不法投棄等の状況について」から引用

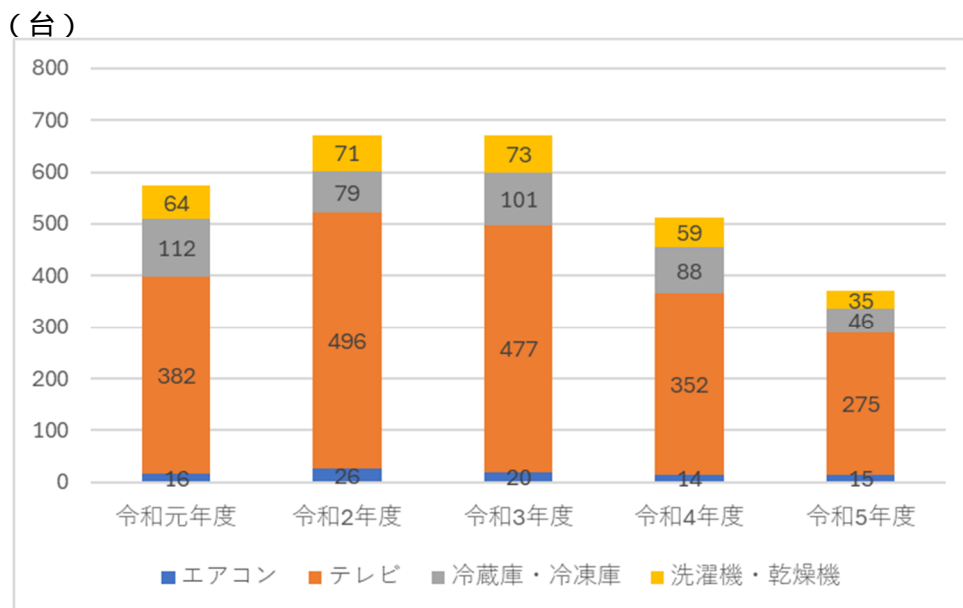


図 2-3-7 廃家電の不法投棄状況の推移

### 空きかん等回収キャンペーンの状況

県では、環境美化に対する意識を高めるため、昭和 56 年から 6 月の環境月間の第 1 日曜日を「空きかん等回収キャンペーン」の県内統一実施日と定めています。

各市町及び環境美化団体等と協力し、散乱している空きかんやペットボトルの回収を住民参加で実践いただくことにより、資源リサイクルや環境美化への県民意識の高揚を図り、美しく住み良いふるさとづくりを目的とした活動を展開しています。

令和 2 年度から令和 6 年度までの本キャンペーンの実績は以下のとおりであり、令和 6 年度は約 5 万 9 千人が参加し、約 10 万個の空きかんが回収されました。

表 2-3-8 空きかん回収キャンペーン実績の推移

項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
回収個数(個)	60,709	28,672	100,200	111,172	99,727
回収重量(kg)	2,573	1,287	4,215	4,934	4,333
参加人数(人)	28,251	11,298	42,587	60,037	59,369



## 第3章 廃棄物の排出量及び処理量の将来予測

# 1 一般廃棄物の排出量及び処理量の将来予測

## (1) 1人1日あたりのごみ排出量及び処理量の将来予測

1人1日あたりのごみ排出量の予測は令和7年度で909g/人・日、令和12年度で901g/人・日となり、令和6年度と比較して令和7年度には3g、令和12年度には11g減少すると見込まれます。

表 3-1-1 1人1日あたりのごみ排出量の将来予測

年度 項目	実績		予測
	令和元年度	令和6年度	令和12年度
1人1日あたりのごみ排出量 (g/人・日)	969	912	901
増減指数	106	100	99

増減指数は令和6年度を100とする。

### 令和12年度の1人1日あたりのごみ排出量の予測方法

#### 令和12年度のごみ排出量の理論値

令和12年度の1人1日あたりのごみ排出量を令和6年度のそれと同一であると仮定し、令和6年度の1人1日あたりのごみ排出量に令和12年度の予測人口を乗じたものを令和12年度のごみ排出量の理論値とする。

#### 4Rの取組による排出量の削減見込み量

新たな4Rの取組（食品ロスの削減、市町のプラスチック製品回収強化）による排出量の削減見込み量を各々積み上げて算出する。

#### 令和12年度のごみ排出量の推計値

で算出した令和12年度のごみ排出量の理論値から、で算出した4Rの取組による排出量の理論値を差し引き、令和12年度のごみ排出量の推計値を算出する。

#### 令和12年度の1人1日あたりのごみ排出量

で算出した令和12年度のごみ排出量の推計値を、令和12年度の予測人口と365日で除したものを、令和12年度の1人1日あたりのごみ排出量の予測値とする。

(単位: g/人・日)

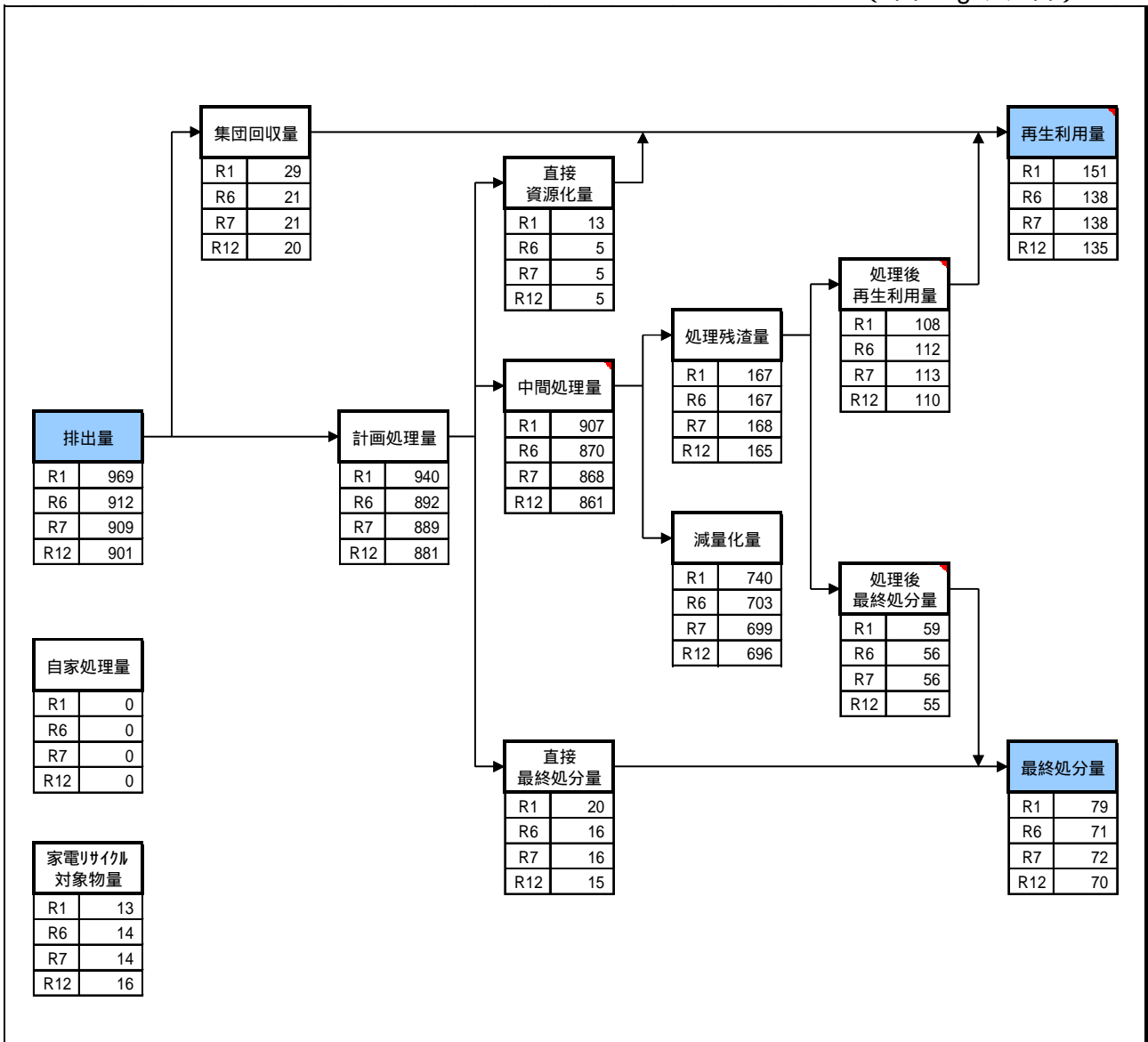


図 3-1-2 1人1日あたりのごみ排出量及び処理量の将来予測結果

令和元年度及び令和6年度の数值は実績を掲載。

四捨五入の関係で数值が合わない箇所がある。

各処理量は令和6年度における排出量に占める割合で按分したもの。

中間処理や処理後再生利用については、長崎県分別収集促進計画の目標値を考慮して算定した。

家電リサイクル対象物量については、「家電リサイクル法の施行状況(引取実績)及び家電メーカー各社による家電リサイクル実績について(経済産業省)」などから算出した。

処理残渣量については、焼却後の灰など最終処分されるもののほか、圧縮された空かんや紙くずなど再生利用にまわされるものも含まれており、その合計値を記載した。

(2) 年間ごみ排出量及び処理量の将来予測

年間ごみ排出量は令和元年度の実測値が47万9千トン、令和6年度の実測値が42万4千トン、令和7年度予測値が41万7千トン、令和12年度予測値が37万8千トンの見込みです。

令和6年度と比較して令和7年度で7千トン、令和12年度で4万5千トン減少するものと見込まれます。

表 3-1-3 年間ごみ排出量の将来予測 (単位：千トン)

項目	年度	実績		予測	
		令和元年度	令和6年度	令和7年度	令和12年度
年間ごみ排出量		479	424	417	378

年間ごみ排出量は、1人1日あたりの排出量に予測人口を乗じて算出した。

(単位：千トン)

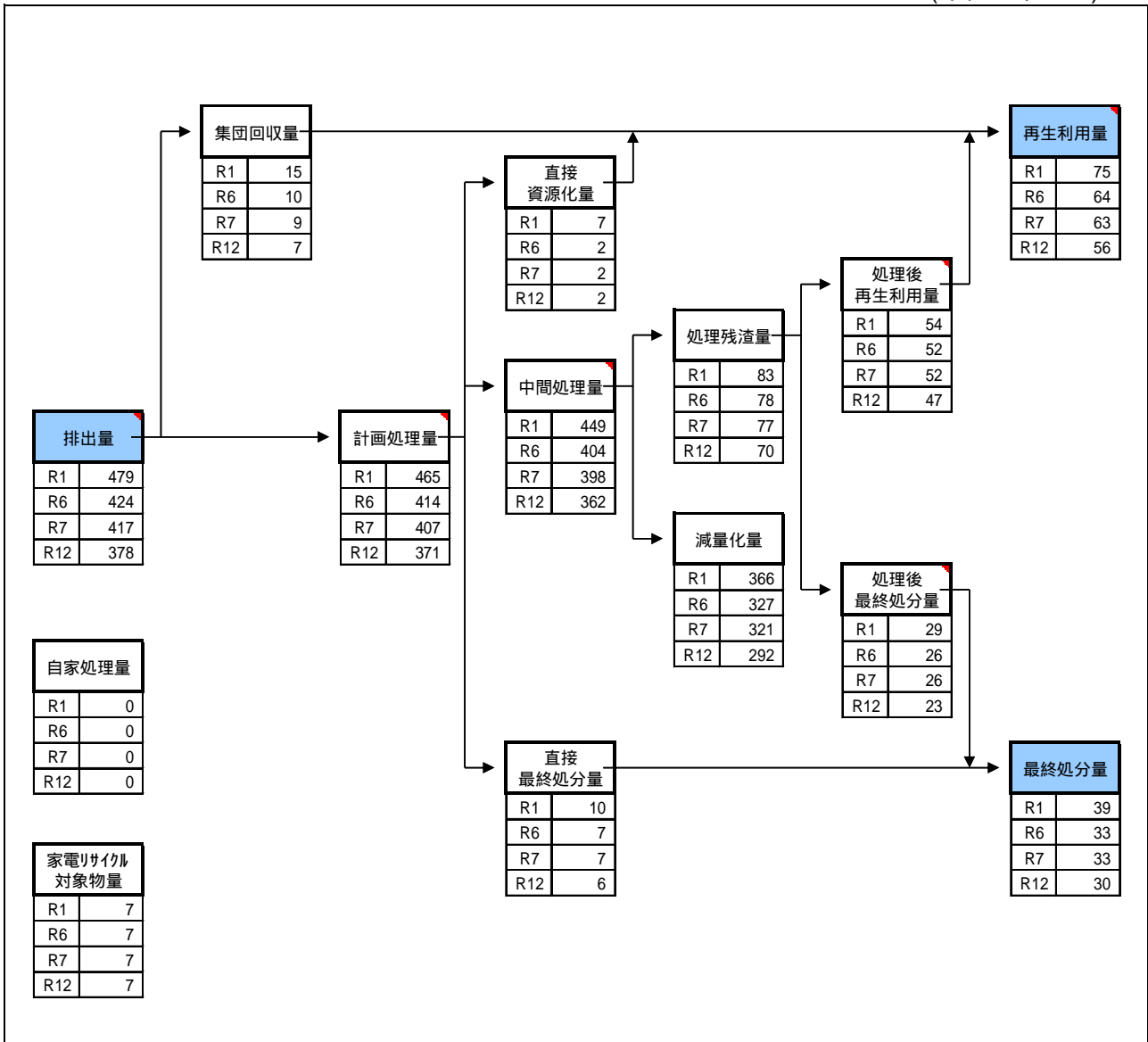


図 3-1-4 年間ごみ排出量及び処理量の将来予測結果

図 3-1-2 の注意書き 1 ~ 7 については本図表にも適用する

**(3) し尿等の排出量及び処理量の将来予測**

**処理方式別人口の将来予測**

処理方式別人口の将来予測結果は、表 3-1-5 に示すとおりです。

本県では、引き続き下水道や浄化槽等の整備等が計画されているため、水洗化率も向上するものと予測されます。

表 3-1-5 処理方式別人口の将来予測 (単位：千人)

項目	年度	実績		予測	
		令和元年	令和6年	令和7年	令和12年
行政区域内人口		1,346	1,273	1,256	1,179
公共下水道人口		799	778	773	744
浄化槽等人口		271	279	275	257
	合併処理浄化槽等人口	233	252	249	235
	単独処理浄化槽人口	38	27	26	22
汲み取りし尿等収集人口		276	216	208	178

将来予測値は、過去の実績をもとに5種類のトレンド曲線推計式を用いて推計を行い、過去の実績をできるだけ良好に再現し、最も妥当と判断される2式の平均値を採用した。

表 3-1-6 水洗化率の将来予測 (単位：%)

項目	年度	実績		予測	
		令和元年	令和5年	令和7年	令和12年
水洗化率		79.5	82.4	83.4	84.9

**し尿等の排出量・処理量の将来予測**

し尿処理施設で処理するし尿及び浄化槽汚泥等の1人1日あたりの排出量は増える予測とありますが、処理人口が減少するため、処理量は減少するものと予測されます。

表 3-1-7 し尿処理施設での処理量の将来予測 (単位：千 kL)

項目	年度	実績		予測	
		令和元年	令和5年	令和7年	令和12年
処理量		587	560	542	499
し尿		358	322	316	284
1人1日あたりの排出量(L/人・日)		3.55	3.89	4.16	4.37
浄化槽汚泥等		229	230	226	215
1人1日あたりの排出量(L/人・日)		2.27	2.56	2.97	3.30

将来予測値は、過去の実績をもとに6種類のトレンド曲線推計式を用いて推計を行い、過去の実績をできるだけ良好に再現し、最も妥当と判断される2式の平均値を採用した。

## 2 産業廃棄物の排出量及び処理量の将来予測

### (1) 年間排出量の将来予測

産業廃棄物の発生量の将来予測については、各業種における活動量指標（以下に一部記載）の伸び率を、過去の動向（トレンド）から関数式を用いて予測し、これに現在の廃棄物量を乗じることで算出しました。

- ・完成工事高（建設業）
- ・製造品出荷額（製造業）
- ・給水人口（上水道業）
- ・処理人口（下水道業）

この結果、令和12年度の排出量は約562万トンと予測され、令和6年度の実績値と比べて約13万トン（2.3%）増加すると予測されます。

表 3-2-1 産業廃棄物の排出量の将来予測結果

年度 項目	令和6年度	令和12年度
排出量（千トン）	5,490	5,615
（増減指数）	100.0	102.3

増減指数は令和6年度を100とする。

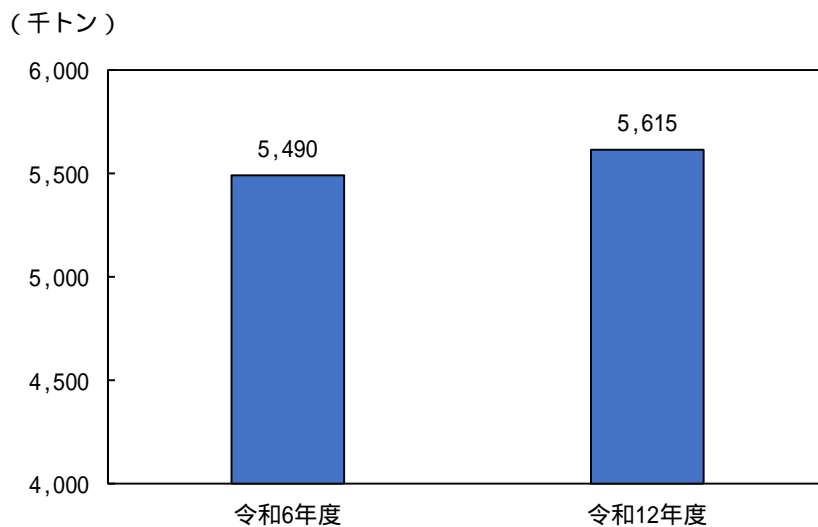


図 3-2-2 産業廃棄物の排出量の将来予測結果

業種別排出量の将来予測

令和6年度から12年度にかけ、増加量が多い業種は建設業であり、令和12年度までに約18万トン増加すると予測されます。一方、電気・水道業については約8万トン減少すると予測されます。

表3-2-3 業種別排出量の将来予測

	令和6年度		令和12年度	
	排出量(千トン)	構成比(%)	排出量(千トン)	構成比(%)
合計	5,490	100.0	5,615	100.0
農業・林業	1,641	29.9	1,641	29.2
建設業	1,223	22.3	1,407	25.1
製造業	572	10.4	608	10.8
電気・水道業	1,875	34.2	1,796	32.0
運輸・郵便業	30	0.5	27	0.5
卸売・小売業	30	0.5	27	0.5
医療・福祉	16	0.3	15	0.3
サービス業等	103	1.9	93	1.7

数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

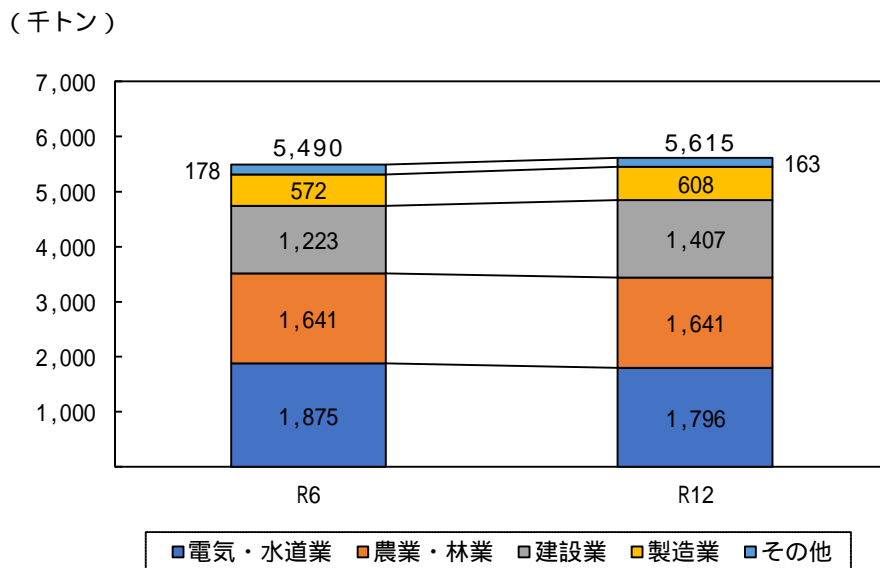


図3-2-4 業種別排出量の将来予測

種類別排出量の将来予測

令和12年度の種類別排出量は、建設業の工事の増加により、特にがれき類や木くずなどが令和6年度に比べ増加すると予測されます。

表 3-2-5 種類別排出量の将来予測

	令和6年度		令和12年度	
	排出量(千トン)	構成比(%)	排出量(千トン)	構成比(%)
合計	5,490	100.0	5,615	100.0
燃え殻	34	0.6	35	0.6
汚泥	1,307	23.8	1,236	22.0
廃油	13	0.2	13	0.2
廃プラスチック類	102	1.9	104	1.9
木くず	116	2.1	138	2.5
動植物性残さ	20	0.4	21	0.4
金属くず	50	0.9	51	0.9
ガラス陶磁器くず	92	1.7	101	1.8
がれき類	1,076	19.6	1,234	22.0
動物のふん尿	1,637	29.8	1,637	29.2
ばいじん	916	16.7	913	16.3
特別管理産業廃棄物	37	0.7	39	0.7
その他	89	1.6	93	1.7

数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

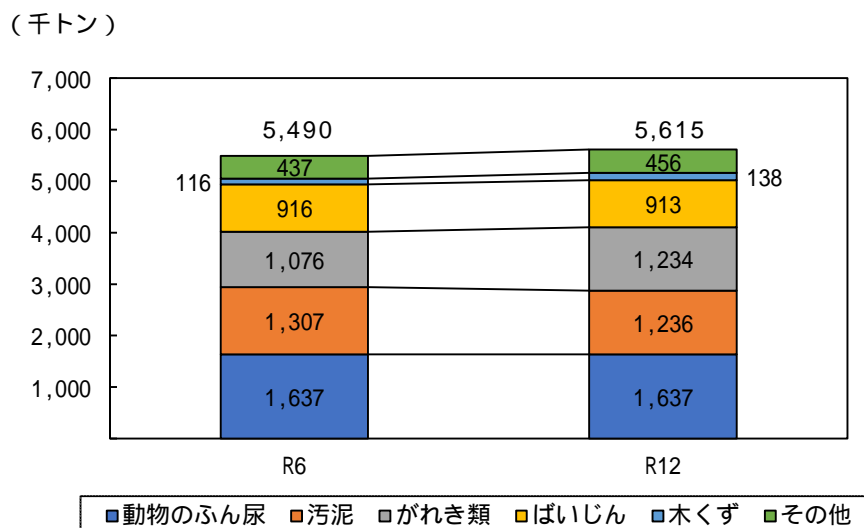


図 3-2-6 種類別排出量の将来予測

### ブロック別排出量の将来予測

ブロック別に見ると、「長崎・西彼」、「佐世保・県北」、「県央・県南」において、排出量の増加量が多いと予測されます。これは、本土地区において、建設業からの排出量が増えると予測されるためです。

表 3-2-7 ブロック別排出量の将来予測

	令和6年度		令和12年度	
	排出量(千トン)	構成比(%)	排出量(千トン)	構成比(%)
合計	5,490	100.0	5,615	100.0
長崎・西彼	1,661	30.3	1,677	29.9
佐世保・県北	1,798	32.8	1,839	32.7
県央・県南	1,654	30.1	1,707	30.4
下五島	176	3.2	181	3.2
上五島	26	0.5	28	0.5
壱岐	142	2.6	145	2.6
対馬	33	0.6	37	0.7

数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。

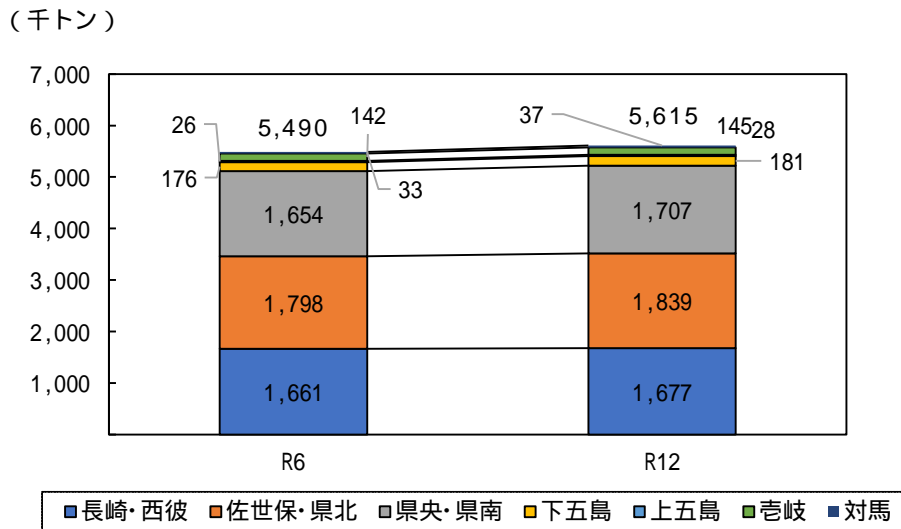


図 3-2-8 ブロック別排出量の将来予測

(2) 処理量の将来予測

処理量の将来予測については、業種の種類毎において各排出量に対する自己処理率や再生利用率、減量化率、最終処分率が現状のまま推移すると仮定し推計しました。

その結果、令和12年度の再生利用量は約364万トンとなり、令和6年度に比べ約18万トン増加するものと予測されます。

また、令和12年度の間接処理による減量化量は約173万トンで、令和6年度に比べ約2万トン減少するものと予測されます。また、最終処分量は約24万トンで、令和6年度からほぼ横ばいと予測されます。

再生利用量の増加量が多いのは、建設業の工事の増加に伴い、再生利用率の高いがれき類（再生利用率（令和6年度実績）：99%）や木くず（同76%）の排出量が増加すると予測されていることが主な要因です。

表3-2-9 処理量の将来予測

年 度	令和6年度	令和12年度
排出量（千トン）	5,490	5,615
増減指数	100	102.3
再生利用量（千トン）	3,457	3,639
排出量に対する割合（%）	63.0	64.8
増減指数	100	105.3
減量化量（千トン）	1,792	1,731
排出量に対する割合（%）	32.6	31.5
増減指数	100	96.6
最終処分量（千トン）	241	244
排出量に対する割合（%）	4.4	4.3
増減指数	100	97.7

- 1 数値は四捨五入の関係から合計値が一致しない場合がある。
- 2 増減指数は令和6年度を100とする。

（千トン）

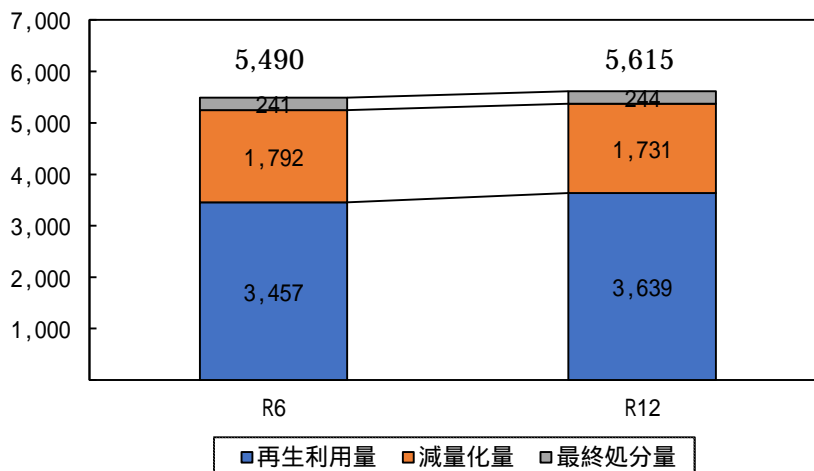


図3-2-10 処理量の将来予測

## 第4章 目標の設定

## 1 長崎県の目指す将来像

本県では、廃棄物の適正な処理を確保し、循環型社会を形成していくため、本県の目指す将来像を、ごみのない、資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」と定め、これまで取り組んでまいりました。

一方、国は第五次循環型社会推進基本計画（令和6年8月閣議決定）の中で、気候変動、生物多様性保全、環境汚染防止等の解決といった環境面だけでなく、産業競争力強化・経済安全保障、地方創生・質の高い暮らしの実現といった、様々な社会的課題の解決にも貢献する「循環経済（サーキュラーエコノミー）」への移行を国家戦略として打ち出しています。

循環型社会形成においては、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済への移行を推進していく必要があります。

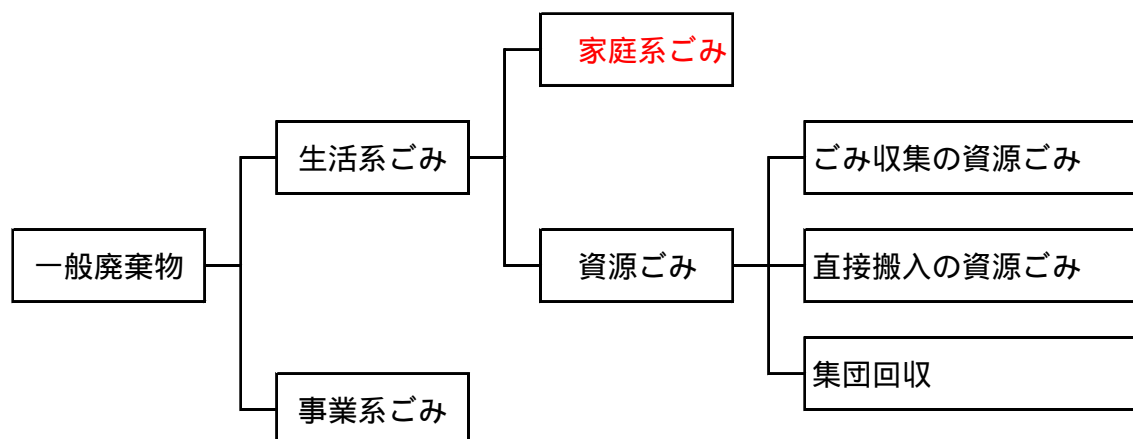
このようなことから、本県の目指す将来像を、ごみ削減や再利用・リサイクルなど、環境に配慮した行動が実践される「環境への負荷が少ない循環型社会」の形成と定め、ごみの発生抑制、再使用やリサイクルなどの4Rを基本とした資源の有効利用により、気候変動や環境汚染などの課題に適応した質の高い生活など持続可能な社会の実現を目指していきます。

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成に向けた取組を、新たに「ながさき資源循環（旧ゴミゼロながさき）」と称し、県民、事業者、NPO、大学、行政などの各主体が、自分のできる取組に積極的に関与し、相互に連携・協働していくことを基本として、各種政策を展開していきます。

## 2 一般廃棄物の数値目標

### 【一般廃棄物目標1】

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量	521g/人・日 （令和6年度）	496g/人・日 （令和12年度）



### 【指標設定の根拠】

- 廃棄物処理法の基本方針に掲げられた国の指標に準じた指標
- 県民1人が1日に排出する家庭系ごみの排出量（家庭から出るごみから資源ごみを引いたもの）
- 本指標の減少は県民のごみの発生抑制の取組の進展を表す
- 4Rを実践することで本指標は減少する
- 今後、見込まれる更なる4Rの取組（製品プラスチックリサイクル、食品ロス削減等）による削減効果を積み上げて目標値を設定した

### 【一般廃棄物目標2】

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
1人あたりの一般廃棄物の最終処分量	26.1kg/人・年 （令和6年度）	24.2kg/人・年 （令和12年度）

### 【指標設定の根拠】

- 廃棄物処理法の基本方針に掲げられた国の指標に準じた指標
- 廃棄物やその焼却残渣等の埋立量
- 本指標の減少は、最終処分場ひっ迫という課題への対応状況とともに、各主体の総体的な取組の進展を表す
- 4Rを実践することで本指標は減少する
- 人口減少の影響を考慮し、1人あたりの一般廃棄物の最終処分量とする
- 今後、見込まれる更なる4Rの取組（製品プラスチックリサイクル、食品ロス削減等）による削減効果を積み上げて目標値を設定した

#### 第4章 目標の設定

##### 【一般廃棄物目標 3】

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
官民による海岸漂着物等の 回収活動事業数	131 事業 （令和 6 年度）	140 事業 （令和 12 年度）

##### 【指標設定の根拠】

○本県では、離島を中心に多くの海岸漂着物が発生しており、海岸漂着物等の回収活動事業は、海洋ごみの回収のみならず、発生抑制の意識醸成に向けた取組であり、環境への負荷の少ない循環型社会づくりにつながる指標として適切である

### 3 産業廃棄物の数値目標

#### 【産業廃棄物目標 1】

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
産業廃棄物の最終処分量	170千トン （令和6年度）	158千トン （令和12年度）

#### 【指標設定の根拠】

- 廃棄物処理法の基本方針に掲げられた国の指標に準じた指標
- 国の削減目標は令和12年度目標値が令和4年度比10%削減と設定しており、本県の場合これに準じて令和12年度目標値を令和6年度比7.5%削減することを目標とする
- 廃棄物やその焼却残渣等の埋立量
- 本指標の減少は、最終処分場ひっ迫という課題への対応状況とともに、各主体の総体的な取組の進展を表す
- 4Rを推進することで本指標は減少する
- 本指標は県内において埋立処分される産業廃棄物量を示している  
産業廃棄物実態調査は5年に1回の調査のため、毎年把握できる数値として、産業廃棄物税から算出される「県内における産業廃棄物最終処分量」を指標とした

#### 【産業廃棄物目標 2】

指標	基準値（基準年）	目標値（目標年）
産業廃棄物処理業者の基準適合率	97% （令和6年度）	97%以上 （令和12年度）

#### 【指標設定の根拠】

- 産業廃棄物の適正処理を確保するためには、計画的な立入検査による迅速かつ適正な指導を行い、不適正処理を未然に防止するなど、現状を維持し、更に適合率向上を目指していくことが必要である
- 本指標を高い水準に保つことは、産業廃棄物が適正に処理されていることを表す

## 第4章 目標の設定

第5章 目標達成のための施策

## 1 環境への負荷が少ない循環型社会に向けた施策について

今後私たちは、資源を効率的かつ循環的に有効利用する循環経済への移行を推進し、気候変動や環境汚染などの課題に適応した質の高い生活など持続可能な社会の実現が求められています。

循環型社会の実現に向けて、一般廃棄物・産業廃棄物について更なる発生抑制やリサイクル等の取組が必要となります。

こうしたことから、本計画では、上位計画となる長崎県総合計画（みんなの未来図 2030）に掲げる基本戦略3「安心して生活できる環境づくりを推進する」のうち、施策4「環境への負荷が少ない循環型社会づくり」の3つの重点施策である[食品ロス削減などの4Rの推進] [プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進] [廃棄物の適正処理の推進]を重点的に取り組むとともに、今後の人口減少や市町が運営する廃棄物処理施設の維持管理コスト増大などの課題に対応するため、持続可能な廃棄物処理体制の確保に必要な施策を盛り込むこととします。

### 環境への負荷が少ない循環型社会に向けた3つの重点施策について

#### 1 - 食品ロス削減などの4Rの推進

- (1)実践型4Rの推進
- (2)多チャンネル連携型による普及啓発強化
- (3)従来取組
- (4)食品ロス削減の推進
- (5)各種リサイクル法等に関する取組
- (6)その他の取組
- (7)ネットワーク形成の推進

#### 1 - プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進

- (1)プラスチック資源循環促進法
- (2)海岸漂着物対策の推進

#### 1 - 廃棄物の適正処理の推進

- (1)各主体による適正処理の推進
- (2)一般廃棄物の適正処理の推進
- (3)産業廃棄物の適正処理の推進
- (4)散乱ごみ対策の推進

## 1 - 食品ロス削減などの4Rの推進

食品ロス削減のため、消費者、事業者等に対する普及啓発、フードバンクの取組を推進します。また、廃棄物削減のため、県民、事業者、自治体等からなる「ながさき環境県民会議」を中心として4Rを推進します。

一般廃棄物の削減・リサイクルに向け市町と連携した生ごみひと絞り事業等による取組の実践

4R（ごみの発生抑制、排出抑制、再使用、再生利用）の推進に向けた、SNS等による効果的な情報発信・周知啓発の推進

ながさき環境県民会議を中心とした県民運動の展開

### （1）実践型4Rの推進（県民運動）

本県の焼却ごみのうち、高い割合である厨芥類（約4割）及び紙類（約2割）について、家庭系食品ロス発生量（特に直接廃棄）の減量化を含めた4Rに関する行動変容を促し、普及啓発を図る必要があり、効果的な啓発と併せて、実践型4Rに取り組みます。

#### 《県民会議・市町と連携した実践型4Rの推進（行政の取組）》

県民運動として、ア.生ごみひと絞り、イ.紙類（雑がみ含む）のリサイクル推進、ウ.冷蔵庫在庫使い切りの実証実験を通して、県民の意識の醸成につなげ、展開を図ります。

具体的には、協力市町や団体において本県の課題である厨芥類及び紙類の減量化について検討協議を実施し、実証実験を通じて実践型4Rを推進します。また、協力市町の広報誌や庁舎デジタルサイネージ等の媒体を通じて、一体感のある普及啓発を実施し、地域住民への実践型4Rの定着を目指します。

#### ア 生ごみひと絞り

・生ごみの約80%は水分と言われており、水切りを一度することで、5～10%ものごみの減量やごみ処理費用や地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>排出量の削減が期待されることから、令和6年度から実施している生ごみひと絞り事業を通じて、生ごみの水切りに取り組みます。（「生ごみひと絞り事業」）協力市町にてモニターを募集し、生ごみ水絞り器を配布、生ごみひと絞りの3つのコツ（濡らさない、捨てる前に絞る、乾かす）を実践していた定期間、減少した水分量を記録。



## 第5章 目標達成のための施策

### イ 紙類のリサイクル推進

- ・ 雑がみを分別し雑がみ回収に出すことを通じて、県民の雑がみの分別回収意識の醸成につなげ可燃ごみとなる紙類を削減します。  
( 雑がみ回収袋の利用等 )



出典：環境省小冊子「3Rまなびあいブック(大人)」より抜粋  
<https://www.env.go.jp/content/900537888.pdf>

### ウ 冷蔵庫在庫使い切り

- ・ 冷蔵庫在庫使い切りの促進を通じて、家庭系食品ロス発生量(特に直接廃棄)の減量化に取り組めます。

## (2) 多チャンネル連携型による普及啓発強化 (効果的な啓発の取組)

多チャンネルによる環境関連情報(SNSにおける口コミ等)や上記(1)の実証実験の参加者の声を共有し、更なる参加者の増加を目指します。

(行政の取組)

- ・ 県内在住インフルエンサーや地元メディアを活用した SNS 啓発を通じて、県民への実践型 4R の定着を図ります。
- ・ 県民会議構成団体(小売店等)での店頭キャンペーンを通じて、構成団体及び県民への普及啓発を検討します。
- ・ 食品ロス：九州食べ切り協力店とタイアップした Instagram 等でのキャンペーンを通じて、協力店や県民への普及啓発の強化を検討します。
- ・ 平成 23 年に公布された「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」や平成 31 年 3 月に改定した「第 2 次長崎県環境教育等行動計画」などに基づき、学校や地域社会、職場における環境教育・環境学習を推進します。

ア 環境保全活動、体験活動及び環境教育の推進

- ・「環境活動 e ネットながさき」等で各種環境イベント等の情報発信
- ・環境アドバイザー、環境カウンセラー、地球温暖化防止活動推進員等の派遣

イ 協働取組の推進

- ・「ながさき環境県民会議」など、県民、事業者、行政が一体となった環境保全活動を推進

ウ 人材の育成

- ・環境活動指導者養成講座等（ICT を活用し受講者の拡充を図る）による指導者育成
- ・各主体や指導者間の交流会等を開催し、ネットワーク体制を支援

エ 拠点機能と情報発信の充実

- ・「環境活動 e ネットながさき」等を、県民が利用しやすい情報のプラットフォームにする
- ・ごみ処理施設、上下水道施設等の生活環境施設及び環境保健研究センター等を体験の場とする
- ・学校、家庭、地域、事業者の環境教育に活用できるエコツールの提供

### (3) 従来取組

これまでの取組についても引き続き推進します。

#### 《県民 1 人 1 人の取組》

ア 廃棄物を出さないライフスタイル

- ・マイバック、マイボトルの持参
- ・「もったいない」の精神のもと、廃棄物の排出を抑制

イ 家庭でできる減量化

- ・生ごみの堆肥化、廃食用油のバイオディーゼル燃料化への協力
- ・賞味期限への正しい理解、食材の食べきり



出典：環境省「ecojin」より抜粋

<https://www.env.go.jp/guide/info/ecojin/feature1/20221116.html>

#### 《事業者の 4R の取組》

ア 廃棄物を出さない事業活動の推進

- ・排出事業者責任に基づく廃棄物の適正処理を行い、原材料の選択や製造・輸送工程などの工夫を行い、自ら排出する廃棄物の排出抑制に取り組みます。
- ・食材の使い切り、生ごみの水切りやコピー用紙の使用枚数削減、機密文書リサイクルなど、各業種でできる取組を行います。

## 第5章 目標達成のための施策

### イ 廃棄物の発生抑制と再資源化への取組

- ・プラスチック資源循環促進法に基づき特定プラスチック使用製品（フォークなど使い捨てのプラスチック使用製品）の無償配布を控えます。
- ・販売する製品や容器等が消費された後に、廃棄物の発生抑制、分別排出、適正な処分ができるように、容量の適正化、容器包装の簡素化に努めます。
- ・使用済みの製品を再び製品または製品の一部として再使用できるなど、適正な循環利用ができる製品の開発や修繕体制の整備に努めます。
- ・事業者間で連携・協働し、廃棄物のリサイクルに取り組みます。

### ウ 産業廃棄物抑制の取組

- ・再資源化事業高度化法により、製造業者と廃棄物処理業者等の連携による質の高い再生材の利活用を促進するため、双方のニーズや技術情報の提供、マッチング支援の在り方等について検討を進めます。
- ・循環型社会の形成を目的として平成17年4月に導入した産業廃棄物税の税収を活用し、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進及び適正処理の推進を図る事業に取り組みます。
- ・産業廃棄物リサイクル施設設備に係る補助を行います。
- ・長崎県リサイクル製品等認定制度を推進し、認定製品の普及、利活用の促進に努めます。
- ・再資源化事業等高度化法により、中間処理業者等へ再資源化の報告義務やトレーサビリティ（発生から最終処理や再利用までの流れを把握・管理）の確保が求められていることから、トラックスケール導入の施設整備補助を行います。

## **（４）食品ロス削減の推進**

国の試算によると、日本の食品廃棄物等は年間2,550万トン、そのうち食べられるのに捨てられる食品「食品ロス」の量は年間464万トンと推計されており、日本の人口1人1日あたりの食品ロス量は約102gであり、ご飯茶碗1杯分に相当します。日本の食料自給率（カロリーベース）は38%で、食料の多くを海外からの輸入に依存しています。

食料を大量に生産、輸入しているのに、その多くが捨てられており、その処理費用は多額となり、焼却処理による二酸化炭素などの排出量の増加等による環境負荷が多大なものになっています。令和元年10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」や令和7年3月に変更の閣議決定がなされた「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえて、県内における食品ロスの削減の推進に関する計画を改定し、計画の進捗を図りながら、各主体と連携しながら県民運動として食品ロス削減を推進していきます。

ア 教育及び学習の振興・普及啓発等

消費者、事業者等が食品ロスの削減について理解と関心を深め、それぞれの立場から自発的に取り組むよう、教育及び普及啓発の施策を推進していきます。

- ・テレビCMなど各種メディアを活用した広報活動
- ・SNS・啓発冊子等を活用とした冷蔵庫の食材在庫使い切りに関する取組の行動変容につながる周知啓発

イ 食品関連事業者などの取組に対する支援

食品関連事業者及び農林漁業者が実施する食品の生産、製造、販売等の各段階において発生している食品ロスの削減のための積極的な取組を支援します。

- ・九州食べきり協力店の拡大、3010運動の推進



出典：環境省 3010 運動啓発用三角柱ポップより抜粋  
<https://www.env.go.jp/recycle/food/3010pop.html>

ウ 未利用食品を提供するための活動の支援等

食品ロスの削減だけでなく、生活困窮者への支援などの観点からも意義のある「フードバンク活動」を推進していくため、フードバンク団体や食品関連事業者等との連携強化を図ります。

エ 表彰

食品ロス削減に積極的に取り組む事業者や県民の表彰を行い、その取組を広く周知するほか、ポスターコンテスト等を通じて食品ロス対策を促進します。

オ 情報の収集及び提供

食品ロスの削減に資する先進的な取組に関する情報を収集し、提供していきます。

- ・HPの更なる充実

カ 協議会

長崎県食品ロス削減計画に基づく長崎県食品ロス削減推進協議会において協議のうえ、食品ロス削減のための目標値を設定します。

(参考) 令和12年度の1人1日あたりの食品ロス発生量の目標値 89.4g/人・日

## (5) 各種リサイクル法等に関する取組

### ア 容器包装リサイクル法に関する取組

- ・容器包装リサイクル法に基づく市町分別収集計画において、地域の実情を考慮しながら、この計画に沿って容器包装リサイクル対象物の資源化に取り組みます。さらに、長崎県廃棄物対策連絡協議会などの場を活用し、容器包装リサイクルにおける各市町の状況を整理し、その推進対策等について協議、意見交換等を行います。

### イ 家電リサイクル法に関する取組

- ・リサイクル対象4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）には、鉄、アルミ、ガラスなどの有用な資源が多く含まれているため、適正なりサイクル推進に取り組みます。
- ・リサイクル対象4品目の不法投棄防止及び離島地域の海上輸送費用負担軽減を目的とした、メーカー等による助成措置を活用します。

### ウ 小型家電リサイクル法に関する取組

- ・小型家電には、ベースメタル、貴金属、レアメタルなどの有用な金属が含まれているため、適正なりサイクル推進に取り組みます。
- ・県内における使用済小型家電の回収量を上げるために、回収ボックス方式やピックアップ方式など、地域の実情に応じた方法による回収システムの構築に努めます。

### エ 建設リサイクル法に関する取組

- ・建設工事において、特定建設資材（コンクリート、アスファルト、木材）の適正な分別・再資源化の実施の確保に努めます。
- ・長崎県リサイクル製品等認定制度により、リサイクル製品の利用に努めます。
- ・長崎県建設工事共通仕様書へ再生資材の利用について記載し、公共工事における再生資材の使用に努めます。

### オ 食品リサイクル法に関する取組

- ・食品関連事業者の理解を深めるため、パンフレット等を配布し、食品リサイクルの必要性等の普及啓発に取り組みます。
- ・食品残さ等の未利用資源を有効活用するために、必要な施設の整備を支援します。

カ 自動車リサイクル法に関する取組

- ・処理困難物とされるシュレッダーダスト（自動車等破砕物）や環境に影響を及ぼすフロン類の適正処理、再生部品及び再生資源の利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正処理、資源の有効活用の推進に努めます。
- ・離島地域においては、リサイクル料金の剰余金の一部を用いる離島対策支援事業を積極的に活用し海上輸送費の負担軽減を図ります。

キ その他のリサイクルに関する取組

- ・使用済み太陽光パネルの適正なりサイクルの推進に向けて、国のリサイクル義務化に向けた法整備の動向を踏まえつつ、市町、関係機関等と連携し、必要な情報提供や周知啓発に取り組みます。
- ・学校給食などから排出される食品残さや食べ残しの堆肥化、飼料化を推進します。
- ・家畜ふん尿の管理の適正化及び堆肥の品質向上・利用促進を図ります。
- ・二輪自動車など廃棄物処理法に基づく広域認定制度の対象品目については、製造事業者等によるリサイクルシステムが構築されていることから、同システムに基づき効率的な再生利用に取り組みます。

廃棄物処理法に基づく広域認定制度

廃棄物の処理を製品の製造、加工、販売等の事業を行う者（製造事業者等）が広域的に行うことにより、廃棄物の減量その他その適正な処理が確保されることを目的として、廃棄物処理業に関する地方公共団体ごとの許可を不要とし、環境大臣が認定する特例制度です。

本制度の対象となる廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物の両方があり、一般廃棄物については、現在、廃スプリングマットレス、廃パーソナルコンピュータ、廃密閉型蓄電池（密閉型鉛蓄電池、密閉型アルカリ蓄電池、リチウム蓄電池）、廃開放型鉛蓄電池、廃二輪自動車、廃FRP船、廃消火器、廃火薬類、廃印刷機、廃携帯電話用装置、廃乳母車、廃乳幼児用ベッド、廃乳幼児用補助装置が広域認定制度の対象品目として定められています。

## Topic リチウムイオン電池



環境省「リチウムイオン電池関係」から抜粋  
[https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium\\_1/index.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html)

リチウムイオン電池は、小型で軽量、エネルギー効率が高く、経済性に優れていることから、モバイルバッテリー、加熱式たばこ、コードレス掃除機、スマートフォンをはじめとするさまざまな身の回りの製品に使用され、今の私たちの生活を支えています。

一方で、リチウムイオン電池は、破損・変形により、発熱・発火する危険性があり、多くの地域の廃棄物処理施設で火災等が起きています。

不要になったリチウムイオン電池やリチウムイオン電池を使用している製品は、ご家庭から出る場合は、お住まいの市町のごみ捨てルールに従って、捨ててください。また、事業所や工場から出る場合は、分別して、処理が可能な産業廃棄物処理業者に委託してください。

### (6) その他の取組

#### ア 環境・エネルギー関連産業の育成

- ・ 県内企業の環境・エネルギー関連市場への新規参入や取引拡大を促進するため、研究開発などの取組を支援します。

#### イ グリーン購入の推進

- ・ 循環型社会を形成していくためには、再生品等の供給面における取組を強化することに加え、その再生品に対する需要が確保されることが重要であることから、県ではグリーン購入法に基づく国の基本方針を踏まえた長崎県環境物品等調達方針を定め、環境物品の調達を推進していきます。

#### ウ エネルギー回収の推進

- ・一般廃棄物(可燃ごみ)処理施設の整備にあたっては、廃棄物を処理する際に発生する熱エネルギーの利用(サーマルリサイクル)や廃棄物の燃料化など、エネルギー回収に十分配慮した施設整備を図ります。

#### エ マテリアルリサイクルの推進

- ・一般廃棄物処理施設の整備にあたっては、国の交付金制度を活用しながら、各市町のリサイクル推進に向けた取組に応じた、マテリアルリサイクル施設の整備を図ります。
- ・プラスチック資源循環促進法の制定により、多くの地域でプラスチックの回収が実施・増加することが見込まれるため、広域的な処理についても検討・促進していきます。

#### オ 未利用資源の有効活用の支援

- ・未利用のバイオマスを活用できる施設の整備を支援します。
- ・エコフィードを利用している養豚農家を中心に、利用状況、課題等の聞き取りを行い、必要に応じて県内エコフィード製造事業者への情報提供等を実施しながらエコフィードを推進し、関連法令の改正に伴う加熱処理基準対応への支援・指導を行います。

#### カ 再生利用に向けた取組への支援

- ・キャンペーンなどを実施して、リサイクルの必要性や重要性等について意識の浸透や醸成を図るとともに、住民や事業者がリサイクルを行いやすい体制や施設の整備に努め、全国と比べて再生利用率が低い紙類の再生利用を推進します。
- ・県は県民、事業者が行う紙類の再生利用や排出量削減に寄与するため、民間の回収事業や機密文書リサイクルなどの情報収集や新たな回収体制の強化に係る事業の検討などを行います。

### (7) ネットワーク形成の推進

天然資源の消費を最小化する持続可能な循環型社会の形成に向けて、これまで以上に、各主体の一人ひとりの意識改革と行動の変革が必要となってきます。

この意識改革と行動の変革を加速させるため、各主体が連携・協働するためのネットワークの要として設置している「ながさき環境県民会議」の取組を引き続き支援していくとともに、ネットワークの形成・強化のための各種施策を展開していきます。



## 1 - プラスチックごみの発生抑制・再資源化の促進

### (1) プラスチック資源循環促進法について

海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まり、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がでてきました。

そこで、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置を講じるため、「プラスチックに係る資源循環の促進に関する法律」が令和4年4月に施行されました。

プラスチックの資源循環は、プラスチックのライフサイクル全体において関わりがある、全ての事業者、自治体、消費者の皆様による様々な取組により実現します。



出典：環境省ウェブサイト

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>

#### 県民の取組

ア プラスチック使用製品の合理化によるプラスチックごみの抑制を行います。

- ・特定プラスチック使用製品（フォークなど使い捨てのプラスチック使用製品）を断る
- ・マイボトルやマイバックの持参

イ 事業者及び市町等の回収方法に即した分別排出をします。

ウ 認定プラスチック使用製品の使用に努めます。

#### 事業者の取組

ア プラスチック使用製品設計指針に即してプラスチック製品を設計します。

- ・構造について

減量化、包装の簡易化、長期使用化、長寿命化、再使用が容易な部品の使用または部品の再使用、単一素材化等、分解・分別の容易化、収集運搬の容易化、破碎・焼却の容易化

・材料について

プラスチック以外の素材へ代替え、再生利用が容易な材料の使用、再生プラスチックの利用、バイオプラスチックの利用

・製品のライフサイクル全体を通じた環境負荷等の影響を総合的に評価する など

イ プラスチック使用製品の合理化によるプラスチックごみの抑制を行います。

- ・消費者に提供する特定プラスチック使用製品を有償とする
- ・消費者が商品を購入し又は役務の提供を受ける際にその提供する特定プラスチック使用製品を使用しないように誘引するための手段として景品等を提供すること
- ・提供する特定プラスチック使用製品について消費者の意思を確認すること
- ・提供する特定プラスチック使用製品について繰り返し使用を促すこと など

ウ 自ら製造・販売したプラスチック使用製品の自主回収・再資源化を率先して行います。

エ 排出業者として、プラスチック使用製品の産業廃棄物の排出の抑制及び再資源化に努めます。

行政の取組

ア 市町の取組

- ・家庭から排出されるプラスチック使用製品の分別収集・再商品化を行います。

イ 県の取組

- ・国、市町、民間団体等と連携を図りながら、プラスチック使用製品廃棄物の発生抑制と資源化の取組を促進します。併せて、海岸漂着物の効率的、効果的な回収処理や発生抑制対策等に取り組めます。

## (2) 海岸漂着物対策の推進について

わが県においては、国内由来のものだけでなく、外国由来のものも含め大量に繰り返し漂着する海洋ごみの回収処理と発生抑制対策が必要となっています

ごみのない美しく豊かな自然あふれる海岸の実現のため、平成21年7月に制定された「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」第14条に基づき、平成22年10月に策定した「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に掲げる3つの基本目標、「海岸漂着物の円滑な処理」、「県民生活で生じる廃棄物の発生抑制」、「外国由来の海岸漂着物の削減」を柱として各種取組を進めます。

## 第5章 目標達成のための施策

### ア 海岸漂着物の効率的・効果的な回収処理や発生抑制対策等の推進

- ・海岸漂着物が集積している海岸においては、県、市町、海岸管理者、漁業関係者、地域住民等が連携して海岸漂着物の円滑な処理を図り、清潔の保持に努めます。
- ・漁業者等が行う海岸漂着物の処理を支援します。
- ・海岸漂着物の中には、陸域から排出されたごみが多いため、海岸漂着物の問題は、県民全ての共通の課題であるとの認識に立って、多くの県民に海岸漂着物の現状を知ってもらい、陸域からのごみを発生させないための啓発活動やごみの回収事業を実施し、効果的な発生抑制対策を推進します。

### イ 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- ・県民や、事業者、NPO、大学、行政などの多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体は相互に情報を共有しつつ連携・協力します。
- ・県域を越えた連携としては、福岡県、佐賀県、熊本県及び本県の4県で「有明海クリーンアップ作戦」として漁場の清掃活動に取り組むとともに、4県共通のポスターやリーフレットを作成し、海岸漂着物発生抑止の啓発に努めます。

### ウ 国際協力の推進

- ・本県における外国由来の海岸漂着物や、日本側が起因となる海岸漂着物については、相互の共通の課題であることから、国の外交上の対応と連携しながら課題の解決に努めるとともに、外国人にも海岸漂着物の現状を知ってもらうために、対馬市で行われている日韓市民ビーチクリーンアップなど、県内で行われている取組の充実を図ります。
- ・平成21年の日韓知事会議の合意に基づき、平成22年から日韓8県市道（山口、福岡、佐賀、長崎、釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治区）が連携して実施している地域の海岸清掃事業の取組を進めます。
- ・韓国や中国といった近隣国との、海岸漂着物に関する新たな共同の取組の実施について検討します。

### エ その他の海岸漂着物対策

- ・県民の意識の高揚とモラルの向上や、海岸漂着物の排出抑制を図るため、その現状、処理・発生抑制対策、国際協力等の各種施策に係る環境教育及び消費者教育並びに普及啓発を推進します。
- ・国が推進する海岸漂着物の効率的かつ効果的な回収・処分等に関する調査研究結果等を積極的に活用します。

- ・国が実施する海岸漂着物の漂着状況の実態把握や発生原因の究明に関する調査研究に協力します。
- ・海岸漂着物や漂流ごみの効率的な回収などについて、必要な助言等を行います。

#### オ プラスチック対策

- ・令和元年度には国において「プラスチック資源循環戦略」や「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」が策定され、G20 大阪サミットで「2050年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す」との首脳宣言がありました。
- ・環境省報告によると、くじら類の56パーセント、アオウミガメの62パーセントが海洋プラスチックごみを誤食しており、対馬市が令和6年度に実施した調査結果によると、容量ではペットボトル、漁具等のプラスチック類が漂着ごみ全体の約6割を占める状況にあります。
- ・プラスチック製品が紫外線や熱、波等の要因により5mm未満に微粒化されたマイクロプラスチックも海洋生態系等への悪影響が懸念されています。
- ・今後さらに、使い捨て容器の削減やリサイクル促進、植物を原料とするバイオ素材の利用拡大などの具体策が国で検討され今後取りまとめられる予定であるため、各種主体と連携してこれらの対策を推進していきます。
- ・プラスチックの誤飲のほか、捨てられた釣糸などによる海鳥への被害も多数報告されていることから、漁業者や漁協が行っている漁具等の回収事業を進めて、海洋生物への被害の拡大防止に努めます。
- ・飲食業界におけるプラスチック製のストローを使用しない取組や令和2年7月に義務化されたレジ袋有料化を契機としたマイバッグの推進などによるプラスチック製品の使用抑制と、分別徹底を推進し、海洋への流出防止に努めます。また、海洋プラスチックごみについても、陸域からのごみを発生させないための啓発活動やごみの回収事業を実施し、効果的な発生抑制対策を推進します。

## 1 - 廃棄物の適正処理の推進

### (1) 各主体による適正処理の推進

廃棄物の適正処理の推進のため、監視パトロールによる不法投棄・違法焼却の未然防止や廃棄物処理業者等の立入検査による不適正処理防止などの対策を推進します。

監視パトロールによる不法投棄の未然防止、早期発見、早期指導

産業廃棄物処理業者に対する定期的な立入及び適正処理指導

処理業者及び排出事業者に対する研修会の開催

適正処理を推進するためには、事業者が自ら排出した廃棄物の処理状況を確認し、処理業者は廃棄物処理法や各種リサイクル法の趣旨と定められた責任を理解し、各種法令を遵守して適正に廃棄物の処理を行うことが重要です。

また、不法投棄防止対策としては、第一に未然防止を図ることが重要であり、県民や事業者は廃棄物の処理に関する諸手続きや規定を理解し、適正処理に対する意識を持つことが大切です。

このため、行政は研修会を開催する等、県民や事業者の意識向上を図るとともに、事業所等への立入検査や不法投棄等監視パトロールを実施して、適正処理の推進に努めます。

なお、不適正処理が行われた場合は、法に基づき厳正に対処します。

#### 適正処理の推進に向けた取組

##### 排出事業者の取組

##### ア 処理・リサイクル関連法の趣旨の理解と責任の履行

- ・廃棄物処理法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、プラスチック資源循環促進法など関連する法令を遵守し、産業廃棄物の適正処理を行います。

##### イ 適正対価の負担及び適正処理の確認

- ・産業廃棄物の処理を委託する場合には、許可等を有する適正な業者を選定し、適正な対価を支払います。
- ・委託にあたっては委託契約を締結するとともに、マニフェストにより、委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを確認します。なお、紙マニフェストの交付等の状況に関しては、毎年、県（長崎市、佐世保市を含む。）へ報告します。

##### ウ 廃棄物の減量化及びリサイクルの推進

- ・資材の購入等にあたっては、不要な包装等ごみになるものを可能な限り排除し、廃棄物となるものの持ち込みを減らします。
- ・事業活動に伴って生じた廃棄物は分別して排出し、再資源化の実施に努めます。

- ・製品の製造にあたっては、拡大生産者責任を考慮し、リサイクルしやすい製品を開発すること等によって、再生利用率の向上を図ります。また、製品の製造にあたっては再生資源を利用するよう努めるとともに、需要に応じた資源循環の促進に努めます。
- ・事業活動に伴い連続的に発生する廃棄物については、可能な限りリサイクルできる体制を構築し、廃棄物の減量化に努めます。

#### 処理業者の取組

##### ア 処理・リサイクル関連法の趣旨の理解と責任の履行

- ・廃棄物処理法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、プラスチック資源循環促進法など関連する法令を遵守し、産業廃棄物の適正処理を行います。

##### イ 適正処理の報告

- ・収集運搬業者、中間処理業者及び最終処分業者はマニフェストに必要事項を記載し、マニフェスト交付者等へ適正に処理を行ったことを報告します。
- ・中間処理業者が中間処理後の産業廃棄物の最終処分を委託する場合、自らマニフェストを交付して収集運搬及び処理が適正に行われたことを確認します。

##### ウ リサイクルの推進

- ・中間処理後の産業廃棄物や処理過程で発生する副産物等は、可能な限りリサイクルして、廃棄物の減量化を図ります。

##### エ 最終処分場の適正管理

- ・最終処分業者は、最終処分場に関する基準を遵守し、許可品目以外の廃棄物の混入を防止するとともに、処分場の残余容量を的確に把握し計画的かつ適正な維持管理を行います。

#### 行政の取組

##### ア 排出事業者、処理業者及び処理施設への監視・指導

- ・廃棄物適正処理推進指導員を配置し立入検査の強化を図り、適正処理の推進に努めます。また、県民等からの情報には迅速に対応します。
- ・不適正処理が確認された際は、立入検査や指導を強化し、法に基づいて厳正な措置を講じます。
- ・立入検査マニュアルや適正処理指導要綱等により、統一的かつ効果的な立入検査を行います。

## 第5章 目標達成のための施策

### イ 現状の把握と効果的対策の検討

- ・排出事業者からのマニフェスト交付等状況報告書や処理業者からの実績報告書等を基に排出量、減量化量、最終処分量等の現状把握に努めます。

### ウ 適正処理推進のための啓発

- ・県民や事業者に対し、廃棄物処理法や各種リサイクル法等に関する広報等を行うことにより、廃棄物の適正処理について周知徹底を図ります。
- ・排出事業者等を対象とした研修会を開催し、適正処理及び各種リサイクル法等の趣旨と定められた責務についての理解を図ります。

### エ 関係機関との連携

- ・県庁内関係各課、市町、警察、大学など関係機関等との情報交換を密にし、適正処理の推進及び不適正処理発生時における生活環境保全上の支障の未然防止及び除去に努めます。

#### 不適正事案への対応

- ・廃棄物の不適正処理が行われた場合、生活環境保全上の支障が発生することを防止するため、一般廃棄物については市町、産業廃棄物については県（長崎市、佐世保市を含む。）において、行政処分（改善命令、措置命令及び許可の取消し）を迅速かつ厳正に行います。
- ・命令違反等については、警察との連携を図り、厳正に対処します。

#### 不法投棄の未然防止対策

##### 県民の取組

##### ア 適正なごみ出しと処理料金やリサイクル料金の負担

- ・ごみを排出するときは、居住する自治体が定めたルールに従い、不法投棄をしない、させないように努めるとともに、汚染者負担の原則を自覚し、処理料金やリサイクル料金を負担します。
- ・家電リサイクル法に従い、対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）を処分するときは、家電小売店等に引き渡し、所定の運搬、リサイクル料金を支払います。  
なお、家電リサイクル法に係る家電4品目は粗大ごみとして処理することはできません。
- ・自動車リサイクル法に従い、リサイクル料金を預託し、使用済自動車を引取業者に引き渡します。
- ・平成29年8月に発効した水銀に関する水俣条約に基づき、水銀を使用した体温計・血圧計などを処分するときは、定められた方法により適正に処理します。

- ・その他のリサイクルシステムを活用して廃棄物を処理する場合には、定められた方法により適正に処理します。

#### イ 行政への情報提供

- ・不法投棄や違法な野焼き等を発見した場合は、不法投棄ホットラインなどを通じて行政に情報を提供します。

不法投棄ホットライン窓口 (長崎県) 0120-790-530
------------------------------------

#### 事業者の取組

##### ア 処理・リサイクル関連法の趣旨の理解と責任の履行

- ・廃棄物処理法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、プラスチック資源循環促進法など関連する法令を遵守し、産業廃棄物の不法投棄や違法な焼却処理等を行いません。
- ・市町等の処理システムを活用する場合は、定められた分別方式を遵守し、必要な処理・リサイクル料金を負担します。

##### イ 適正処理の確認

- ・産業廃棄物排出事業者が処理を委託する場合は、許可を有する業者を選定し、委託契約を締結し、必ずマニフェストを交付して適正に処理が行われたことを確認します。
- ・収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者はマニフェスト交付者等に対して、適正な処分の実施状況等を報告します。

##### ウ 行政への情報提供

- ・輸送や廃棄物関連の事業者は、業務の中で不法投棄などを発見した場合は、行政に情報を提供します。

#### 行政の取組

##### ア 不法投棄等監視パトロールの実施

- ・廃棄物適正処理推進指導員等による不法投棄等監視パトロールを実施して不法投棄・違法焼却の未然防止と早期発見・指導に努めます。また、不法投棄ホットラインを通じた県民からの情報等には迅速に対応します。
- ・不法投棄等の不適正処理が行われたものの、現時点では直ちに支障の除去等の措置を必要としない区域についても、当該区域から新たな支障が生ずることがないように、当該区域の状況等について定期的に確認を行います。

## 第5章 目標達成のための施策

### イ 不法投棄防止のための啓発

- ・ 県民や事業者に対し、廃棄物処理法や各種リサイクル法等に関する広報等を行うことにより、不法投棄の防止について周知徹底を図ります。
- ・ 環境月間の時期に、警察、海上保安部及び市町等と協力し、陸域、海域、空域における不法投棄等監視合同パトロールを実施して県民や事業者等への周知を図ります。

### ウ 関係機関との連携

- ・ 警察、海上保安部、市町及び業界団体等で構成する長崎県産業廃棄物不法処理防止連絡協議会を中心として不法投棄防止対策を推進します。
- ・ 関係団体等と連携した監視体制の構築を図るなど、不法投棄防止に対する監視活動の充実に努めます。

### 不法投棄事案への対応

- ・ 不法投棄事案については、投棄物や目撃情報等から投棄者を調査し、撤去、改善を指導します。
- ・ 行政指導に従わない等、悪質な事案については、警察等と連携して法に基づき、厳正に対処します。
- ・ 不法投棄された廃棄物により、生活環境保全上の支障を生ずるおそれがある場合には、廃棄物処理法に従い、原因者に対して原状回復等の措置を命令します。

## (2) 一般廃棄物の適正処理の推進

市町は、廃棄物処理法第6条の規定により、その区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないことになっています。また、同法第6条の2の規定により、市町は、その計画に従って、その区域内における一般廃棄物を処理しなければならないこととなっています。一般廃棄物の処理及び施設整備については、各市町が定める一般廃棄物処理計画に沿って進めていきます。

一般廃棄物の処理は市町の責務となっており、それぞれの市町で一般廃棄物を処理するほか、複数の市町が共同して、その地域内で広域・集約処理を行います。

なお、事業系の一般廃棄物については、廃棄物処理法第3条に定めるとおり事業者自らの責任において処理することを基本としますが、各市町が定める一般廃棄物処理計画に基づいて処理する場合には、事業者は市町等の施策に積極的に協力し、適正な処理を行うこととします。

また、近年の気候変動等に伴う大規模災害で多量に発生する「災害廃棄物」の処理について、県は市町、関係機関、廃棄物処理民間協力事業者及び、必要に応じて隣接県との迅速かつ適切な対応に努めます。

### 適正処理への取組

#### ア 最適な処理方法の選択

- ・一般廃棄物の処理においては、2050年カーボンニュートラルを見据え、二酸化炭素の排出を抑えた脱炭素社会形成推進の観点も踏まえ、再生利用、中間処理及び埋立処分のうち最適の方法を選択するとともに、焼却処理量、最終処分量が抑制されるよう配慮します。
- ・プラスチックについては、容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法に基づき、今まで焼却ごみとされてきた製品プラスチックも含め分別収集、再商品化を進めていきます。

#### イ ダイオキシン類の削減

- ・焼却施設の集約化を進めるとともに、焼却施設の適正な維持管理を行うことにより排出基準を遵守し、ダイオキシン類の排出削減を図ります。

#### ウ 廃焼却炉の早期解体

- ・集約化等に伴い廃止されたごみ焼却施設については、国の交付金等を活用し、ダイオキシン類飛散防止を図りつつ、早期解体及び撤去等を進めます。

#### エ し尿・生活排水の適正処理

- ・污水处理の普及拡大と適切な維持管理を促進します。
- ・し尿処理施設の整備に際しては、メタンガスやリンの回収設備等の資源化設備の導入を推進します。

### 施設整備の施策

#### ア 地域内・県内完結型廃棄物循環及びごみ処理広域化・集約化システムの構築

- ・市町や一部事務組合、広域ブロックなど、各々の地域内で発生した廃棄物は、できるだけその地域又は県内でのリサイクルや処理が完結できるよう、施設整備を推進します。
- ・持続可能な廃棄物処理のため、県が主体となりごみ処理広域化・集約化協議会を設置し、市町と連携して、ごみ処理施設の長期広域化・集約化計画を策定します。
- ・必要に応じて、市町が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託する等、民間活用も検討していきます。

## 第5章 目標達成のための施策

### イ 適切な収集体制の確保等

- ・収集に関しては、処分及び再生利用の方法に配慮するとともに、容器包装リサイクル法及びプラスチック資源循環促進法に基づき一般廃棄物の種類に応じて分別収集する等、適切な収集体制を確保します。
- ・運搬に関しては、ごみ処理施設の広域化・集約化や市町の地勢等に応じて効率的な運搬が行えるよう、運搬車の配車体制を整備するものとし、必要に応じて、EVごみ収集車の導入等や中継基地の配置による大型運搬車への積替え等を行います。

### ウ 施設整備

- ・一般廃棄物処理施設の整備については、国の廃物処理施設整備計画に基づき、廃棄物の発生抑制及び適正な循環的利用を推進するための明確な目標の設定及びコスト比較を行ったうえで、地域における循環型社会の形成に資する総合的な計画である一般廃棄物処理計画に基づき実施します。
- ・県は循環型社会の形成に向け、ごみ処理広域化・集約化や民間施設の利用について市町と連携・協議し、国の循環型社会形成交付金制度等を活用しながら、必要な処理施設の整備を推進します。
- ・必要に応じて民間の資金、経営能力及び技術能力を活用し（PFI方式）廃棄物処理施設の整備を行います。

### エ 最終処分場の確保

- ・4Rを推進し、最終処分量を減少させることで、最終処分場の延命化に努めるとともに、地域ごとに必要となる最終処分場を計画的に確保します。そのため、地域ごとに必要となる最終処分場については、今後とも国の交付金制度を活用し整備を行います。

### オ 再資源化施設の整備

- ・一般廃棄物の更なるリサイクルを推進するため、国が公表している「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」を活用し、リサイクル品目の増加を見据えたりサイクルセンター等の再資源化施設の整備を推進します。

### カ 汚泥再生処理センターの整備

- ・し尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理するだけでなく、生ごみ等の有機性廃棄物を同時に処理することで、堆肥やエネルギーを生み出す汚泥再生処理センターの整備を推進します。

キ 廃棄物処理施設の延命化等

- ・ 厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を確保していくため、既存の施設を有効に活用し、長寿命化を図るストックマネジメントの手法を導入し、廃棄物処理施設の計画的かつ効率的な維持管理や整備を行い、施設の長寿命化・延命化を図ります。

**運営・管理体制の検討**

ア 施設の維持管理、操業の安全性の確保

- ・ 施設の維持管理及び安全衛生に努めるとともに、関係法令に基づき、日常の運転管理及び保守管理、予防措置、事故発生時の緊急対応及び防災教育・訓練など、施設の安全な操業に努めます。

イ 有料化の推進

- ・ 経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再使用、再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を検討します。

**自治体に対する技術的な支援等**

県は、一般廃棄物の処理に関する市町の責務が十分果たされるように、必要な技術的助言を与えるよう努め、次の取組を推進します。

ア 市町間の調整や情報の提供

- ・ 長崎県廃棄物対策連絡協議会等の場を活用し、廃棄物処理に関する市町間の調整や情報の提供を行います。

イ 県内の市町や他県等との調整等

- ・ 災害発生時や感染症蔓延などにより、各市町で廃棄物の処理が滞る場合には、県は、県内各市町や一部事務組合のほか、他県や廃棄物関係業界と調整等を行い、その適正処理のための支援等を行います。

【長崎県廃棄物対策連絡協議会】

長崎県における廃棄物の適正な処理を確保し、地域の環境保全を図ることを目的として「長崎県廃棄物対策連絡協議会」を設立、運営している。

【構成】県内21市町、県内6（廃棄物に関する）一部事務組合、8県立保健所及び長崎県資源循環推進課

【協議事項】

- (1) 廃棄物の適正処理に関すること。
- (2) 廃棄物の発生抑制、減量化及び資源化に関すること。
- (3) 適正処理困難指定廃棄物の処理に関すること。
- (4) 容器包装分別収集及び再商品化促進法に対応するための事項に関すること。
- (5) 廃棄物の広域処理に関すること。
- (6) 国、県並びに市町の動向に係わる情報交換に関すること。
- (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項。

**(3) 産業廃棄物の適正処理の推進**

事業活動に伴って排出される産業廃棄物は、排出事業者処理責任の原則のもと、事業者が自ら排出抑制や循環利用に率先して取り組むものとします。また、排出事業者や処理業者は、不適正処理をしないよう法令を遵守し、地域住民の信頼を得られるよう安全で安心できる収集運搬体制及び処理施設の確保と維持管理に努めます。そのうえで、循環経済への移行に向け、処理業者は、廃棄物の再資源化事業の高度化について検討を行い、資源の有効利用や環境負荷の低減に資する取組を推進することが期待されます。

このため、県は、市町や事業者等と緊密な連携を図っていくとともに、庁内においては、各種会議等を活用し、各部が行う施策の横断的連携を保ち、連絡調整を図ることで、適正処理の推進に努めます。

適正処理への取組

ア 循環利用及び適正処理の推進

- ・本県の地域特性に合った環境産業の創設や育成を推進し、県内から排出される廃棄物は、可能な限り県内で循環利用し、適正に処理することを目指します。
- ・循環経済への移行という社会的背景を踏まえ、製造業者及び処理業者の連携について検討を行います。
- ・県外からの廃棄物受け入れについては、事前協議制度により適正処理の確保を図ります。
- ・産業廃棄物税の税収を活用し、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの推進、適正処理の推進のための事業を実施します。

イ 技術開発の支援

- ・県の研究機関において、事業者や地域社会のニーズに応じた産業廃棄物の資源化技術に関する研究に取り組むとともに、民間・大学等との共同研究についても積極的に取り組みます。

ウ 普及啓発の推進、情報の収集・提供

- ・排出事業者及び処理業者等に対し、研修会・講習会を開催し、廃棄物の排出抑制・減量化・資源化に関する意識の啓発に努めます。また、関係業界・団体等と連携し、廃棄物や環境に関する各種情報を定期的に提供します。
- ・処理業者が、産業廃棄物処理施設の設置や変更を行う際には、地元住民への説明会や見学会を通して意見を求めることなどを定めた産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、助言等を行います。

エ 電子マニフェスト制度の普及促進

- ・事業者は自社処理に限らず、処理を委託する場合であっても、産業廃棄物の発生から最終処分（再生を含む。）に至るまでの全段階において適正な処理が行われるよう、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の使用・確認を徹底する必要があります。排出事業者や処理業者に対しマニフェスト制度の徹底を図るとともに、この制度をより円滑に進めるため、排出事業者及び処理業者と情報処理センターの間で電子情報を利用した電子マニフェスト制度の普及促進に努めます。

オ 多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の作成

- ・産業廃棄物の多量排出事業者は、事業場から排出する産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の減量その他処理に関する計画を作成することが廃棄物処理法で定められています。
- ・多量排出事業者が作成した処理計画については、事業者による自主的な排出抑制、再生利用等による減量化を一層推進するため、計画の提出を受けた県等はインターネット等を利用して公表します。
- ・県は、提出された処理計画について、廃棄物の排出抑制や再生利用が、本計画の目標を達成するために必要な水準に達していない場合、これらの改善について事業者と協議または助言を行います。

カ 優良な産業廃棄物処理業者の育成

- ・市場競争の中で、優良な産業廃棄物処理業者の育成が図られるためには、事業者が自らの判断により優良で信頼できる処理業者を選定できることが必要です。そのため、平成23年度に、通

## 第5章 目標達成のための施策

常の許可基準より厳しい基準をクリアした産廃処理業者を認定する「優良産廃処理業者認定制度」が創設されました。

- ・優良産廃処理業者認定制度に関する研修会などを開催し、産業廃棄物処理業者の優良認定取得を促進します。
- ・優良認定事業者に対するインセンティブの付与について検討します。
- ・知見を有する者の協力のもと、優良産廃処理業者育成のための研修会を実施し、県内処理業者の育成を図ります。

### キ 監視・指導の強化

- ・産業廃棄物の適正な処理（収集・運搬・中間処理・最終処分）が確保されるよう事業者や処理業者、産業廃棄物処理施設に対し、計画的かつ効果的な監視・指導を実施し、法に基づき厳正に対処します。

### 施設整備の施策

#### ア 再生利用等の推進

- ・処理業者は、産業廃棄物の再資源化を促進するため、必要な施設整備と処理工程の効率化に向けた設備導入を推進します。
- ・事業者及び処理業者は、産業廃棄物の焼却施設の整備にあたっては、熱回収が可能な施設の整備を優先します。

#### イ 施設整備に対する助成

- ・事業者及び処理業者が行う施設整備については、国や県の補助事業又は政府金融機関の融資制度等を活用し、施設整備の促進を図ります。

### 中間処理、最終処分施設の整備

#### ア 中間処理施設の状況

- ・処理施設の構造基準や維持管理基準、ダイオキシン類排出基準等に適合した処理が推進されるよう、処理施設の設置者への周知・指導や、施設への立入検査を推進します。

#### イ 最終処分場の状況

- ・循環型社会の形成並びに最終処分場の延命化を図るため、減量化や再生利用を推進し、最終処分量の削減に努めます。
- ・最終処分場（特に管理型）の安定確保の観点から、新たに最終処分場を設置する事業者に対しては、施設許可に係る手続き（告示縦覧等）や、申請の際に必要な調査等について、円滑に行えるよう助言を行い、早期設置に向けた取組を行います。

個別の処理対策

ア 農業系産業廃棄物

<現状及び問題点>

- ・本県における家畜排せつ物由来の堆肥の生産可能量と農地への需給については、県全体では概ねバランスがとれている状況にあります。しかし、一部地域では供給過剰が生じ、他の供給不足の地域に移出する等の対応が必要です。
- ・園芸用廃プラスチックは、主に野菜、花き等のハウス栽培、マルチ栽培等に利用されたものであり、農業者への啓発と、地域協議会による回収体制の確立により、本県では高水準で回収され、適正に処理されています。今後とも適正処理の啓発を継続し、効率的な回収体制の整備を支援しながら、回収率の維持、向上に努めるとともに排出量の削減に向けた取組が必要です

<処理方針>

(ア) 家畜ふん尿（動物のふん尿）

- ・家畜ふん尿の堆肥化については、副資材の安定確保と高品質な堆肥づくりに必要な施設整備を推進します。
- ・「肥料の品質の確保等に関する法律」に基づき、化学肥料との配合などによる耕種農家のニーズにあった安心して施用できる堆肥生産を推進し、需要拡大を図ります。
- ・堆肥生産量の多い地域から少ない地域へ、地域を越えた堆肥や副資材の流通を推進します。

(イ) 園芸用廃プラスチック（廃プラスチック類）

- ・園芸用廃プラスチックについては、適正処理に必要な体制を維持するとともに、長崎県園芸用等廃プラスチック適正処理推進対策協議会と各地域の廃プラスチック適正処理推進協議会との連携により、排出時の分別徹底や回収率の向上に加え、排出量の削減を図ります。

イ 上下水道系産業廃棄物

<現状及び問題点>

- ・水道事業及び下水道事業は、主に市町が事業主体として実施している事業で、これから排出される汚泥は住民の生活に密接な関係を有する水道水及び下水の処理過程から発生するものです。
- ・水道から排出される浄水発生土や、下水道から排出される下水汚泥については、いずれも全体の99%以上が再生利用されています。

<処理方針>

- ・下水道から排出される下水汚泥は、全排出量の建設資材（路盤材、管敷設埋設材、セメント原料）や肥料等としての再生利用を促進します。

## 第5章 目標達成のための施策

### ウ 電気事業系産業廃棄物

#### <現状及び問題点>

- ・本県には、全国有数規模の石炭専焼火力発電所が立地しており、発電に伴い生じる燃え殻（焼却灰）及び集塵機で捕捉されるばいじん（フライアッシュ）が大量に排出されています。
- ・燃え殻及びばいじんは中間処理による減量化が難しいため、再生利用を一層促進する必要があります。排出量を抑制することは難しいですが、節電等に対する意識を浸透させ、少しでもばいじんなどの発生量を抑制するような取組も必要となります。

#### <処理方針>

- ・発生した石炭灰については品質管理を行い、地盤改良材等の建設資材などとして、有効活用し、産業廃棄物としての排出抑制に引き続き取り組みます。
- ・電気業から排出される産業廃棄物については、そのほとんどが中間処理による減量化が見込めないため、有効利用の用途を開発し、可能な限り再生利用するものとし、どうしても最終処分を要するものについては、自社による最終処分場を長期的かつ計画的な視点から確保し、適正に処分することを基本とします。

### エ 建設系産業廃棄物

#### <現状及び問題点>

- ・今後も本計画の目標を達成するために、建設廃棄物の発生抑制の積極的な取組を行いつつ、リサイクル資材の利用拡大に向けた取組を推進していくことが重要です。

#### <処理方針>

- ・建設工事から発生する産業廃棄物については、建設リサイクル法に基づき適正処理を推進します。
- ・公共工事をはじめとしてリサイクル材の積極的な活用を図り、建設廃棄物の資源循環に向けた取組を推進します。
- ・なお、多量に排出されるコンクリート塊、アスファルト塊及び建設発生木材については、次の方針により処理を推進します。

#### (ア) コンクリート塊及びアスファルト塊

- ・建設業から排出されるコンクリート塊及びアスファルト塊は破碎し、再生骨材などへ再生利用を目指します。

(イ) 建設発生木材

- ・建設業から排出される建設発生木材は、国土交通省が定めた「建設リサイクル推進計画2020」の達成基準値である97%の再生利用・減量化を目標としますが、さらに減量化(焼却)の割合を低下させ、チップ化等への再資源化に移行することを目指します。

オ 特別管理産業廃棄物

<現状及び問題点>

- ・特別管理産業廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのある性状を有する廃棄物です。
- ・特別管理産業廃棄物には、次のものがあります。

(ア) 燃焼性の廃油

(イ) 腐食性の廃酸、廃アルカリ

(ウ) 感染性産業廃棄物

(エ) 特定有害産業廃棄物

- ・特別管理産業廃棄物は、その排出事業所が多種多様であり、さらに、その性質や性状がそれぞれ大きく異なることから、一元的・統一的な処理を行うことは困難であり、廃棄物の性質や性状にあった処理体制の整備が必要です。

<処理方針>

- ・特別管理産業廃棄物は、排出の段階から処理されるまでの間、注意して取り扱う必要があり、普通の産業廃棄物とは別に処理基準が定められています。また、特別管理産業廃棄物の排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者の設置が義務付けられています。
- ・排出事業者は、特別管理産業廃棄物管理責任者を中心として、特別管理産業廃棄物の厳重な管理を徹底するとともに、特別管理産業廃棄物処理基準等に基づく適正な処理を推進します。
- ・感染性一般廃棄物・感染性産業廃棄物については、病原微生物による二次感染の防止が最大の課題でこのため、次により対応します。

感染性産業廃棄物の保管、収集運搬、処分に際しては、国が定めた感染性廃棄物処理マニュアルに従って、適正な処理を推進する。

感染性一般廃棄物と感染性産業廃棄物は、区分しないで収集運搬することができるので、これらを混合して特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物）処理業者に処理を委託することを推進する。

離島地域においては、事業者又は処理業者による島内処理体制の確立に努めることとするが、必要に応じて、市町による一般廃棄物とのあわせ処理を検討する。各保健所管内（長崎市、佐世保市を含む。）において、県、市町、医師会等の関係機関が連携を図り、感染性廃棄物の適正処理を推進する。

- ・特定有害産業廃棄物(ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物、アスベスト廃棄物等)

(ア) ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物

- ・国のPCB廃棄物処理基本計画や方針等に基づいて、県内のPCB廃棄物の適正処理を推進します。
- ・PCB廃棄物の処理が完了するまでは、不適正な保管や紛失等によって生活環境の保全上の支障が生ずることがないように、保管事業者に対し立入検査等を通じて必要な指導を確実に行っていきます。

(イ) アスベスト廃棄物

- ・アスベスト廃棄物の保管、収集運搬、処分に際しては、特別管理産業廃棄物処理基準のほか、国が定めた石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第3版）（令和3年3月策定）等に基づき、適正な処理を推進します。
- ・石綿（アスベスト）に関する関係機関連絡会等において、情報の共有を図り、各機関が連携・協力してアスベスト対策を総合的かつ効果的に推進します。
- ・アスベスト廃棄物については、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度で認定を受けた施設等による適正な処理を推進します。

#### (4) 散乱ごみ対策の推進

快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進を図るため「長崎県未来につながる環境を守り育てる条例」に基づき、ごみの散乱防止対策を行います。

また、県民、事業者、NPO、大学、行政などが一体となって、環境美化活動等に取り組みます。

##### 県民・事業者の取組

##### ア モラル向上、キャンペーン等への積極的参加

- ・ごみの散乱防止のため、モラルの向上に努めます。また、身近なごみの状況を知ることが重要なので、市町などが行う空きかん回収キャンペーンや海岸清掃などに積極的に参加します。

##### イ 身近な環境美化

- ・河川・道路等におけるアダプト団体、愛護団体の登録制度などを活用し、団体が清掃・美化活動に取り組むことによって、身近な環境の美化に努めます。

#### 【地域清掃活動への取組(例)】

県内の各地域において、個人や団体レベルで多くの環境美化活動が行われています。これらの活動の中で、行政と民間が協力・連携して、次のような取組が行われています。

##### 長崎県保健環境連合会

市町の各自治会が保健環境連合会としてまとめ、6月の空きかん回収キャンペーンや、ながさき環境県民会議の委員として当会議の「(仮)ながさき資源サイクル(旧:ゴミゼロ)実践計画に基づいた(仮)ながさき資源サイクル実践活動を行うなど統一的な環境美化活動を行うとともに、各保健環境連合会においてごみの減量化・リサイクルに関する事業を行います。

##### 長崎県海と渚環境美化推進委員会

毎年7~8月にキャンペーン期間を設定し、ポスター・新聞等による環境美化啓発活動を行うとともに県下一斉浜そうじを実施するなど、海浜の環境美化に関して組織的に活動しています。

##### 大村湾をきれいにする会

大村湾沿岸市町と大村湾を活動の場とする企業が協力・連携して、啓発活動や漂流ごみの定期的な回収を行うなど、大村湾の水質保全や環境美化に取り組んでいます。

##### 日韓市民ビーチクリーンアップ事業

平成15年度から年1回、釜山外国語大学の学生が対馬市を訪れ、対馬市民等と一緒にボランティアによる海岸清掃活動に取り組んでいます。

## 第5章 目標達成のための施策

### 行政の取組

#### ア 長崎県未来につながる環境を守り育てる条例に関する取組

- ・県内全域でごみの投げ捨て等を禁止しており、さらに、文化遺産の存在する地域や良好な自然環境を形成している地域を対象に、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」を指定し、巡回指導を行います。

長崎県未来につながる環境を守り育てる条例では、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを推進するため、「ごみの投げ捨て等防止重点地区」、「喫煙禁止地区」を指定し、地区内での違反行為については罰則（2千円の過料）を定めています。

#### 「ごみの投げ捨て等防止重点地区：28地区」

知事は、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産の存する地域その他の規則で定める地域であって、特にごみの散乱を防止する必要がある区域を、ごみの投げ捨て等防止重点地区として指定します。

#### 「喫煙禁止地区：28地区」

知事は、快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりを広域的な観点から推進するため、文化遺産の存する地域その他の規則で定める地域であって、特にたばこの吸い殻の散乱を防止する必要がある公共の場所の区域を、喫煙禁止地区として指定します。

#### イ ボランティア団体等との協働

- ・県管理の公共施設（道路や河川等）の清掃・美化活動を行うアダプト団体や愛護団体の活動支援を行い、環境美化の推進を図ります。

#### 【県におけるボランティア団体等との協働の取組（例）】

##### アダプト団体への支援

申し込みに基づき登録されたアダプト団体（県管理の「河川、海岸=200m、道路=500m、港湾、漁港、砂防施設=一定区域」以上の区間を年4回以上、清掃・美化活動を行う構成員10人以上の団体）に対して、傷害保険の一括加入や清掃用具の支給・貸与などの活動支援を行っています。

##### 愛護団体への支援

届出に基づき登録された愛護団体（県管理の「河川」、「海岸」、「道路」、「港湾」、「漁港」、「都市公園」、「砂防公園」において清掃・美化活動を行う構成員5人以上の団体）に対して、傷害保険の一括加入や清掃用具の支給・貸与などの活動支援を行っています。

## 2 地域循環システムと地方創生

### (1) ごみ処理広域化の推進（一般廃棄物関係）

生活環境の保全と更なる効率的な廃棄物処理体制の構築を目指すため、市町と連携しながらごみ処理広域化の推進を図っていきます。

ごみ処理を取り巻く情勢の変化等を踏まえてごみ処理広域化を進めるとともに、その達成を考慮して実施される基幹改良工事などについて、必要な支援を実施していきます。

#### ア ごみ焼却施設の集約化

ごみ焼却施設を令和7年度の16施設から令和12年度までに15施設以内に集約化することを基本とし、ごみの広域処理を図ります。

ただし、各ブロックで適用可能な集約化の計画が策定された場合は、その達成に向けて技術的支援を行います。

#### イ マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル（熱回収：発電等）の推進

ごみ処理施設の更新時におけるマテリアル・サーマルリサイクル設備の導入を推進します。

その導入にあたっては、国の循環型社会形成交付金の利活用を促し、整備条件等について技術的指導、助言を行います。

#### ウ ごみ処理施設の延命化の推進

長期広域化・集約化計画に沿った集約化を行う場合に、集約化に向けた既存施設の更新時期の同期化を図る目的で、既存施設における老朽化した機械及び装置等の延命化を行うものについては、国の循環型社会形成交付金の利活用を促し、整備条件等についてこれに対し技術的な指導・助言を行う。

#### エ 汚泥再生（し尿）処理施設の整備

し尿、汚泥等の処理に係る施設整備・運営経費の削減のため、地域の実情に応じて、下水道や浄化槽等の整備計画等を踏まえた汚泥再生（し尿）処理施設の整備を図るとともに、汚泥の資源化などのリサイクルを推進します。

## 長崎県ごみ処理広域化計画

### 1 計画の目標

循環型社会の形成を推進し、焼却処理や最終処分を行うごみの削減に努めるとともに、ごみ処理の広域化により、地域の社会性や地理的特性を考慮したうえで、処理機能が安定した施設規模の全連続式焼却施設における熱回収や高度な排ガス設備等の整備などをもって、ダイオキシン類の排出削減を継続しながら、生活環境の保全や効率的な廃棄物処理の実現を目指します。

### 2 計画の目標年次と計画期間

計画の目標年次は、令和12年度とし、計画期間は令和3年度から目標年次までの10年間とします。

### 3 市町の広域ブロック割り

目標達成のため、市町の広域ブロックを以下のとおり7つの広域ブロックとして定めます。市町の広域ブロック割は当初の計画から平成21年度に見直ししたごみ処理広域化ブロックを基本とし、その後の市町村合併などを考慮した構成とします。

広域ブロック名	構成市町村
長崎・西彼ブロック (2市2町)	長崎市、西海市、長与町、時津町
佐世保・県北ブロック (3市4町)	佐世保市、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
県央・県南ブロック (5市)	島原市、諫早市、大村市、雲仙市、南島原市
下五島ブロック (1市)	五島市
上五島ブロック (2町)	小値賀町、新上五島町
壱岐ブロック (1市)	壱岐市
対馬ブロック (1市)	対馬市

### 4 全体計画

#### (1) ごみ焼却施設の集約化

次の表のとおり、ごみ焼却施設を令和2年度の17施設（令和7年度時点では16施設）から令和12年度に15施設以内に集約化することを基本とし、ごみの広域処理を図ります。

ただし、各ブロックで適用可能な集約化の計画が策定された場合は、その達成に向けて技術的支援を行います。

(施設数)

広域ブロック名	令和2年度	令和7年度	令和12年度	増減(R12-R7)
長崎・西彼ブロック	4	4	4	±0
佐世保・県北ブロック	5	5	5	±0
県央・県南ブロック	3	3	2	-1
下五島ブロック	1	1	1	±0
上五島ブロック	2	1	1	±0
壱岐ブロック	1	1	1	±0
対馬ブロック	1	1	1	±0
計	17	16	15	-1

## (2) その他の取組

## ア マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル(熱回収:発電等)の推進

ごみ処理施設の更新時におけるマテリアル・サーマルリサイクル設備の導入を推進する。その導入にあたっては、国の循環型社会形成交付金の利活用を促し、整備条件等について技術的指導、助言を行う。

## イ ごみ処理施設設備の延命化の推進

長期広域化・集約化計画に沿った集約化を行う場合に、集約化に向けた既存施設の更新時期の同期化を図る目的で、既存施設における老朽化した機械及び装置等の延命化を行うものについては、国の循環型社会形成交付金の利活用を促し、整備条件等についてこれに対し技術的な指導を助言を行う。

## ウ 焼却残渣等の再資源化処理の推進

生活環境の保全上の観点から、最終処分場の延命化を図るため、焼却残渣等のセメント原料化などの再資源化処理を推進し、埋立処分量の削減を図る。

## エ 汚泥再生(し尿)処理施設の整備

し尿、汚泥等の処理に係る施設整備・運営経費の削減のため、地域の実情に応じて、下水道や浄化槽等の整備計画等を踏まえた汚泥再生(し尿)処理施設の整備を図るとともに、汚泥の資源化などのリサイクルを推進する。

## (2) 長期広域化・集約化計画策定について（一般廃棄物関係）

わが国では、将来の人口減少等によるごみの排出量の減少や、市町が運営する廃棄物処理施設の維持管理コスト増大などの課題により廃棄物処理の非効率化等が懸念されています。加えて、国内では毎年のように大規模な災害が発生しており、様々な規模及び種類の災害に対応できるよう、公共の廃棄物処理施設を、通常の廃棄物処理に加え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための拠点と捉え直し、平素から廃棄物処理の広域的な連携体制を築いておく必要があります。これらの問題の解決や、持続可能な廃棄物の適正な処理を目的とし、また、2050年カーボンニュートラル実現や、資源循環と災害対策の強化を図るため、国が令和6年3月に「ごみ処理の長期広域化・集約化に向けた通知」を発出しました。

「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」

県においては、一部市町から、「長崎県ごみ処理広域化計画」の見直しと「長期広域化・集約化計画」の策定に向け、早急に取り組むとともに、県主導で市町の広域化・集約化の取組を後押ししてほしいとの要望があります。

以上のことから、県としては、国の通知を踏まえ、県が主体となり、現在の長崎県広域化計画の各ブロックを基本単位とし、令和8年度に「ごみ処理広域化・集約化協議会」を設置し、市町等と連携して、令和9年度までを目処に2050年度までの「長期広域化・集約化計画」策定する予定です。

今後、持続可能な適正処理の確保に向け、市町等としっかり連携を図りながら取組を進めていきます。

### (留意点)

- ・災害時でも適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、廃棄物処理施設の配置・基数を慎重に検討する必要あり。
- ・プラスチック資源循環促進法の制定により、多くの地域でプラスチックの回収が実施され、回収量が増加することが見込まれる中、プラスチックごみやそれ以外のごみの分別・回収や再資源化等について、積極的に民間と連携した取組の検討も必要。
- ・現在の「長崎県ごみ処理広域化計画」については、新たな「長期広域化・集約化計画」に集約化する予定。

### (3) 非常災害時における廃棄物の適正な処理（一般廃棄物関係）

非常災害時により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理する必要があります。

- ・非常災害時においては、市町や廃棄物処理業者による通常の廃棄物処理が困難になるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することから、県は廃棄物処理の広域的な連携や災害廃棄物の再資源化等も含む処理体制の構築を推進します。
- ・市町が災害廃棄物処理の実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を図るよう、県は平時から国の災害廃棄物対策指針に基づく助言や情報提供等の支援を行うほか、災害廃棄物仮置場設置運営訓練等の内容を含んだ県主催の災害廃棄物担当者研修会を実施します。
- ・市町は一般廃棄物処理事業者や産業廃棄物処理業者だけでなく、建設解体業や運送業などの民間事業者団体との協力体制を平常時から構築するように努め、県は市町の取組を支援します。
- ・災害発生時においては、県は長崎県地域防災計画や災害廃棄物処理計画に基づき、防災体制の整備を図るとともに、国や都道府県、市町、廃棄物関係業界との連携など災害廃棄物の処理のための調整等を行います。
- ・現在の長崎県災害廃棄物処理計画は平成30年3月に策定したものであり、近年の豪雨災害の頻発や、令和6年1月に能登半島地震が発生し、災害廃棄物を取り巻く状況は計画策定時と比べて大きく変化しています。また、南海トラフ地震に関し、本県の7市1町が防災対策推進地域に指定され、最新の知見に基づく被害想定に応じた災害廃棄物量を整理し、同計画を見直す必要があることから、県においては、新たな計画を策定することを検討しています。

### (4) 資源循環のための事業者間連携（産業廃棄物関係）

- ・製造側が必要とする再生材の質と量を確保すること等を目的とする再資源化事業等高度化法の制定により、製造業者と廃棄物処理業者が連携して、質の高い再生材の利活用に取り組む必要があります。
- ・県は、製造業者（動脈）と廃棄物処理業者（静脈）の業界における動向やニーズ等を踏まえ、両者のマッチング支援等の調整や相談への対応に努めます。また、関連事業者間での資源循環に関する情報の適切な共有の場を提供します。
- ・県は循環ビジネス創出に向けた可能性や課題等について研究を行います。

## 第5章 目標達成のための施策

第6章 計画の推進

# 1 計画の推進

## 県民

- ・ 県民一人ひとりが、「環境への負荷が少ない循環型社会」形成に向けた取組の主体であることを自覚し、積極的に行動します。
- ・ 4R活動を実践することで、廃棄物の減量化・再資源化・適正処理への取組を推進します。
- ・ 市町や県が実施する廃棄物や環境に関する施策に協力します。

## 事業者

- ・ 事業所において4R活動などを実践することで、廃棄物の減量化・再資源化・適正処理への取組を推進します。
- ・ 従業員の意識の向上を図るため、廃棄物や環境に関する講習会を受講させるなどして、4R活動の推進に努めます。
- ・ 市町や県が実施する廃棄物や環境に関する施策に協力します。

## NPO

- ・ 循環型社会の形成に必要な活動を行います。
- ・ 市町や県が実施する廃棄物や環境に関する施策に協力します。
- ・ 各主体の連携・協働のつなぎ手としての役割を担います。

## 大学・研究機関など

- ・ 循環型社会の形成に必要な研究を進めていきます。
- ・ 市町や県が実施する廃棄物や環境に関する施策に協力し、助言します。
- ・ 最新の情報収集や、専門的な知識の発信などを行います。

## 市町

- ・ 廃棄物処理法に基づき、本計画との整合を図りつつ、地域の実情に応じた一般廃棄物処理計画を策定し、計画に基づいて実践します。
- ・ 地域単位での循環システムの構築等、住民の生活に密着した基礎自治体としての役割を実践します。
- ・ イベントや研修会など様々な機会に、廃棄物や環境に関して地域住民への啓発に努めます。

## 県

- ・ 全県的・広域的な観点から、一般廃棄物や産業廃棄物の状況を的確に把握し、廃棄物の減量化・再資源化・適正処理を推進します。

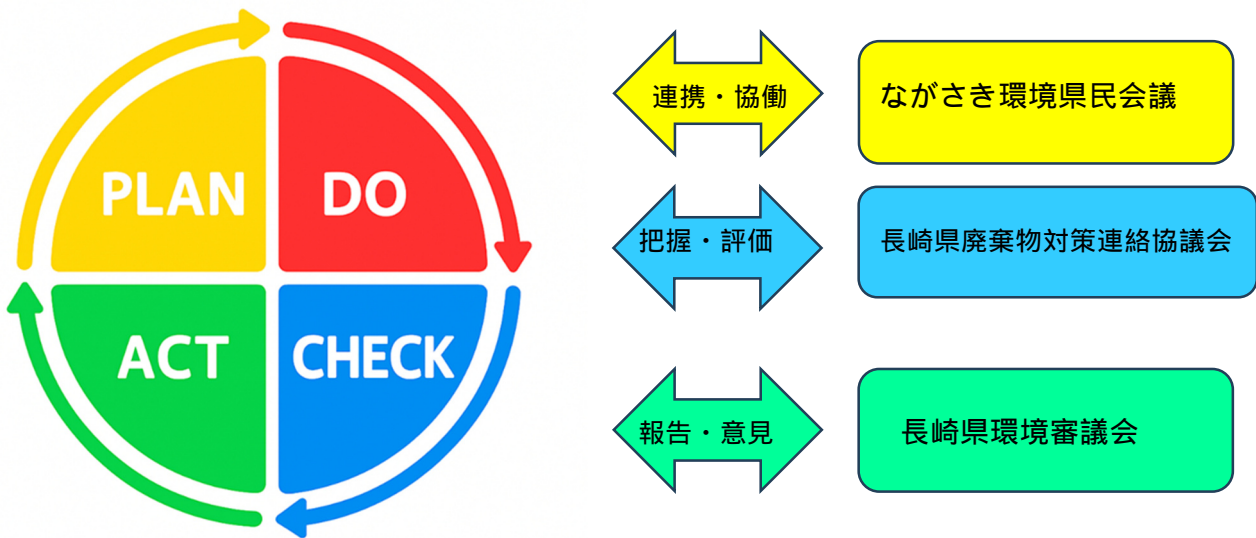
- ・市町や関係主体の取組が推進されるように調整機能を果たします。
- ・ながさき環境県民会議と連携して、各関係団体等が行う実践行動の年間計画や実施状況を把握し、次年度以降の実践活動の改善を図ります。
- ・市町のごみの排出量や再資源化量、施策の実施状況等について、毎年度調査を行い、長崎県廃棄物対策連絡協議会において意見交換を行い、施策の見直しに反映させます。
- ・計画の進捗状況を県のホームページで公開し、各主体の意見を施策の中身に反映させるよう努めます。
- ・近年の気候変動による大規模災害に伴い、大量に発生する災害廃棄物について、市町、関係機関、民間廃棄物処理協力事業者及び、必要に応じて隣接県も含めて適正かつ迅速な対応に努めます。

## 2 計画の進捗管理と見直し

計画の進捗管理と見直しについては、計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、見直し（Act）のサイクル（PDCAサイクル）により、継続的な改善を行っていくこととします。

ながさき環境県民会議や長崎県廃棄物対策連絡協議会と連携・協働するとともに、各主体の年度ごとの目標の達成状況等を評価します。また、長崎県環境審議会へ計画の進捗状況や評価結果の報告を行い、意見をいただくとともに、広く県民に情報を提供していきます。

また、5年ごとに計画の内容を見直します。



< PDCAサイクルによる計画の推進 >

### ながさき環境県民会議

環境への負荷の小さい持続可能な社会を形成することを目的として、平成24年6月に、「ゴミゼロながさき推進会議」と「長崎県地球温暖化対策協議会」を統合し、新たに設立されました。

県における循環型社会の形成を目指して、県民、事業者、NPO、大学、行政などが、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、廃棄物の減量化及び再資源化を推進していくための会議のことです。ながさき資源循環実践計画を策定し、推進していく母体となります。

### 長崎県廃棄物対策連絡協議会

廃棄物の発生抑制、減量化及び再資源化並びに適正処理等について協議するため、県及び市町等で構成されています。

毎年開催し、各市町におけるごみの排出量や再資源化量、施策の実施状況等について意見交換を行い、施策の見直しに反映させます。

## 参 考 資 料

資料 1	第 6 次長崎県廃棄物処理計画策定に係る長崎県環境審議会に おいての審議の経緯.....	106
資料 2	長崎県環境審議会委員名簿.....	107
資料 3	長崎県環境審議会廃棄物処理計画策定部会委員名簿.....	108
資料 4	用語の説明.....	109

## 第 6 次長崎県廃棄物処理計画策定に係る長崎県環境審議会における審議の経緯

令和 7 年 1 月 24 日	知事から長崎県環境審議会へ諮問
2 月 6 日	長崎県環境審議会 長崎県環境審議会内に廃棄物処理計画部会（臨時部会）を設置
6 月 13 日	長崎県廃棄物処理計画部会（第 1 回） ・骨子に係る検討、策定方針及びスケジュール、 現計画の取組状況等について審議
8 月 7 日	長崎県廃棄物処理計画部会（第 2 回） ・一般廃棄物の将来予測、指標等について審議
11 月 7 日	長崎県廃棄物処理計画部会（第 3 回） ・目標の設定、計画素案について審議
令和 7 年 12 月 8 日 ～令和 8 年 1 月 7 日	パブリックコメントの実施 県内市町への意見照会
令和 8 年 1 月 22 日	長崎県廃棄物処理計画部会（第 4 回） ・計画案について審議
2 月 9 日	長崎県環境審議会 ・計画の策定について審議
2 月 16 日	長崎県環境審議会から知事へ答申

## 資料 2

## 長崎県環境審議会委員名簿

構成	氏名	職業・団体
会長	山口 敦子	長崎大学総合生産科学域 教授
副会長	伊東 浩子	長崎県弁護士会（弁護士）
副会長	馬越 孝道	長崎大学総合生産科学域 教授
委員	有馬 和彦	長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 准教授
委員	石黒 則子	公募委員
委員	岩岡 千香子	西海国立公園九十九島水族館 次長
委員	内田 清秀	長崎県農業協同組合中央会 専務理事
委員	江嶋 慶子	長崎県商工会女性部連合会 会長
委員	大串 雅也	長崎県漁業協同組合連合会 指導課 課長
委員	大庭 伸也	長崎大学人文社会科学域 准教授
委員	奥村 公子	公募委員
委員	河本 和明	長崎大学総合生産科学域 教授
委員	坂田 彰子	公募委員
委員	佐藤 義高	長崎県森林組合連合会 専務理事
委員	菅 富美子	一般財団法人 長崎県地域婦人団体連絡協議会 理事
委員	関 陽子	長崎大学総合生産科学域 教授
委員	橘 勝康	長崎大学 名誉教授
委員	谷村 康弘	公募委員
委員	中尾 義政	一般社団法人 長崎県猟友会 会長
委員	中川 啓	長崎大学総合生産科学域 教授
委員	長岡 寛明	長崎国際大学薬学部 教授
委員	橋口 雅子	長崎県市長会（五島市市民生活部長）
委員	原田 穰	公募委員
委員	原田 ゆう	公募委員
委員	本庄 萌	長崎大学総合生産科学域 准教授
委員	宮地 晃輔	長崎県立大学経営学部 教授
委員	宮原 良之	長崎県町村会（佐々町保険環境課長）
委員	山口 典之	長崎大学総合生産科学域 教授
委員	八代田 千鶴	森林総合研究所関西支所 主任研究員
委員	吉川 沙耶花	長崎大学総合生産科学域 准教授
委員	渡邊 貴史	長崎大学総合生産科学域 教授

## 資料 3

## 長崎県環境審議会廃棄物処理計画部会委員名簿

部会職名	氏名	所属・職名	備考
会長	渡邊 貴史	長崎大学 総合生産科学域 教授	長崎県環境審議会委員
委員	石黒 則子	公募委員	長崎県環境審議会委員
委員	江嶋 慶子	長崎県商工会女性部連合会 会長	長崎県環境審議会委員
委員	内田 清秀	長崎県農業協同組合中央会 専務理事	長崎県環境審議会委員
委員	大串 雅也	長崎県漁業協同組合連合会 指導課 課長	長崎県環境審議会委員
委員	菅 富美子	一般財団法人長崎県地域婦人団体連絡協議会 理事	長崎県環境審議会委員
委員	関 陽子	長崎大学 総合生産科学域 教授	長崎県環境審議会委員
委員	橋口 雅子	長崎県市長会（五島市市民生活部長）	長崎県環境審議会委員
委員	宮地 晃輔	長崎県立大学 経営学部 教授	長崎県環境審議会委員
委員	宮原 良之	長崎県町村会（佐々町保険環境課長）	長崎県環境審議会委員
専門調査員	朝倉 宏	長崎大学総合生産科学域 教授	
専門調査員	石橋 康弘	熊本県立大学環境共生学部 教授	
専門調査員	中ノ瀬 浩己	一般社団法人 長崎県産業資源循環協会 会長	
専門調査員	前田 大介	一般社団法人 長崎県建設業協会 土木委員長	

## 資料 4

**用語の説明****《ア行》****アスベスト**

アスベスト（石綿）は、極めて細い天然の鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリに強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材（吹き付け材、保温・断熱材、スレート等）や様々な製品に使用されてきました。しかし、空中に飛散するアスベストを吸引した場合、肺がんや、中皮腫を発症する発ガン性が問題となり、現在では製造・使用等が禁止されています。

**安定型最終処分場**

産業廃棄物の最終処分場（埋立地）の一つで、廃棄物の安定化に伴って汚水、ガス等が発生しない廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類を埋立処分できる処分場のことです。廃棄物の流出防止のための擁壁など流出防止設備や防止するためのフェンスなどの設備から構成されます。

**異性体**

同じ分子式でありながら、構造が異なるなど科学的に区別される化合物のことです。ダイオキシン類には 200 種類以上の異性体があります。

**一般廃棄物**

産業廃棄物以外の家庭や事業活動から出るごみと定義され、具体的には家庭から出るごみや紙くずなどの「生活系ごみ」、事業者の事務所や飲食店から出る「事業系ごみ」、そして「し尿」が含まれます。

**エコフィード**

食品製造副産物等を活用した飼料、環境にやさしい(ecological)や節約する(economical)等を意味するエコ (eco) と飼料を意味するフィード(feed)を併せた造語です。

**N P O ( Nonprofit Organization : 民間非営利団体 )**

非営利で不特定多数の者の利益の為に活動している民間組織のことです。「特定非営利活動促進法」により、こうした活動を行う団体が法人格を取得し、特定非営利活動法人 ( N P O 法人 ) となることもできます。

**汚泥**

産業廃棄物の一つで、工場排水や下水などの処理後に残る泥状のものや各種製造業の製造工程において生ずる泥状のものをいいます。下水汚泥などの有機性汚泥と建設汚泥などの無機性汚泥があります。

## 《力行》

### 海岸漂着物

海岸に流れ着いたごみやその他の汚物、不要物をいいます。台風などの自然災害の際に、山から海岸に流れ着いた流木や、海を漂流して流れ着いたごみなどです。

### 海洋プラスチックごみ

私たちの普段の生活や経済活動から排出され海に流れ着いたり、直接海や川に捨てられたりして、最終的に海洋を漂うプラスチックごみのことを指します。近年、海洋プラスチックによる海洋汚染は地球規模で広がっており、特に海洋中のマイクロプラスチック（サイズが5 mm未満の微細なプラスチックごみ）が生態系に及ぼす影響が懸念されている。

### 家庭系ごみ

生活系ごみから、家庭から排出される資源ごみを除いたもののことです。

### 家電リサイクル法

一般家庭や事務所から排出された家電製品(エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶式、有機EL式、プラズマ式)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

### 環境負荷

人が環境に与える負担のことです。「環境基本法」では、人の活動により環境に加えられる影響で、環境の保全上の支障の原因となるおそれがあるものと定めています。

### 感染性廃棄物

医療機関や介護老人保健施設、衛生検査所などから医療行為や検査などに伴って発生した廃棄物のうち、感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物のことです。「廃棄物処理法」では、感染性廃棄物は、特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物に分類されており、保管から収集運搬、処分までの全ての過程において厳重に管理することが求められています。

### 管理型最終処分場

産業廃棄物の最終処分場（埋立地）の一つで、埋め立てられた廃棄物が安定化するにつれて汚水やガスが発生し、周辺の環境を汚染する可能性のある廃棄物を埋立処分できる処分場のことです。環境汚染を防止するための遮水施設、浸出水集水設備、浸出水処理施設などから構成されます。

### グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境のことを考慮して、まず必要性をよく考え、次に環境

への負担ができるだけ少ないものを選んで購入することです。

### 計画収集量

市町等によって収集されたごみの量です。

### 小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の小型家電には、鉄、アルミ、銅、貴金属、レアメタルといった有用な金属が含まれていますが、これまで鉄などの一部の金属を除いてその大半が廃棄物の埋立地に処分され、有用な金属の十分な回収が行われていませんでした。そうしたことから、小型家電の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を目的として小型家電リサイクル法が施行されました。

### ごみ排出量

計画収集量（市町等によって収集されたごみ量）と直接搬入量（住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみ量）と集団回収量（自治会や子ども会などが古紙などを回収し、市町に報告した量）の総和です。

### コミュニティプラント

一般廃棄物処理計画に基づき、市町が設置する小規模な下水処理施設のことです。公共下水道と同様に、埋設された配水管によって集められたし尿と生活雑排水を合わせて処理する施設です。

### 《サ行》

#### 再資源化

使用済み製品・容器や廃棄物のうち有用なものを、部品などとして再使用することや、新たな製品の原材料として使用できる状態に処理することです。

#### 再使用

一度使用された製品をそのまま使用することや、一部の部品をそのまま使用することです。例えば、ビールびんや一升びんなどのリターナブルびんなどのように、返却されたびんを洗浄して再び使用することや、家具類を修理して使用するなど、従来と同じ用途で使用する事です。

#### 再生利用

廃棄物の全部又は一部を処理して、原材料として利用することです。例えば、古紙を水に溶かし、洗浄、脱水するなどして再び古紙パルプにし、紙原料として利用することや、ペットボトルを粉砕するなどして、フレークやペレットにし、様々なプラスチック製品の原料として利用します。マテリアルリサイクルともいわれています。

## 資料

### 再生利用率

ごみ排出量に占める資源化量の割合です。

### 産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など「産業物処理法」で定める 20 種類の廃棄物のことです。

### 産業廃棄物処理業者

産業廃棄物の収集・運搬業、中間処理（破碎・焼却などの処理）業や最終処分（埋立処分）業を営む者のことです。これらの業を行う場合には、収集・運搬を行う地域や施設を設置する地域の都道府県知事の許可が必要であり、許可を受けていない者は、産業廃棄物の収集・運搬や中間処理、最終処分を請け負うことはできません。爆発性、毒性、感染性などがある特別管理産業廃棄物の収集・運搬や処理を行う場合は、別途、都道府県知事の許可が必要となります。

### 産業廃棄物処理施設

産業廃棄物を中間処理（破碎・焼却などの処理）や、最終処分（埋立処分）する施設のことです。法律で定められた一定規模以上の産業廃棄物処理施設を設置する場合、都道府県知事の許可が必要となります。

### 産業廃棄物税

産業廃棄物の排出量や処分量に応じて課税される法定外目的税のことであり、税収は一般的に、産業廃棄物の発生・排出抑制、リサイクル率向上支援、不適正処理の対策強化などに使われています。長崎県では平成 17 年 4 月 1 日から導入しています。

### 残余容量

最終処分場において、廃棄物を埋め立て処分できる全体容量のうち、既に埋め立てられた容量を除く、残された埋め立て可能な容量のことです。

### 散乱ごみ

道路、河川、公園などに散乱し、放置されているごみのことです。主なものとしては、空きかん、空き瓶、ペットボトル、紙くず、たばこの吸い殻などがあります。

### 事業系ごみ

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、オフィスなど事業所から出る紙くずや飲食店から出る生ごみなど、産業廃棄物にはならない一般廃棄物のことです。

### 資源化量

施設資源化量（リサイクル施設における分別や溶融施設におけるスラグ化などにより資源化された量）と直接資源化量（市町が収集後、資源化処理施設を経ずに直接再生事業者へ搬入し、資源化された量）と集団回収量（自治会や子ども会などが資源ごみを回収し、市町に報告した量）の総和です。

### 資源ごみ

古紙、空きかん、空き瓶やペットボトルなど、再資源化することができるごみのことです。

### 施設資源化量

リサイクル施設における分別や溶融施設におけるスラグ化などにより資源化された量です。

### 集団回収量

自治会や子ども会などが古紙、空きかん、空き瓶を回収し、市町に報告した量です。

### 循環型社会

資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することを目的に、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用（リサイクル）などを推進する社会のことです。

### 循環経済（サーキュラーエコノミー）

大量生産・大量消費・大量廃棄の「線形経済」から脱却し、資源や製品の価値を可能な限り長く維持・循環させ、廃棄物を最小限に抑えながら経済的価値を創出する経済システムのことです。

### 循環資源

廃棄物等のうち有用なものをいいます。

### 循環的利用

廃棄物の「再使用」、「再生利用」及び「熱回収」のことをいいます。

### 食品ロス

日本では、「食品ロス」は、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針において「本来食べられるにもかかわらず捨てられる食品」と定義されています。食品関連事業者から発生する食品ロス量については、農林水産省が食品リサイクル法の規定に基づく定期報告結果等を基に推計し、家庭から発生する食品ロス量については、環境省が市区町村で実施している家庭系ごみの組成調査等を基に推計しています。

### 浄化槽

し尿と併せて、台所などから出る生活雑排水を処理する設備のことです。

### 浄化槽汚泥

浄化槽でし尿や生活雑排水を処理した際に発生する汚泥のことをいいます。

### 焼却灰

廃棄物を焼却処理した際に残った燃え殻のことをいいます。焼却灰は、灰分と、燃え残りの未燃分からなっています。

### 処理及び維持管理費

収集運搬・中間処理・最終処分にかかる経費（人件費、燃料費、消耗品費、光熱水費など）と施設の修繕費、車両購入費及び委託費などです。

### 飼料化

食品廃棄物の水分や栄養成分などを調整して、家畜用の飼料を製造することです。

### 水洗化率

公共下水道や浄化槽などでし尿を処理している人口の総人口に占める割合です。

### ストックマネジメント

建物等について中長期的なスパンで計画的に補修や更新などを行う維持管理方法のことです。

国の廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアルでは、既存の廃棄物処理施設の計画的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図ることとされています。

### スラグ

廃棄物や、廃棄物を焼却した灰を 1,200 以上の高温で溶融した後に冷却することによって生じるガラス質の溶融固形物のことです。路盤材やコンクリート用骨材などへの利用が図られています。

### 生活系ごみ

家庭での生活において発生する廃棄物のことで、食べ残しや調理くずなどの生ごみ、家具などの粗大ごみ、空きびん、空きかんなどの容器や包装廃棄物、新聞、雑誌などがあります。

### 粗大ごみ

家具、自転車、家電製品などの耐久消費財で比較的大型のごみのことをいいます。

### 《夕行》

### ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）、ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）及びにコプラナ-ポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）の総称です。これらの物質は、よく似た分子構造をもち、発生原因や毒性作用も類似しています。廃棄物焼却施設などから、非意図的に発生していますが、実際に環境中や食品中に含まれる量はごく微量なので、通常の生活の中で摂取する量では急性毒性は生じません。

### 多量排出事業者

多量の産業廃棄物を排出する事業場を設置している事業者のことです。「産業物処理法」では、年間 1,000 トン以上の産業廃棄物又は 50 トン以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者を多量排出事業者と規定しており、産業廃棄物の減量その他の処理に関する計画書を策定し、都道府県知事に提出することが義務づけられています。

### 脱炭素社会

二酸化炭素の排出が実質ゼロとなる社会のこと。

### 多チャンネル連携

一般的には、実店舗・EC サイト・SNS・アプリなど複数の顧客接点（チャンネル）を連携させ、顧客情報や在庫情報を共有・統合することで、顧客体験を一貫性のあるシームレスなものにするマーケティング戦略のことを指します。

ここでは、啓発活動を SNS や店舗キャンペーンなど複数の媒体で行うとともに、それぞれの媒体を連携させることにより、啓発を受ける人がどのチャンネルにアクセスしても、同じ情報や一貫したメッセージを受け取ることを意味しています。

### チップ化

廃木材や剪定枝などの木材系廃棄物を破砕機などで細かく砕き、再生利用や減容化のために小片状にすることです。

### 中間処理

廃棄物を減量化することや、安全かつ安定した状態に変化させることをいいます。減量の方法としては、脱水、破砕、圧縮などがあり、また、安全、安定化の方法としては、焼却、中和、溶融などがあります。

### 直接資源化量

市町が収集後、資源化処理施設を経ずに直接再正業者等へ搬入し、資源化された量です。

### 直接搬入量

住民、事業者等がごみ処理施設に直接搬入したごみの量です。

## TEQ (Toxicity Equivalency Quantity)

毒性等量のことです。ダイオキシン類には多くの異性体があり、それぞれ毒性の強さが異なるため、全体としての毒性の強さを表す場合、通常、以下の手順により算出される TEQ (毒性等量) を用います。

- (1) 異性体の中で最も毒性の強い 2, 3, 7, 8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性を 1 としたときの、他の異性体の毒性の強さを相対的に表した換算係数 (毒性等価係数: TEF (Toxicity Equivalency Factor)) を決めておきます。
- (2) 異性体ごとに、その濃度に毒性等価係数を乗じた値を計算し、全ての異性体についてこの計算値を足し合わせます。

## 特定プラスチック使用製品

商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供される 12 製品 (主としてプラスチック製のフォーク、スプーン、テーブルナイフ、マドラー、飲料用ストロー、ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ、衣類用ハンガー、衣類用カバー) を対象製品としています。ワンウェイプラスチック製品と称される場合もあります。

## 特別管理産業廃棄物

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをいい、引火性廃油 (揮発油類、灯油類、軽油類)、強酸性廃液、強アルカリ性廃液、感染性産業廃棄物、特定有害産業廃棄物 (廃 PCB、PCB 汚染物、廃石綿、特定有害物質を含むばいじん・汚泥など) が定められています。

## 《ナ行》

### ながさき環境県民会議

脱炭素・循環型社会づくりを目指して、県民、事業者、NPO、大学、行政などが、それぞれの役割を果たしながら連携・協働し、廃棄物の減量化及び再資源化を推進していくための会議のことです。ながさき資源循環実践計画を策定し、推進していく母体となります。

## 熱回収

廃棄物の焼却の際に得られる熱を利用して、温水を作るなど発電を行うことです。リサイクルの一つで、サーマルリサイクルともいわれています。

## 《ハ行》

### バイオディーゼル燃料

生物由来の油から作られるディーゼルエンジン用燃料の総称であり、バイオマスエネルギーのひとつです。

## バイオマス

生物資源（bio）の量（mass）を表していて、一般的には「動植物に由来する有機物である資源（化石資源を除く。）」のことで、廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設業から発生する廃材、下水汚泥などがあります。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料や堆肥としての利用、固形燃料化、エタノール化、メタン発酵などによる燃料や燃焼ガスとしてのエネルギー利用などがあります。

## 排出事業者責任

事業活動に伴って発生した廃棄物については、排出事業者が、自らの責任において適正に処理しなければならないとするものであり、廃棄物・リサイクル対策の基本的な原則の一つです。

## 排出抑制

製品を長く使用することや、再使用を進めることなどにより、廃棄物の排出そのものを抑制することです。

## ばいじん

焼却により発生する、煙に含まれるすすなどの微粒子のことです。廃棄物の焼却施設では、一般的に集じん施設を設置し捕集しています。

## 破砕

廃棄物を処理する方法の一つです。焼却施設、堆肥化施設や最終処分場などで、大きなごみの処理を効率的に行うために、機械を利用して廃棄物を細かく砕く方法です。

## 発生抑制

ごみになるものを作らない、売らない、買わないことなどにより、ごみになることを事前に抑制することです。「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会における施策として、第一に発生抑制、第二に再使用、第三に再生利用、第四に熱回収、そして最後に適正処分という優先順位を定めています。

## 1人1日あたりのごみ排出量

ごみ排出量をごみ収集を行っている区域の人口と年間日数で除した量です。

## P C B（Polychlorinated Biphenyls:ポリ塩化ビフェニル）廃棄物

P C BやP C Bを含む油又はP C Bが塗布されたもの、封入されたものが廃棄物となったものです。特別管理産業廃棄物又は特別管理一般廃棄物として、処理するまでの間、厳重な保管が義務づけられています。平成13年に「P C B廃棄物処理特別措置法」が制定され、令和8年度末までに処理を終えることとなっています。

## フードバンク

家庭や事業者から発生する過剰在庫品や規格外品などの提供を受け、生活困窮者やこども食堂、社会福祉施設などに寄附する活動を行う団体のことです。

## 不燃ごみ

ごみの分類の一つで、焼却できない金属、ガラス、陶磁器などの総称です。

## 不法投棄

ごみを定められた以外の場所、例えば山林や河川敷などに廃棄することをいいます。廃棄物処理法では、何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならないとされており、罰則が定められています。

## 分別収集

家庭などから排出されるごみを、ごみの種類に応じて分類し、収集することです。ごみを効率よく処理するために、「可燃ごみ」「不燃ごみ」に分けて収集することや、かん、びん、古紙、ペットボトルなどを再資源化するために、他のものと分けて収集することをいいます。

## 《マ行》

### マテリアルリサイクル

廃棄物の全部又は一部を処理して、原材料として利用することです。例えば、古紙を水に溶かし、洗浄、脱水するなどして再び古紙パルプにし、紙原料として利用したり、ペットボトルを粉砕するなどして、フレークやペレットにし、様々なプラスチック製品の原料として利用します。

## 無害化

有害な廃棄物を中間処理（アスベストの場合：1,500 以上の高温で融解する等）することで、無害な廃棄物にすることをいいます。廃棄物に含まれている有害物質の種類、性質によって様々な無害化の方法があります。

## 燃え殻

焼却施設の炉内に残った焼却灰のほか、電気業などの事業活動に伴って生ずる石炭がらや灰かすなどを指した廃棄物のことです。

## 《ヤ行》

### 4R

ごみを減らし資源を有効活用するための4つの行動、Refuse（断る：ごみの発生抑制）・Reduce（減らす：ごみの排出抑制）・Reuse（再使用）・Recycle（再生利用）の頭文字を

とったもので、循環型社会形成のための基本的な考え方です。

## 《ラ行》

### リチウムイオン電池

リチウムイオンが正極と負極の間を移動することで充放電を行う、充電可能な二次電池です。小型・軽量で高エネルギー密度、長寿命なのが特徴で、スマートフォン、ノートパソコン、電気自動車、モバイルバッテリーなど、私たちの身の回りの多くの電子機器に広く使われています。

ただし、リチウムイオン電池は衝撃や破損によって発火する危険性があるため、廃棄や保管の際には正しい方法で取り扱うことが重要です。不適切な処分は、運搬中やリサイクル工場などでの事故につながる恐れがあります。

### レアメタル

地球上における存在量が少ないか、技術的・経済的な理由で抽出困難である金属のことです。携帯電話、デジタルカメラやパソコンなど、私たちの生活に欠かせない機器に幅広く使われています。使用しなくなった携帯電話などから、レアメタルを回収することを目的として、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）が平成 25 年 4 月に施行されました。



## 第6次長崎県廃棄物処理計画

令和8年3月

【編集・発行】長崎県県民生活環境部 資源循環推進課

〒850-8570 長崎市尾上町3番1号

電話：095 895 2373（直通）

<https://www.pref.nagasaki.jp/section/haitai/index.html>